

会議録

平成30年第1回更別村議会定例会

第4日（平成30年3月19日）

◎議事日程（第4日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議案第32号 平成30年度更別村一般会計予算の件
- 第 3 議案第33号 平成30年度更別村国民健康保険特別会計予算の件
- 第 4 議案第34号 平成30年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算の件
- 第 5 議案第35号 平成30年度更別村介護保険事業特別会計予算の件
- 第 6 議案第36号 平成30年度更別村簡易水道事業特別会計予算の件
- 第 7 議案第37号 平成30年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件
- 第 8 村政に関する一般質問
- 第 9 議案第 2号 更別村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定の件
- 第10 議案第 3号 更別村寄付金管理基金条例制定の件
- 第11 議案第 4号 更別村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定の件
- 第12 議案第 8号 更別村行政手続条例の一部を改正する条例制定の件
- 第13 議案第10号 更別村寄付条例の一部を改正する条例制定の件
- 第14 閉会中の所管事務調査の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	松 橋 昌 和	副議長	7番	本 多 芳 宏
	1番	安 村 敏 博		2番	太 田 綱 基
	3番	高 木 修 一		4番	織 田 忠 司
	5番	上 田 幸 彦		6番	村 瀬 泰 伸

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村 長	西 山 猛	副 村 長	森 稔 宏
教 育 長	荻 原 正	農 業 委 員 会 長	道 見 克 浩
代 表 監 査 委 員	笠 原 幸 宏	会 計 管 理 者	小 野 寺 達 弥
総 務 課 長	末 田 晃 啓	総 務 課 参 事	渡 辺 伸 一
総 務 課 参 事	女ヶ澤 廣 美	企 画 政 策 課 長	佐 藤 敬 貴

産業課長 本内秀明
建設水道課長 佐藤成芳
子育て応援課 新関保
教育次長 川上祐明

住民生活課長 宮永博和
保健福祉課長 安部昭彦
診療所事務長 酒井智寛
農業委員会
事務局長 小林浩二

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 高橋祐二
書記 小野山果菜

書記 平谷雄二

(午前10時00分開議)

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員は8名であります。
定足数に達しております。
これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

- 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番、安村さん、7番、本多さんを指名いたします。

◎日程第2 議案第32号ないし日程第7 議案第37号

- 議 長 日程第2、議案第32号 平成30年度更別村一般会計予算の件から日程第7、議案第37号 平成30年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの6件を一括議題といたします。

お諮りをいたします。議案第32号 平成30年度更別村一般会計予算の件から議案第37号 平成30年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの6件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第32号 平成30年度更別村一般会計予算の件から議案第37号 平成30年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの6件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定をしました。

3月16日に引き続き審議を続けます。

款10教育費に入ります。

補足の説明を求めます。

川上教育次長。

- 教育次長 款10教育費について補足説明をいたします。

139ページをごらんください。予算額4億7,112万4,000円、前年度予算と比較しまして2億3,900万7,000円の減であります。主な要因は、前年度の認定こども園園舎等改築事業が終了したことによるものです。

項1教育総務費、予算額1億5,543万3,000円。

主なものといたしまして、目1教育委員会費、予算額3,285万円であります。説明欄(2)、教育総務費補助金等159万円のうち、19負担金補助及び交付金で十勝教育研修センター負担

金83万円につきまして、運用母体の十勝圏複合事務組合が十勝環境複合事務組合と統合することとなり、あわせて共通経費の算定方式が変更されるため、前年度比較で22万5,000円増となります。140ページをごらんください。説明欄（3）、更別農業高校教育支援事業363万円ですが、内容としましては19負担金補助及び交付金で更別農業高等学校教育振興会助成金315万、農業関係活動の寮運営費等の助成金であります。また、更別農業高等学校海外実習事業助成金48万円ですが、今までの単独校での実習実施を全道の農業高校で実施している事業に参加することと農業後継者の生徒の減少により生徒3名を2名とすることにより、前年度比較で156万円の減となります。説明欄（4）、更別農業高校生徒確保等支援事業2,569万5,000円、内容としましては19負担金補助及び交付金として更別農業高等学校教育振興会助成金の2,541万4,000円、前年度比較79万4,000円の増となります。増額の主な要因は、寮生の土日の村内滞在経費の助成を新たに行うものです。更別農業高等学校早期整備期成会助成金28万1,000円ですが、学校施設整備、施設整備の充実に向けた要請活動を引き続き行ってまいります。

目2事務局費、予算額1億2,208万1,000円、主なものは職員の人件費等であります。説明欄（1）、事務局一般事務経費625万円。141ページをごらんください。備品購入費、管理用備品購入費106万円ですが、改善センター備えつけの印刷機の老朽化に伴う更新を予定しております。142ページをごらんください。説明欄（3）、指導主事共同設置事業1,358万6,000円、中札内村との指導主事共同設置事業であります。前年度から3年間は指導主事の執務場所が更別村となり、当該職員の人件費等につきましては更別村で予算計上し、その半額を中札内村から負担金としていただくこととしております。143ページをごらんください。説明欄（4）、教育施設整備計画策定事業420万9,000円、老朽化が目立ってきている中学校校舎など教育施設の適切な維持、更新を行うために施設ごとの今後の整備方針となる長寿命化計画を策定するものでございます。

項2小学校費、予算額4,958万3,000円。

目1学校管理費4,729万8,000円、前年比31万8,000円の減となります。主なものとしまして、説明欄（1）、小学校運営経費2,782万8,000円、7賃金1,026万8,000円、特別支援教育支援員を更別小学校に3名、上更別小学校に1名配置し、特別な支援を必要とする児童を支援してまいります。145ページをごらんください。説明欄（2）、学校施設維持管理経費1,708万1,000円、11需用費、小学校燃料費782万5,000円、前年度比123万6,000円の増の主な要因は、燃料費の単価増と使用量の増によるものでございます。146ページをごらんください。説明欄（3）、外国語指導推進事業87万円、8報償費、学校英語活動指導員謝礼及び13委託料、小学校英語活動サポート事業委託料につきましては、学習指導要領の改訂により小学校5、6年生の外国語活動が新たに教科化となりまして、本年度から移行期間の授業対応が始まるため、小学校における外国語指導体制を充実させるためのものでございます。147ページをごらんください。説明欄（5）、学校施設改修事業66万7,000円、更別小学校の理科室流し台シンク及び屋外スピーカーの改修工事、上更別小学校のガス給湯器の更

新工事を行うものでございます。

項3 中学校費、予算額3,446万5,000円。

目1 学校管理費、予算額3,207万1,000円、前年度比578万5,000円の増となります。主な内容であります。説明欄(1)、中学校運営経費1,426万7,000円、7賃金、特別支援教育支援員賃金354万2,000円ですが、中学校におきましても支援を要する生徒の支援のため特別支援教育支援員を1名配置するものでございます。149ページをごらんください。説明欄(2)、学校施設維持管理経費896万5,000円、11需用費、中学校燃料費280万3,000円、前年比66万8,000円増の主な要因は、燃料費の単価増及び使用量増によるものでございます。150ページをごらんください。中学校清掃業務委託料178万8,000円、前年比60万6,000円増の主な要因は、隔年実施しております体育館の床及びガラス清掃の実施によるものでございます。説明欄(6)、学校施設改修事業387万5,000円、15工事請負費、更別中央中学校校舎等改修事業387万5,000円、前年比356万6,000円増の主な要因は、地下燃料タンクライニング工事及び体育館煙突アスベスト対策工事を実施することによるものでございます。

151ページをごらんください。項4 幼稚園費、目1 幼稚園管理費、予算額7,132万9,000円、前年比2億6,276万9,000円の減となります。主な要因は、前年度の認定こども園園舎等改築事業が終了したことによるものでございます。なお、4月より認定こども園上更別幼稚園開園に伴い、153ページ、説明欄(3)、認定こども園運営経費、155ページ、説明欄(4)、認定こども園園舎維持管理経費を新たに認定こども園上更別幼稚園関連予算として計上し、151ページ、説明欄(1)、幼稚園運営経費、153ページ、説明欄(2)、幼稚園舎維持管理経費を更別幼稚園関連予算として計上しております。説明欄(1)、幼稚園運営経費1,233万6,000円、前年比553万4,000円減の主な要因は、上更別幼稚園関連予算を別事業としたことによるもので、7賃金、幼稚園用務員賃金216万9,000円減、バス搭乗員賃金53万3,000円減、9旅費、普通旅費14万7,000円減、11需用費、消耗品費61万5,000円減、12役務費、インターネット利用料59万1,000円減、14使用料及び賃借料、複写機使用料21万3,000円減などです。なお、更別幼稚園用務員について前年度まで委託業務でしたが、ここ数年委託経費が7賃金の場合として比較して大きく上回ったことなどから、上更別幼稚園と同様、7賃金で予算計上しております。153ページをごらんください。説明欄(2)、幼稚園舎維持管理経費444万4,000円、前年比122万4,000円減の主な要因は、上更別幼稚園管理予算を別事業としたことによるもので、11需用費、幼稚園燃料費32万4,000円減、幼稚園光熱水費29万5,000円減、園舎修繕費10万円減、13委託料、保守・管理・点検委託料16万3,000円減、警備業務委託料14万8,000円減、清掃業務委託料31万8,000円減などです。説明欄(3)、認定こども園運営経費、前年比2,087万5,000円増の主な要因は、7賃金、補助教諭、補助保育士、子育て支援業務員、栄養士、園長の賃金1,598万7,000円増、11需用費、給食、子育て支援、子どもセンター関連消耗品費で25万5,000円の増などです。なお、園長につきまして前年度までは更別、上更別の両幼稚園を兼務しておりましたが、上更別幼稚園が認定こども園へ移行したことにより業務がふえたことから、新たに専任で

配置することとしております。155ページをお開きください。説明欄（4）、認定こども園園舎維持管理経費、前年比418万5,000円増の主な要因は、11需用費、燃料費70万9,000円増、光熱水費193万5,000円増、13委託料、清掃料、屋外清掃で9万円増、13委託料、電気保安業務委託料13万1,000円増などであります。156ページをごらんください。説明欄（7）、園舎改修事業、前年比814万4,000円増は、旧上更別幼稚園園舎解体工事費であります。

項5 社会教育費、予算額3,426万2,000円。

目1 社会教育総務費、予算額2,203万1,000円、主な内容であります。157ページをごらんください。説明欄（3）、生涯学習推進事業経費302万3,000円、7賃金、社会教育指導員賃金207万6,000円、前年比96万2,000円増の理由は、社会教育指導員の業務に現在導入を検討しておりますコミュニティ・スクールのコーディネート業務を加えたことにより賃金単価の引き上げと通勤手当を加算し、現在の週4日勤務から週5日勤務とするものです。なお、コーディネーターの配置経費については、今後国庫補助の協議を行う予定であります。158ページをごらんください。説明欄（4）、青少年教育推進経費275万2,000円、前年比210万9,000円減の主な要因ですが、宮城県東松島市とのどんぐり子ども交流事業は本年度は更別村受け入れであるため、普通旅費及び交流事業助成金を減額するものです。なお、本年度の子ども交流事業は、7月27日から30日まで3泊4日の日程で行う予定であります。160ページをごらんください。説明欄（7）、文化推進経費407万4,000円、13委託料、ヤチカンバ保存整備委託料14万1,000円ですが、前年度の調査結果を受け、ヤチカンバの成長に影響を及ぼす樹種の駆除方法についての調査を行うものであります。161ページをごらんください。説明欄（9）、コミュニティ・スクール推進事業30万1,000円ですが、これまでは関係者で構成する推進会議におきまして制度の導入について検討してきたところですが、本年度はPTAなどを含めた幅広い関係者で構成する準備委員会を設置し、さらなる研修、検討を重ねて具体的な制度設計をすることとしております。

目2 社会教育施設費、予算額1,223万1,000円、前年比65万3,000円増の主な要因は、11需用費、改善センター燃料費の単価増と使用量増によるものです。

162ページをごらんください。項6 保健体育費、予算額1億1,723万4,000円。

目1 保健体育総務費421万4,000円、主な内容であります。説明欄（1）、スポーツ推進委員会運営経費41万2,000円、前年比23万4,000円減の主な理由は、隔年実施しております道内研修の報酬及び研修費用弁償の減によるものです。

164ページをごらんください。目2 体育施設費、予算額8,607万9,000円。166ページをごらんください。説明欄（4）、コミュニティプール維持管理経費1,546万8,000円、11需用費、コミュニティプール燃料費344万円、前年比63万2,000円増の主な要因は、燃料費の単価増及び使用量増によるものでございます。167ページをごらんください。説明欄（5）、トレーニングセンター維持管理経費1,013万6,000円、11需用費、トレーニングセンター燃料費309万6,000円、前年比44万4,000円増の主な要因は、燃料費の単価増及び使用量増によるものでございます。169ページをごらんください。説明欄（8）、コミュニティプール改修事

業4,640万8,000円、15工事請負費、コミュニティプール改修事業費4,640万8,000円ですが、外壁、内部の塗装及び修繕を行うものです。別紙の一般会計予算資料を後ほどご参照いただきたいと思います。説明欄（9）、トレーニングセンター改修事業150万円、11需用費、トレーニングセンター修繕費50万円、18備品購入費、管理用備品購入費100万円ですが、トレーニングセンター2階、多目的スペースを安全面での改修を行い、遊具を備えて、1階プレールームとあわせて冬期間も使用できる幼児、児童の遊び場として整備を行うものでございます。

170ページをごらんください。目3学校給食費、予算額2,694万1,000円、前年比77万円の減です。説明欄（1）、学校給食センター運営委員会運営経費19万6,000円につきましては、今のところ平成31年10月に予定されております消費税増税を見越した給食費単価の改定検討のため増額となっております。説明欄（2）、学校給食センター運営経費1,658万7,000円、7賃金、給食業務賃金及び給食補助業務賃金につきましては、人材派遣会社からの派遣が困難となったため、人材派遣業務委託料を皆減し、調理員を全て直接雇用するとともに、給食業務調理員と給食補助業務調理員の2段階の賃金体系とし、待遇改善を図り、調理員の確保に努めていきます。172ページをごらんください。説明欄（4）、ふるさと給食助成事業150万円ではありますが、地元食材の活用促進と安心、安全な食事の提供を継続して実施いたします。説明欄（5）、保護者負担軽減事業334万1,000円ではありますが、子育て世代の負担軽減のため、多子世帯に係る給食費の軽減を引き続き行います。

項7教育諸費、予算額881万8,000円。

主なものでありますが、173ページをごらんください。目2学芸奨励費、予算額398万6,000円、174ページをごらんください。説明欄（5）、各種文化・スポーツ大会派遣事業175万円ではありますが、中学生の文化及びスポーツ大会等への助成を行い、活発な活動支援を継続して行います。

目3財産管理費、予算額133万7,000円、説明欄（2）、教員住宅改修事業、予算額61万2,000円、15工事請負費、教員住宅改修工事費ではありますが、更別小学校教員住宅4戸のトイレ換気扇取り付けと中央中学校教員住宅1戸の玄関土間補修を行うものでございます。

以上、款10教育費の補足説明を終わらせていただきます。

○議長 長 款10教育費の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 161ページにありますコミュニティ・スクール推進事業なのですが、教育執行方針の中にはこの委員会とコミュニティ・スクールコーディネーターを設置してなっていますが、そのコーディネーターについてちょっとお聞きしたいと思いますけれども。

○議長 長 川上教育次長。

○教育次長 コーディネーターでございますが、コミュニティ・スクールの検討をするに

当たって、そういった中核となるような職員を考えておまして、具体的な業務といたしましてはコミュニティ・スクール準備委員会の事務局に加わっていただきまして、更別におけるコミュニティ・スクールのあり方の検討、学校運営協議会運営マニュアルの作成、学校を支援する仕組みの検討などを担っていただきたいと考えております。

以上です。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 新たに人を配置するというのでしょうか。

○議 長 川上教育次長。

○教育次長 既存の社会教育指導員という枠の中にコミュニティ・スクールのコーディネーターの業務を加えた上で、社会教育指導員として配置するものでございます。

以上です。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 人を増すのかなという思いで当初考えていたのですがけれども、兼務というようなことで、新たに人を増さないということなので、ちょっと安心したところなのですがけれども、コミュニティ・スクールを進めるには、このもの自体は大変いいというふうに私も理解していますし、学校運営にどう地域がかかわれるかというようなことだと思います。そこで、私の調べたところ、これがうまくいくためにはいろんな下部組織があって、例えば学校支援ボランティアだとか、あるいは地域の方が日常的に出入りしている状況があるだとかということがないとなかなかうまく進まないという、片方ではそういうようなこともあります。また、新聞記事には、無理をせずに地域に応じた目標を設定するのが大切だということもございます。そこで、第1に、更別村の今考えているコミュニティ・スクールを進めるに当たってどこに重点を置いているのでしょうか。

○議 長 川上教育次長。

○教育次長 村瀬議員のおっしゃるとおり、コミュニティ・スクールにつきましては学校と地域住民が力を合わせて学校運営に取り組むことが可能となります。地域とともにある学校への転換を図るための仕組みとして設置が努力義務化されたものでございます。地域でどのような子どもを育てるかですとか、何を実現していくかという目標やビジョンを学校や地域住民と共有し、学校運営に地域の声を積極的に生かして、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができるものとされていることとでございます。ですので、そのような内容につきましては、本年度における準備委員会の中でさらに検討しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議 長 荻原教育長。

○教育長 ただいまどこに重点を置いて進めるのだという質問だと思うのですがけれども、今年度については推進会議という会議を持ちまして、コミュニティ・スクールというそのものの知識を深めようということを進めてまいりました。その中で、今言われたどこに重

点を置くのだという話になるのですけれども、その中では要するに地域の方を取り込んで学校にかかわってもらふのだという組織づくりをまず考えなくてはいけないということがありまして、ある程度そういう意味の組織づくりを含めた構想については練ってきたのですけれども、それをもとに、先ほど次長から話ありましたけれども、準備会議の中でさらにもんでいきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 学校現場が非常に忙しいという状況の中で、学校運営に対して地域の支援が実は焦点になるのではないかなというふうには私は危惧しています。学校現場が忙しいことを地域でどうやって担うことができるかというようなことに焦点を当てていくと、結局地域住民の方々がいるところで支援をするという形だけが出てくると。実質的なここで言うメリット、例えば人事要望ができるだとかというようなことが本当にできるのかというようなこと。あるいは、文化が教育長もおっしゃるように弱いと言われている。この文化というものをただ地域で文化のできる先生を呼ぶことができないだろうかという話になったときに、本当に可能なのかというのが非常に心配するところなのです。その前に、小中一貫教育ですか、いろんな制度がある中で、もうちょっと学校側も地域におりてくるような、そういう地域づくりというのが先に僕はなされるべきではないかなとずっと実は思っていたものですから、いきなりここにコミュニティ・スクールが導入されてくると全てが学校運営のためというふうなことにしてくるものですから、学校側が地域のほうにというふうな、ここには論議にはならないと思うのですけれども、ならないのですよね。その確認だけです。

○議 長 荻原教育長。

○教育長 地域の支援というか、主導権というか、先ほど言われたとおり、コミュニティ・スクールというのは学校運営協議会を置くこともコミュニティ・スクールということなのです。私ども推進会議の中でいろいろ見てきましたけれども、その中でコミュニティ・スクールに取り組まれている活動の中には地域の方が入ってきて、いろんなことを学校とかかわってやっていくというすばらしい取り組みをやっているところもあるものですから、そういうのを含めて今後取り入れて、更別スタイルのコミュニティ・スクールに取り組んでいきたいなと考えております。いずれにしても、コミュニティ・スクールについては地域づくりの一環にもなるのかなというふうにも考えておりますので、その辺十分検討して、地域の人を力を使いながら、要するに村の子どもたちは村で育てるのだという意味で子どもたちを育てる環境づくりを進めていきたいなと考えております。

以上です。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 関連するかと思うのですが、157ページの説明欄(3)、生涯学習推進事務経費なのですけれども、これ増額されていて、コミュニティ・スクール、週4回から5

回に変更したということで、この辺地域のかかわり、子どもなどもかかわったことといえば、行政的にいうと学童が手狭になってきているところとかかわりも十分あると思うのですが、そのことはどのように受けとめて考えているのでしょうか。

○議 長 川上教育次長。

○教育次長 コミュニティ・スクールの中では、学校支援としていろいろなものを地域と一緒に考えていくというような仕組みでございます。そこで、そういった学童的なものについても協議するようなことがあれば、準備委員会の中では子育て応援課長も一応参加していただく予定としておりますので、その中で検討の一助となればと考えております。

以上です。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 170ページの学校給食センターの運営経費の中の賃金でちょっと確認したいのですが、先日民生費のほうにもあったわけなのですが、教育のほうが大きいのということで、ここで聞かせていただきたいのですが、今回から3年を一つの区切りとして賃金体系を変えたということでもありますけれども、例えばの話なのですが、20年の人と4年の人と賃金全く同じだという考え方で整理されたということでしょうか。

○議 長 川上教育次長。

○教育次長 一応3年を境としておりまして、新たな職員が経験というか、業務になじむのに最初は苦労されるということもございまして、そのような形で3年を区切りとしているところでございます。

以上です。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 考え方は一つの整理の仕方ですから、そこら辺はあれなのですが、私が言いたいのは、要するに20年選手になった人と4年選手、それから3年ですから2年の人もいますよね。そういったような人方が賃金が普通だったら少しずつ上がっていくのが本来なのかなというふうに思っているわけなのですが、給食センターに関してはいろいろありました。その中にはこういった賃金体系も影響しているのではないかなと私は思っているものですから、今回整理されたということで一歩前進したとは思っています。だけれども、今私が言いたいのは、20年たった人と4年の人と賃金が同じだということになったら、そこは整理されていないのではないかなということで、今後こういったことを含めてちょっと検討していただきたいなということで今質問しているわけがあります。

○議 長 川上教育次長。

○教育次長 いずれにしても、今のところは臨時職員という枠の中で職員置いているところもございまして、いろんな問題もあるかと思っておりますので、そういった中で今後必要などころにつきましては検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 151ページお願いします。幼稚園管理費の中の幼稚園の運営費、ちょっと関連がございますので、上更別認定こども園の幼稚園の関係についての確認をさせていただきたいというふうに思います。

まず、更別幼稚園の教諭については、残念ながらといいますか、途中退職も含めてということで大変厳しい状況になっている中で、まず十分な人が確保できるのかどうかという状況。それと、多分認定こども園と採用の仕方も違うという部分がございますので、それら人員も含めて十分確保が成り立つ上での計画になっているのか、ちょっと確認をさせてください。

○議 長 新関子育て応援課長。

○子育て応援課長 まず、更別幼稚園ですけれども、現在と同じような体制の中で行うようなことで進めております。上更別幼稚園につきましては、今までの幼稚園部門プラス保育部門というようなことで、予算もかなりふえたような感じになるのですけれども、追加の必要な保育士関係は何とか確保はされています。ただ、本当の最低基準というか、なものですから、要は長い保育時間があるものですからシフトの関係だとかもあるので、若干もう少し欲しいなというところが運営上の本音であります。予算的には、フルタイムだったりとか、いろんな予算計上されているのですが、人材確保に当たって柔軟な募集の仕方も必要になってきますので、パートとかも含めて、本当にフルで来れる人もいれば、週1回だとかという人もいればというようなことで、引き続き若干名は欲しいなというところが現状であります。

以上です。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今ご質問させていただいた案件につきましては、これら教諭等も含めた体制の中で、人材の育成というよりは人材の確保という部分が大前提でなければならないと思っているのです。その中で、29年度の実績の見込みも含めて大変教諭の確保が厳しい状況の中で、ただ人材を育成しますとかなんとかという回答ではなくて、いかにこの部分についての課題があるのか、どういう整理をされたのかという部分も含めて附帯説明していただければありがたいと思います。

○議 長 新関子育て応援課長。

○子育て応援課長 人材確保というようなことなのかと思うのですけれども、いろんな手法をとっている中であって、結果としては厳しいということであれば、改めて検討しなければいけないのですけれども、何せ絶対数の中での人材確保の取り合いみたいな状況になっているものですから、非常に苦慮しているところが現実であります。そうはいつてもというようなことで、何とか引き続き人材探しに努めていかなければいけないというようなことでやっております。

以上です。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 私確認したいのは、そういう回答ではなくて、どこかに課題があるからという部分の課題をきちっと把握しながら進めているのかという質問でございます。的確に教えてください。

○議 長 新関子育て応援課長。

○子育て応援課長 人材を確保する、しないに当たっての的確なというようなことなのですけれども、いろんな要因があるのかなというふうに捉えておまして、何か一つのことがある人が集まらないというよりも、まず一義的には、これは更別村だけではなくてそもそも絶対数がないというのが一番大きいとは思っております。さきの報道でも、帯広あたりでも人がいないというようなことで報道されているように、そもそも人がいないというところがまずあるのかなと。

それと、いろんな側面があると思いますので、職場環境だとか、いろんなことがもしかするとあるのであれば、それはそれで一つ一つ課題を解決していかなければなりませんし、今回新たな施設というようなことで、まずどのような園かというのもわからないでしょうから、応募される方もよくわからないというか、そういうこともあるでしょうし、いろんな要因があると思いますので、一つ一つ検証していかなければいけないと思っております。募集方法だとかは、どうしたらいいのかなというのが本音でありますので、引き続き人材確保に努めていきたいと思っております。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 そういったことも含めて、関連にちょっとなるのですけれども、153ページの(3)の認定こども園運営経費、まずここで確認なのですけれども、こども園補助保育士賃金、子育て支援業務員賃金とありますが、ここ予定何名で、今何名の人員になっているのでしょうか。

○議 長 新関子育て応援課長。

○子育て応援課長 上更別幼稚園の場合は、この人数でいきますと全体では、こども園補助教諭賃金については1名ということで幼稚園部門の補助というようなことで考えています。その下のこども園補助保育士賃金につきましては、保育部門というようなことでフルタイム、それからパート職員というようなことで計上しておまして、予算上は保育士1名、それとパートの職員で3名というようなことでここでは組んでおります。それと、その次の子育て支援業務員も保育士ということで1名組んでおまして、用務員以下は現状の人工になっております。この中で、先ほど言ったように、パートですとかフルだとか、いろんな柔軟な中でやっておまして、今現在人工でいきますと幼稚園部門ですとか保育部門でもう一名ずつフルでいれば、なお余力を持って現場が落ちついて仕事ができるというような状況になっております。先ほど人材確保の話も出たのですけれども、職員の数が少ないことによって負担がかかっていたりだとかというようなことで集まりづらいのもあるのかなと、悪循環があるのかなと思っておりますので、何とか必要な人材確保に努めて

いきたいと思っております。

部門があるものですから、ちょっとわかりづらい説明になってはいますが、上更別幼稚園自体は今回保育部門含めて13名で今考えております。その中に先ほど言った補助教諭も含めて、園長ですとか用務員、それからバス搭乗員ですとか、パートだとかフルタイムを含めた栄養士とかも入っていますので、そういうような中で今13名というように考えております。

以上です。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 ちょっとわかりにくかったのですが、バスの運転手抜きに単純に先生という意味で子どもに対して何人が行政として望ましいと思っていて、それに対して何名今いるかということなのだと思います。

○議 長 新関子育て応援課長。

○子育て応援課長 幼稚園部門は一応3名を予定しているのですが、1名が不在になっております。今時点です。保育部門につきましては、パートとかも入るので、7名を予定しているのですが、今もう一名足りないのかなというところになっております。栄養士だとかは入っていません。保育士だけの話です。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 ということで、人員不足、人手不足ということは変わらないのかなと思っております。そこで、こども園園長賃金というのが新たに280万1,000円計上されているのですが、ここに対して人員、ほかの議案でもお話ししましたから、その続きということでお話ししますが、先生が足りないのに、なぜ園長なのか。園長先生は本当に必要なかということなのだと思いますが、今までの兼務で私は十分足りていると思いますし、行政側が足りない。置いたほうが望ましいのはわかりますが、本当にそれで更別の子どもたち、保護者が苦勞しているのかということに関して言えば、苦勞していないと思います。そういった意味で、人手不足の先生ということであるならば、まずは先生方の処遇改善、環境改善なども含めて検討しなければいけないのに、園長を置かなければいけないのか、そういったことをちょっと説明していただけたらと思います。

○議 長 新関子育て応援課長。

○子育て応援課長 園長の配置についてと職員の人員の部分というようなことで、それはそれとして切り分けるというか、現場の先生は必要な数だけ当然確保しますし、園長を配置したことによって現場の先生を減らしたわけではないということがまず1点目にあります。

園長の必要性というようなことなのだと思いますが、園長というのは当然幼稚園に置かなければいけないということで、何をやっているのかということがわかりづらいのかなというところもあるのですが、通常一般的に言われているのは、園長は園務をつかさどり、所属職員を監督するという一般的な言葉があります。具体的にどういうことをしてい

るのかということだと思えるのですけれども、それぞれの幼稚園、学校もそうでしょうけれども、その学校を経営管理する責任者というか、当然必要になると思うのです。それが現在は非常勤というような扱いです。結果的には2園で1名ということになっていますので、現在は週3日、更別幼稚園、週2日が上更別幼稚園というような勤務になっておりますので、その逆のときには管理者というか、経営する園長がいないというような状況で今まで来ております。その中で、そもそも今回業務がふえたからということで新たに園長をふやしたということはあるのですが、もともとが兼務というようなことで、結果的には現場の職員にもその部分のしわ寄せはいつているなというのは感じております。というのは、園長がいない間にいろんな責任的な部分、管理部分的なことをいる職員が担わなければいけないというようなこともあるものですから、そういう目に見えないような積み重ねの業務で職員の本来の保育業務に目を向けられないような状況にきているのかなと思っております。

村の幼稚園の管理規則で園長の業務というようなことでいろいろのっているのですけれども、例えば幼稚園の教育課程というようなことで、こういうような教育をやりますというようなことについては当然園長が定めるというようなことになっておりますし、学級編制も園長の職務、それから所属職員の管理監督というようなことになります。それと、幼稚園の園務ということで、その事務分掌です。そういうようなことも当然園長が定めますし、職員会議についても園長が主催、中心となって運営するというようなことになっておりますので、その他通常職員の管理的な部分でいきますと時間外から休暇から、一般的な服務的な部分も幼稚園の業務になりますし、子どもの入園に対する許可も園長の許可というようなことになります。ですので、一般的な管理職というか、管理運営する職員というのは今までが手狭だったというのが長年の懸案事項ということもありますので、今回上更別のほうが幼稚園業務以外のものも新たに大きくふえてきていますので、それぞれ責任を持った職員を配置するというのが考え方になっています。それとは別に、当然現場の職員に対しては手厚くこれからも人員配置に努めていかなければならないというようなことで考えております。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 園をつかさどるということですからけれども、園をつかさどる先生が更別幼稚園に週3回、上更に週2回、本当にその意識があれば、たかが移動時間車で10分の距離を別々にしますかね。本当に園長がその気になってやる気があるならば、朝子どもたち迎えて、その後上更に移動して、どっちが最初でもいいですけれども、子どもたちに会えると思いますし、先生方の業務の問題、現場の業務やっている先生方に負担をかけるということなのですけれども、その負担を強いられているのって園長ではなくて用務員の方々ではないですかという僕は疑問があります。用務員の方は用務のことだけしていればいいのかもしいですけれども、催事、行事、イベント事になれば土日関係なしに必ず出て、誰よりも一生懸命働いている姿を見るのですけれども、そういう人たちの賃金、処遇の改

善なしに、園長を置いて、それでその責任という面で、懸案事項だったからということですが、責任の分担にしか見えないようなことは僕はどうかと思います。

そこを利用しているのは子どもたちで、子どもたちに負担かからないように、そこから見ている保護者ということも考えれば、その目線は決して園長ではなく、先生方やその現場で働いている用務員さんも含め、その人たちの処遇改善をしてあげることがまず先頭に立って、それでも園長が必要であるならば、園長を配置するというのがその園をつかさどる人の立場ではないかなと思っておりますけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長 長 新関子育て応援課長。

○子育て応援課長 現状用務員さんですとか先生がどうこうという話なのですが、具体的な園長の職務でどういう形で、例えば管理の仕方とか、だと思えるかなという感じがしています。目に見えないところかと思うのですが、職員を監督する管理職というのがいないということのほうが問題なのかなということで、不在のときが多過ぎる。週の半分が園長が不在ということですので、園長が行ったり来たりすればいいだろうということになってでも、当然その間は不在ということになります。会議だ何だで園長いないときはあるのでしょうかけれども、明らかに週半分ということのほうが、今までこれはかつて長い間の懸案事項だったということもありますから、現場を管理する園長先生というのは必要だというのが共通した認識です。

職員の待遇改善というようなことであれば、それはまた別として切り離して考えなければいけませんから、今回も用務員については、先ほどの予算説明でもありましたが、今まで委託していた部分を直接雇用によって給与だとかの改善を図るだとかというようなことは一つ一つ取り組んでいきたいと思っておりますが、私方からすると、現場で運営されている、子育て応援課が所管する課とはいいながら、その現場で行われているところは現場の責任者の責任で行ってもらわなければ、私方も現場に常時いるわけではありませんから、やはり重要な必要な職務として考えております。

○議長 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 私は、園長は人数よりも質の問題だと思っております。決して1人ふやしたから、上更別と更別が行き来できない理由にならなれないと思っておりますし、本当に園をつかさどる、そういうことを考えるのであるならば、園長には資格というものがあるかもしれないけれども、そういった目線よりも民間目線で、職員の一身上の都合でありますけれども、退職することもありますし、そういったことも含めて更別村の民間目線というところで、園長ではないですが、そういった似たような人を配置して改善を図って、園長以上の働きをしてもらうとか、そういったことならわかるのですが、大体1年か2年か、今まで見ていけば園長先生って大体わかりますよね。その状況を見ていけば、園長先生の立場というのはどうも園をつかさどる立場とは思えない。そういったことを考えるならば、園長先生のリーダーシップがあったほうが、その質を高めたほうが、そういう人材を探すほうが重要なことだと思うのですが、質問といってももう

質問もあれなのですけれども、園長に求められるものというのは私は人数の改善よりも質の改善だと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議 長 西山村長。

○村 長 今太田議員さんからいろいろとご指摘あった部分ですけれども、3つぐらいに分けられると思うのですけれども、1つは職員の待遇の問題とか人員確保の問題、これはしっかりやっていかなければいけませんし、先ほどお話ありました用務員さんというような、私も園長を経験をしておりますので、いかに働いていただいているか、子どもたちのために、また園の運営のために尽力いただいているか、これは言葉であらわせないぐらい本当に感謝。その分はしっかり村として、ことしの予算の中ではそういうことで待遇改善ということと、村が直接雇用というような形に変えさせていただきたいと。これは、ずっと前からの懸案事項でもありましたけれども、その部分で改善も図っていったらなというようなことも考えております。

園長の質の問題、確かにおっしゃるとおりです。その部分で管理運営をつかさどるといふ、条文上というか、そういうものはありますけれども、実質的にはやっぱり園の中の子どもたちの状態とか、あるいは運営全般の問題、カリキュラムの問題、全てにわたってあるのですけれども、かなめになる園長がしっかりその園の課題を把握をして、そしてそれを共通理解を職員とともにして、一つ一つ、どんな細かいことでもいいです。それを解決していくという姿勢がなければ私はだめだと思います。そういう点でいえば、いろんな動きが、例えば意見箱の設置であるとか、いろんな部分でどんどん動いてはきておりますけれども、まだまだ私は足りないと思っていますし、その辺の部分はしっかり園長に担ってもらいたいと。職場環境の整備であるとか、あるいはいろんな部分、カリキュラム、あるいは子どもたちの様子、いろんな子どもたちも来ているわけですから、家庭の支援とか、そこはきちんと園長がしっかりと自園の課題を明らかにして、それを一つ一つ地域、保護者と一緒になって解決していく、そういうリーダーシップをしっかりと発揮してほしいということです。

そのためには必要だということでもありますし、もう一つは、上更別認定こども園についてはゼロ歳から2歳というところもありますし、安全上、それほどこの場所になっても一緒だとは思っているのですけれども、そういう点では施設管理、子どもの管理、安全、健康、それをしっかりとやらしてもらわないと、これは責任を持ってませんので、その点を考えるならば、種々課題の整理、あるいはその辺の安全管理、全て含めて強力なリーダーシップをもって園について課題の発見、そして課題の解決に取り組んでもらいたいという観点から、今回そういうふうな形で設置をしたいということでもあります。もちろんさきにもありましたように、待遇改善とかいろんな、今全体的に保育士が足りないわけですから、その部分はしっかり対応していかなければいけませんし、その部分いろんな手は打っていかなければいけないというふうに感じておりますし、それも課題であるというふうに捉えております。

以上であります。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 2点ほど今の園長の関係で質問させてください。

まず、1点目は、現職員の中で園長になり得る資格を有する者がいるのか、いないのか。

それと、もう一点は、恐らく嘱託職員という拝命だと思いますので、ここにおける人事権の問題。それと、人事評価が果たせるか、園長が責任を持ってやるというふうになっていきますか。

この2点についてお答え願います。

○議長 長 新関子育て応援課長。

○子育て応援課長 2点のうちの1点目です。現職員で園長の資格がというようなことです。一般的に幼稚園の園長の資格については、教員の1種免許というようなことになっています。

1種免許プラス、2種免許であれば10年以上が一つの目安になっていますが、要は園長にふさわしい者というふうな表現になっておりますので、それでいきますと現在正職員の方々は勤務年数も当然長くやって、実務経験がありますので、資格としてはあるかと思えます。

あと、人事権の件についてですけれども、園長について特別様式的にどうこうというシート的なもので評価しているとかというものはないのですけれども、日常的に園長と直接情報交換……

(「あるか、ないかでいい」の声あり)

○議長 長 嘱託職員で人事権を持っているのか。

○子育て応援課長 こちらの人事権になります。

以上です。

○議長 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 関連ないのですけれども、157ページ、図書室運営経費というところで節18の図書購入費、これについてお伺いするわけですが、現在図書購入されるに当たって、どういった基準で毎年図書を購入されているのか。たまたま去年と同額なので、その辺を確認したいと思えます。

○議長 長 調整のため休憩とります。11時10分まで休憩をいたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川上教育次長。

○教育次長 本多議員のご質問でございますが、図書購入費でございますが、うちに資格を持った司書がおりますので、その職員が、蔵書となりますと更新等もございませう。また、図書業者などからこういったパッケージの図書はどうかというような意見もいただいたり

しております。また、図書室の利用者の意見ですとか、移動図書や学校文庫などで子どもたちの意見も聞きながら、参考にしながら図書のほうを購入している状況でございます。

以上です。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 今答弁いただいたのですけれども、希望した図書も入ってくるというお話ですが、更別は農業が基幹産業ということで、ある住民から農業の書籍がちょっと足りないのではないかというお話がございましたので、希望があるのであればそういったことも聞いてもらえるのかどうかということもちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長 川上教育次長。

○教育次長 そういった住民の意見というのは参考にぜひともさせていただきたいと思えますので、図書のほうに言っていたら、その対応は可能かと思えます。

以上です。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 ページ数169ページのトレーニングセンターの改修事業について補足説明をお願いしたいというふうに思います。

今般の改修費と備品購入費で用具と安全対策も含めてということで、子どもの居場所づくりという面も含めた中でトレーニングセンターの2階を改修し、用具をそろえたいというご提案でございますけれども、多少内容的に不明なところがありますので、詳細についてのご説明を求めたいと思えます。

○議 長 川上教育次長。

○教育次長 トレーニングセンター改修事業でございますが、教育行政執行方針ですとかでもお話ししたとおり、冬の遊び場云々という話もございまして、基本的にはこの改修につきましてはトレーニングセンター2階の安全面の改修ということで、階段等が子どもが遊ぶには危険かなと感じておりまして、そちらについては安全対策として落ちないようなネットですとか、そういったところの安全面での改修を考えております。また、遊具も備えてということでございますが、2階の多目的スペースにつきましてはイベントなどの際にはいろんな住民ですとか、大会の選手ですとか、そういった方が休憩スペースとして活用するようなことも想定されておりますので、遊具につきましても持ち運びができるような形で、遊び場としての機能も備えながら、そういった大会等の際には片づけして広いスペースが活用できるような形の遊具を備えておきたいと考えているところでございます。また、2階については階段上がるということなものですから、どちらかというと年齢が上のお子様で、1階のプレールームについては幼児などのスペースということで、ある程度性格を分けながらということは今のところ検討しているところでございます。

以上です。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 私は、こういう対策についての一貫性といいますか、基本的な検討がな

されていないのではないかというふうに思っております。昨年も教育委員会でそれなりの子どもの居場所づくりということで、専任の職員をある程度置きたいと、子どものためにとという提案がございました。平成30年度については、子どもの居場所づくりということで2階の一部をある程度利活用したいという提案でございますけれども、安全対策に配慮してというご提案でございますけれども、スロープ的なことを考えれば、2階というものはぐるっと回って上がるわけですから、それは防護ネット等で安全は、十分ではないけれども、安全対策としては一定のものはあるかもしれませんけれども、2階のスペース自体はそんなに広い場所ではないはずです。なおかつ高学年にある程度限定した中でという言い方は、余りにも乱暴過ぎると思います。それは、発想があくまでもまとめ切れていないという判断にしかならないと思っております。

下のほうはドアつきのプレールーム、クッションや何か置いてある部分を指していると思うのですがけれども、それは年少者がという形でございますけれども、端的に言いますけれども、確かに冬場の子どもの居場所づくりというのは大変大切なだけけれども、今現実として福祉センターなり図書館なり、いろんな部分で子どもたちは余暇といいますか、予備時間を過ごしているわけです。それをいかに子どもの居場所づくりとして全体を網羅した中で、どう仕組んでいくのかが僕は提案事項であって、部分的にはしょって、しょって、少ない金額で改修して、利用価値もわからない。子どもがどこまで来るかわからない部分でただぶつ切りで提案するというのはいかがなものかというふうに思っているのですがけれども、私の考えもあるかもしれませんけれども、その点教育委員会としてどう捉えて、どう進めたいのかという部分説明できればありがたいと思います。

○議 長 荻原教育長。

○教育長 今回トレーニングセンター2階の改修が主になるのですがけれども、その改修については、そこありきではなくて、教育委員会と、それから子育て応援課、そして保護者の皆さんとそういう場所がないだろうかということで検討した中でトレーニングセンターが挙がってきたということで、私どもがトレーニングセンター使ってくださいという言い方はしていないのです。皆さんに見てもらって、先ほど狭いのではないかというお話もありましたけれども、保護者の方は十分あの広さで満足されているというお話も聞いております。先ほど次長のほうから、大きな子どもは上というような話をしてございましたけれども、その部分については大きな子も小さな子も分け隔てなく遊べるような、そういうスペースに持っていききたいなというふうに思っております。

あわせて、トレーニングセンターだけを使うということで進めていくのはどうなのかというお話しされました。例えば改善センターの使われていない部屋を開放するですか、それも当然考えていかなければならないことだったのでございますけれども、とりあえず冬の遊び場を確保するには保護者の方の意見ではそちらよりもこちらのほうに力入れてもらったほうが良いという、そういう意見をいただいたものですから、今回このような形で提案させていただいたということで、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 保護者の意見を聞いてということで、かなりインパクトのある答えだったのですけれども、私はその中で、今教育長が回答いただきましたように、年齢的なものはさておいてということで、子どもたちの居場所づくり、2階を大いに開放して自由に使っていただきという説明でしたけれども、その面は安全対策という部分でやっぱり心配はあるわけです。保護者がといっても保護者は何人を予定して、保護者自身の意見だと言いながら、ここを利用する子どもたちは何人想定されているか、全然考えていないはずですよ。あくまでも保護者の中の一人の親として、あれだけあれば十分ですよという発想はあるかもしれない。全体を考えて、これだけ利用することが予想されますよね、それでも安全というか、それでも十分だという考えのまとめには僕はなっていないというふうに独断で考えているのですけれども、その部分の安全対策、ただ改修して用具をそろえたでなくて、安全対策の管理上の問題としてどのような対策を講じたいのかも含めて説明いただければというふうに思います。

○議 長 荻原教育長。

○教育長 確かにトレーニングセンターが開放されたときにどのぐらいの子どもたちが集まるかということは、それは調査をしておりません。ただ、保護者の方のお話を聞くと、そこに立派な遊具は要らないような話をされております。要するに遊べるスペースが欲しいということがありましたので、私どもとすれば、先ほども言いましたけれども、子どもの遊び場以外にも使われるスペースとなることがあるものですから、動かせる遊具ということで最低限のもの、要するに教育委員会ががちり構えて、さあ、使ってくださいというやり方ではなくて、その辺は保護者の方の意見を聞きながら有効に持っていきたいと思っておりますし、状況を見て、入り切らないほどの子どもがいて、かえって危ないというような状況になれば、それはそのとききちんとまた対応していきたいと思っております。

以上です。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 今回答いただきましたけれども、私も昨年も含めてこの案件については一応私案としてのもも含めてご提案させていただいているわけですが、遊び場をオープンにして子どもに利用してもらおうという、そういう部分だけではなくて、スポーツだったらスポーツの部分、そういう部分について誰かが、ボランティアではないですけれども、2階ばかりの固定された概念ではなくて、トレセンだって体育館だって利用していないときもあるし、半面利用しているときもあるしという部分もありますから、夜6時、7時、8時になってしまうと大人の部分のスポーツも入ってくるという部分ありますから、ちょっと窮屈なんでしょうけれども、そういう部分では地域の人たちのご協力もいただきながら、いろんなスポーツができるというか、そういう部分も僕はやっぱり考えていただきたいと思っておりますし、文化もそうです。トレセンばかりでなくて、文化継承も含めて、そ

ういうボランティアの人たちがいて、子どもとの交流を図り、子どもの居場所をつくってあげるといふのも、僕はそういう部分もご提案させていただいているわけですから、その部分がただ保護者会というか、父兄の中で冬場の遊び場づくりを何とか考えていただきたいという部分で、教育委員会が主導でなくてもいいですけども、主導でないという経過の中での予算措置だと言いましたけれども、やっぱりそこはリーダーシップというか、方向をきちっと定めながら提案して、ただ居場所をつくるのではなくて、それをフォローするものを含めてどう仕組んでいくかという発想がないと、場所用意しました、何用意しました。自由ですと。これって基本的にはどこでもいいという話になってしまうわけですから、拡大するというか、その場、その場の対応でなくて、それは教育委員会としての義務であり、使命であるわけですから、その点はきちっとまとめた形で提案すべきだというふうに思っているのですけれども、一応意見も含めてになってしまいましたけれども、それらの考え方についてご説明いただければというふうに思います。

○議 長 荻原教育長。

○教育長 今回こういう形で予算計上させていただいて、新年度にきちんと安全対策を図って使っていただく、それで終わりということでは私は思っておりません。そういうスペースをつくって、なおかつ状況を見て、あふれる子どもがいれば、それ以外の施設も考えなければいけませんし、全体の施設を見ながら、そういう子どもたちの遊び場を含めた体育活動ですとか、文化活動含めて見守っていきたいと思っておりますし、きちっとした対応していききたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 西山村長。

○村 長 今教育長からも説明ありましたけれども、この部分については子育て応援課と、前にも議会で太田議員からご質問受けて、冬の遊び場がないということが非常に大きな村としての課題になっているということで、何とかしなければということで、その部分については保護者の意見、あるいは子育て応援課と教育委員会とのいろんな話の中で、当面そういう形でというようなことであるのですけれども、私自身としては、今教育長がお話をしましたように、子どもの居場所、今学童もありますけれども、その部分、あるいは放課後児童センター、少年団に行っている子たちが行って荷物を置いて、またその場所から行くとか、いろんな部分で全体をコーディネートしていくという方針をしっかりと持たなければいけないと思っています。その部分については、今安村議員さんからご指摘があった部分ですけども、これは今進めているところであります、私は議会に対してそういう形で、子どもの居場所、それは子育て応援課とか横断的になることもありますけれども、しっかりと提案をさせて、ご検討いただきたいというふうに、ご協議いただきたいというふうに思っています。よろしくお願ひします。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 今村長が答弁されたものですから、あえて確認させていただきたいので

すけれども、まさにこれが今日的な課題になっているのではないかと私は思っております。それで、新たに今回更別版CCRC、ここにどれだけの横とのかかわり方も含めて村づくりができるかと思っておりますけれども、そこに期待してよろしいのでしょうか。

○議 長 西山村長。

○村 長 CCRCの部分についてシェア金沢の部分については、高齢者もいますけれども、子どもたちのところも含めて総合的にそういう流れとか、構想を練っていくというところが入っていますので、私としてはその部分をしっかりCCRCも活用しながら検討していかなければいけませんし、今学童の問題とか、いろんな課題が山積していますので、その部分もしっかり対応できるように、これをCCRCに全部させるということではなくて、村としてしっかり子育て応援課とか……

(何事か声あり)

○村 長 その中に入りますけれども、それも含めてやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 予算の中の助成金のあり方について質問したいと思います。教育費だけに限ったことではないのですけれども、主に教育費に多く見られるので、質問したいと思います。

平成26年、27年の予算書と比較してみますと、予算の内容において農林水産業費で5件、それから商工関係2件、教育関係は11件と、助成金についてその年と同じ額が上がってきているわけなのです。私思うに、27年は多くなるかもしれませんが、恐らく加入メンバーの数は異動あると思うし、活動内容も5年間同じということは考えられないのです。中には同じものもあるかもしれません。その辺の中において、この予算をつくる段階においてどのように進めてきたのか。あるいは、その団体の要望等もあると思うのですけれども、その辺をどのように受けとめてきたのか確認したいと思います。

○議 長 織田さん、確認するけれども、教育費の中の予算でいいのですね。

○4番織田議員 教育費の中です。

○議 長 助成団体について。

川上教育次長。

○教育次長 教育委員会における助成金の考え方でございますが、予算自体は確かに変動していないものが多くなっております。こちらにつきましては、各団体との協議とは別に、村においてもそういったいろんな年度内の上下も含めて対応できるような形で予算措置とさせていただいているところでございます。ただ、助成する団体との調整については、毎年度調整を行いながら、その執行について進めているところでございます。

以上です。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 毎年報告をいただいていると判断していいのかな、助成を出した以上は、その中で恐らく人数も変更あると思うのですけれども、その辺余り考えていないのですか。

○議 長 川上教育次長。

○教育次長 もちろん人数を根拠として助成金を支出するような助成金もごございます。ただ、うちの予算の持ち方としては、そういったところの全体の中で泳げるような形の若干余裕見た形の予算措置としております。

以上です。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 146ページ、説明欄(3)、外国語指導推進事業の13委託料、小学校英語活動サポート事業委託料についてなのですからけれども、英語活動をサポートする方の事業、またどのような人材で行うのか教えていただけますでしょうか。

○議 長 川上教育次長。

○教育次長 小学校における外国語指導推進事業でございます。このたび学習指導要領が変わりまして、現在小学校5、6年生においては外国語活動という形で教科ではないこまを持っております。それが全面実施平成32年度からではございますが、3、4年生に外国語活動の時間ができまして、5、6年生につきましては外国語の教科としての授業という形が始まります。小学校に関しましては、そういった外国語の授業というものが過去になかったということで、授業を新たに作り出すという、今までの外国語活動ではなくて児童の評価も含めた外国語の授業を行うに当たりましては、学習指導要領を理解した上で外国語を専門科としない小学校教員と意思疎通を図りながら授業の補助を行うため、今回につきましては他の市町村で活動実績がございますNPO法人に所属する日本人の指導員の方を配置することを考えております。

以上です。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 NPOの方というのは日本人の方ということで、英語にはどのように携わっているのかということと、先生というか、教員の免許を持った方とか、そういったことなんでしょうか。もうちょっとNPOの方について詳しくお聞かせいただけますか。

○議 長 まだ決まっていなければ、決まっていなくていいのですけれども。

(「ちょっと休憩」の声あり)

○議 長 答弁調整をさせていただきます。

休憩入れます。

午前11時31分 休憩

午前11時34分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川上教育次長。

○教育次長 申しわけございません。

今回のNPOに係る体制でございますが、教員免許ではなくて、小学校英語指導者認定協議会という協議会の中で認定された資格を持つ方でございます。一応そういった方が管内市町村ということで音更町、本別町で既に指導実績がございます。

以上です。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 ということなのですが、中学生はALT採用していますよね、そういった人たちと業務は何が違うのか、もちろん新しくできたものですから、でもそれが活動から教科になって、なぜALTでないのか。中学生と小学生の活動の差、業務というか、小学生に教える活動が教科になった、その差を教えてほしいのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 川上教育次長。

○教育次長 小学校につきましては、外国語の専門的な授業が今までなかったということで、指導体制も小学校においては授業を組み立てるところではまだ未知数でございます。そういったところもございまして、先生と授業に関するコミュニケーションを深くとりながら外国語の指導を行うというような体制が必要と感じておりました。そういうところもございまして、小学校におきましては小学校の先生と意思疎通を図りながら授業の補助を行う者を配置しようと考えております。また、今まで5、6年の外国語活動を行っていたこまにつきましては、今までのALTの方に3年生、4年生で始まる外国語活動というものを新たに担っていただきたいと考えております。

以上です。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 ということで、149ページの外国語指導推進事業にかかわってくるのですけれども、ここのALTの部分は私何年か前からALTを国際交流員にしたらどうだということを訴えさせてもらって、そのように順次探していくということなのですが、本年度もそれがALTで変わらない。今までどのような過程を踏んできて、ことしたALTになったのかということと、あとは小学生の部分もこれが国際交流員、ALTではなく地域に根差した人だったら柔軟に対応できていたのではないかなという思いがあるものですから、その辺もお答えしていただきたいと思います。

○議 長 荻原教育長。

○教育長 なぜことしもALTかということなのですが、国際交流員については探しております。ただ、人材がいなくて、こういうような形で今年度もやらざるを得ないという部分についてはご理解いただきたいというふうに思っております。

それとあと、今回の日本人の英語に堪能な方が指導助手に当たる部分については、ALTについては中学校で英語の教科の指導助手としてやっております。中学校については、

英語の教員のもとで指導助手に当たります。今度小学校については、英語の教科を小学校の教員のもとで指導助手が入るということで進めるのですが、今現在小学校で英語の教科の資格を持った先生というのが産休含めて3名の方しかいらっしやらない状況にあります。ALTの方がかなり日本語が堪能な方であればよかったですけれども、なかなかその辺のコミュニケーションがとりにくい方なものですから、あえて教科化になったときに日本人の方でコミュニケーションをとれる、例えばですよ、まだ担任は決まりませんが、どなたが来られても英語にきちんと教科として向き合える、そういう体制をつくりたいということで今回こういうような形で提案させてもらったものであります。

以上でございます。

○議長 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 140ページ、更別農業高校生確保等支援事業の部分なのですが、今年度振興会助成金ということで、寮生の土日の部分でちょっと充実をしたいというような部分で予算づけをさせていただいたということです。その部分でどれぐらいの予算で、どのような形で支援をしていくのかという部分で若干説明をよろしくお願いいたします。

○議長 長 川上教育次長。

○教育次長 更別農業高等学校教育振興会助成金の件でございます。今まで懸案でございました寮生が土日に引き続き寮にいられないということが問題となっておりました。そちらにつきましては、寮生が引き続き更別に滞在できるための経費ということでございまして、具体的には民間、もしくは今現在整備しております地域創造複合施設を利用して土日も村にいれるような形の宿泊費を経費として助成したいと考えております。一応積算としては、金曜の夜から月曜の朝までの宿泊費と冬期の暖房料等の経費を1名分予算として見ているところでございます。

以上です。

○議長 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 今1名分ということで予算づけとなっていますが、この部分は本当に懸案事項ということで、本当であれば寮の部分で道教委と調整という部分で開放できれば一番いいのですが、実験的という部分もまだあるのでしょうし、今寮生の希望という部分もそれほどまだ希望者が多分いないのではないかなと思いますが、この部分を充実させることによって多くの管外、道外からの生徒確保という部分には大きなメリットが出てくるわけで、ここをPRできないことにはなかなか、これだけ生徒が少なくなっている中で、各高校も特殊ないろいろな取り組みをしている中で、更別の農業高校に生徒を集めるためにはこういうPRという部分を充実させなければならない部分がありますので、今年度は実験的な部分もありますし、民間の受け入れ先もなかなか見つからないという部分もありますが、創造センターの宿泊施設の活用という案も今出ていますので、この辺はことししっかりと、ある程度試したいですか、やっていただいくしかないのだろうなと思いますが、ただ1名というのは、なかなか1名では泊まりづらい部分もありますので、

この辺の予算はきっちりと予備の部分も使った中で、もし1名の方が宿泊して、これはいいよと、保護者の方たちもすごく助かりますというような意見があれば、2名、3名と受け入れるだけの予算確保という部分は今年度途中でもしっかりとさせていただきたいと思いますが、その辺の考えはどうでしょうか。

○議 長 川上教育次長。

○教育次長 高校の村内滞在経費の関係でございますが、いずれにしてもこちらの制度が正式に予算化された際には、高校さんとも協議しながら、新年度以降の生徒募集の際にPRもできるかなと考えております。また、一応新年度以降のそういった引き合いの中でも、もちろん予算の協議の中で必要性があれば増額も考えながら積算していきたいと考えております。

以上です。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 169ページの委託料の関係でございまして、村民スケートリンクの造成管理委託料の関係で、それを中心として教育委員会関係の諸委託料の関係のかかわりで少し説明を求めたいというふうに思います。

村民リンクの造成管理委託料については、過年度からずっと私の記憶では220万ということで、現状維持できております。ほかの外部への委託料につきましては、毎年毎年改定しているという部分がございます。ここ数年というか、去年はかなり人件費の高騰も含めてということでアップをした計画で提案されました。ことしも押しなべて、数%ではございますけれども、おおむね全体的に見ますと委託料がアップしているわけです。これに加えて、同じ事項でございまして、小学校の関係の同じくスケートリンクの造成料、委託料も含めて52万ということで、これも数年間ずっと上がっておりません。ちょっと不審に思うことは、あくまでも私の想像ですけども、村内に委託するものについての検討をまずどう図られているのかなという不信感が正直言ってあります。外部については、毎年なりなんなりの中で委託料の精査を図りながら、協議しながら多分決定していると思えますけれども、確定ではなくても計画上に数字が上がってきているという形になりますけれども、このあり方論については私としては一方としては片手落ちではないかなという判断をしているところでございますけれども、その質問に対する見解についてご回答いただきたいというふうに思います。

○議 長 ここで答弁調整のため休憩を入れます。

午前11時47分 休憩

午前11時49分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川上教育次長。

○教育次長 スケートリンクの委託の部分でございますが、過去からこんな形で進めていただいているところでございますが、一応こちらとしては予算額の範囲で担っていただいているところに毎年事業の実施の際には見積もりを出していただくのですが、その中で実際この金額以内で見積もりをいただきまして契約しているところでございます。その中で、実質そういった近年の経費云々のところで金額が厳しいというような話も具体的にはなかなかないところでございます。いずれにしても、この予算以内で委託できているところでございますので、このような形で積算させていただいております。

以上です。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今スケートリンク、これは私は村民と小学校のことの両方をご質問させていただいているわけで、多分今の回答は村民グラウンドのほうのスケートリンクの関係のお話だというふうに推測されます。これはあくまでも見積もり合わせで、この200万がありきでなくて、範囲内だというのはよく周知はしていますけれども、その算定の見積もりを上げてもらうという中で、その根拠となるべきものが、私が不信感に思っているのは、ほかの委託部分が押しなべて説明は人件費の高騰だ、燃料の高騰だと要因の中で上げている中で、確かに見積もり合わせしましたという言い方されますけれども、実質的には本当にそうなのかという不信感が正直言っております。

小学校なんかは特に利用価値がある、ない、授業でしか使わないという部分もあって、52万円の予算措置ですけれども、父兄がPTA厚生部中心に昼夜問わず交代で出ています。厚生部の役員も人数がだんだん、だんだん少なくなってきて、1日置きぐらい。だから、下手したら寝る暇もないような形でやっている中で、これが逆に今回答していただいた小学校のスケートリンクにも該当するのだよという言い方になってしまうと、私はちょっとそこは違うというふうに思うのですけれども、両方説明求めてしまったので、申しわけないですけれども、その点簡単に小学校の対応、村民スケートの対応、きちっと簡略してどういう経過でどうなっているのかだけご説明いただきたいと思います。

○議 長 ここで答弁調整、また昼食のため、1時まで休憩といたします。

午前 11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川上教育次長。

○教育次長 申しわけございません。

スケートリンクの関係でございます。学校スケートリンクの造成に関しましては、散水の委託と造成に係る助成金を予算として見ておるわけでございます。そのうち散水業務の委託については、村内業者に委託して散水を行っていただいております。また、造成の助

成金につきましては、小学校それぞれスケートリンクの造成運営協議会という団体にPTAと教育委員会で助成をしながら、造成に係る取り組みをしていただいているところでございます。先ほどの村民スケートリンクの造成とあわせまして、業者なり小学校と調整しながら予算は積算しているところでございますが、いずれにしましても授業に支障がないような形で調整とりながら授業のほうは進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 説明ありがとうございます。基本的には、やはり予算を講じるときには、申しわけないですけれども、積算根拠を主要なところをきちっと押さえた中で回答できるようにお願いしたいと思います。いずれにしても、一般の部分については、入札というか、見積もり合わせしているという部分あるのですけれども、村内の場合は、失礼ですけれども、総じてなかなか委託料という形で見えない部分が、積算基礎が説明していただけないものですから、私には見えない部分があったので、申しわけなかったのですけれども、今後の計画においては、積算基礎はこういう基礎に基づいて算出しているのだという部分もあわせてご提案できればということで、お願いしたいと思います。

以上です。

○議 長 ほかに教育費。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款10教育費を終わります。

次に、款11災害復旧費、款12公債費、款13諸支出金、款14予備費に入ります。

一括をして補足の説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 それでは、補足説明を申し上げます。

176ページをお開きいただきたいと思います。款11災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費、予算額526万9,000円、前年度比較385万6,000円の減でございます。

目1農業用施設災害復旧費は、災害時の農地被害軽減対策としてポンプ、発電機等の設置等に係る費用203万8,000円、河川の氾濫等に備え、土のう製作、設置、撤去等に係る費用215万1,000円を計上しております。なお、前年度において平成28年の台風7号、10号による被害に伴う明渠排水路の修繕に係る費用385万6,000円を計上しておりましたが、事業の終了により皆減となっております。

目2林業施設災害復旧費108万円は前年度と同額で、災害に伴う支障木、危険木の伐採に係る費用を計上しております。

項2公共土木施設災害復旧費は、予算額324万円で前年度と同額でございます。

目1道路橋梁災害復旧費は、災害に伴う村道の修繕費を計上しております。

なお、前年度災害復旧費、その他公共施設災害復旧費において平成28年の台風被害に伴う公共施設内の風倒木伐採業務委託料30万円を計上しておりましたが、事業終了により皆

減となっております。

177ページをお開きください。款12公債費、項1公債費、予算額7億4,416万8,000円、前年度比較5,612万9,000円の増となっております。

目1元金は、前年度比較6,087万3,000円の増で、本年度から償還開始となった村債の元金が1億2,905万789円、前年度で償還を終了した村債の元金が7,161万1,447円となっております。また、償還中の村債は元利均等償還のため、償還の経過により償還元金が増加しております。

目2利子は、前年度比較474万4,000円の減となっております。説明欄(2)、長期債償還利子のうち、本年度から償還開始となった村債の利子が21万8,806円、前年度で償還を終了した村債の利子が90万4,574円となっております。また、償還中の村債は元利均等償還のため、償還の経過により償還率が減少しております。

なお、公債費の状況については、194ページに地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、ご参照願います。

178ページをお開きください。款13諸支出金、項1基金繰出金、予算額57万8,000円、前年度比較32万5,000円の増となっております。

目1土地開発基金繰出金は、土地開発基金の運用から生ずる収益を基金に繰り出すもので、預け入れ期間3年の定期預金で運用しておりましたものが本年度中に満期を迎えることから、増額となっております。

項2過年度過誤納還付金、予算額115万4,000円、前年度比較56万8,000円の増となっております。

目1過年度過誤納還付金、節23償還金利子及び割引料で過去3カ年の執行状況により過年度過誤納還付金を計上しております。

179ページをごらんください。款14予備費、項1予備費は、昨年度と同額の250万円を計上しております。

なお、予算書の189ページから192ページまでに債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額、または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書、193ページに継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 款11災害復旧費から款14予備費までの説明が終わりました。

一括をして質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款11災害復旧費、款12公債費、款13諸支出金、款14予備費を終わります。

これで一般会計歳出予算を終わらせていただきます。

次に、一般会計歳入予算の質疑に入ります。歳入も款ごとに進めます。

款1村税に入ります。

補足の説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 それでは、一般会計歳入の補足説明をさせていただきます。補足説明につきましては、歳出の説明と重なる部分が多いことから、本年度予算額を申し上げ、主な内容に絞っての説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

9ページをごらんいただきたいと思います。款1村税、項1村民税、予算額2億7,215万7,000円、前年度比較5,527万8,000円、25.5%の増となっております。

目1個人は、予算額2億4,504万6,000円、前年度比較4,099万8,000円、20.1%の増となっております。節1現年課税分の内訳は、農業所得で2,973万3,000円、57.1%の増、給与所得で1,024万9,000円、7.7%の増、営業所得で18万4,000円、8.2%の減、その他所得で123万5,000円、12.4%の増により計上しております。

目2法人は、予算額2,711万1,000円で、前年度比較1,428万円、111.3%の増により計上しております。

項2固定資産税、予算額3億487万9,000円で、前年度比較456万1,000円、1.5%の増となっております。

目1固定資産税、節1現年課税分の内訳は、土地で22万6,000円の減、家屋で1,113万9,000円の減、償却資産で1,592万6,000円の増により計上しております。

目2国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、前年度と同額により計上しております。国有林野、山林、北海道が所有する更別農業高等学校の土地、家屋に係るものでございます。

項3軽自動車税は、予算額1,202万3,000円、前年度比較59万4,000円、5.2%の増により計上しております。

10ページをごらんください。項4たばこ税は、予算額1,786万8,000円で、前年度比較38万4,000円の減により計上しております。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 款1村税の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款1村税を終わります。

次に、款2地方譲与税、款3利子割交付金、款4配当割交付金、款5株式等譲渡所得割交付金、款6地方消費税交付金、款7自動車取得税交付金、款8地方特例交付金に入ります。

一括をして補足の説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 それでは、11ページをごらんいただきたいと思います。款2 地方譲与税、項1 地方揮発油譲与税は、予算額3,963万3,000円、前年度比較75万円の減となっております。地方揮発油税法第3条の規定に基づき、その収入相当額の100分の42を市町村の道路延長、道路面積により案分して交付されるものでございます。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

項2 自動車重量譲与税は、予算額9,317万1,000円、前年度比較で1,003万7,000円の増となっております。自動車重量税法第1条の税収入額の3分の1相当額を市町村の道路延長、道路面積により案分し、交付されるものでございます。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

12ページをごらんください。款3 利子割交付金、項1 利子割交付金は、予算額62万5,000円、前年度比較24万5,000円の減となっております。預貯金に対する利子税20%のうち5%相当額から都道府県間の調整を行い、5分の3に相当する額を都道府県内の市町村に交付されるものでございます。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

13ページをごらんいただきたいと思います。款4 配当割交付金、項1 配当割交付金は、予算額126万円、前年度比較12万1,000円の減となっております。地方財政対策として一定の上場株式等配当に対し5%が道民税として納付され、5分の3相当額が市町村に配当割として交付されるものでございます。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

14ページをごらんください。款5 株式等譲渡所得割交付金、項1 株式等譲渡所得割交付金は、予算額81万9,000円、前年度比較で30万7,000円の減となっております。上場株式等の譲渡益に対し5%が道民税として納付され、5分の3相当額が市町村に交付されるものでございます。過去の交付実績を勘案して計上しております。

15ページをごらんください。款6 地方消費税交付金、項1 地方消費税交付金は、予算額5,874万1,000円、前年度比較で399万1,000円の増となっております。消費税8%のうち、地方消費税分1.7%相当額の2分の1が都道府県に、残り2分の1が市町村の人口、事業所等の従業員数により案分して交付されるものでございます。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

16ページをごらんいただきたいと思います。款7 自動車取得税交付金、項1 自動車取得税交付金は、予算額1,861万3,000円、前年度比較247万円の増となっております。都道府県に納められた自動車取得税の66.5%相当額を市町村の道路延長及び道路面積により案分し、交付されるものでございます。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

17ページをごらんいただきたいと思います。款8 地方特例交付金、項1 地方特例交付金は、予算額69万4,000円、前年度比較7万円の減となっております。恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補填するため、地方税の代替的性格を有する財源として将来の税制の抜本的な見直し等が行われるまでの間交付されるものでございます。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 款2 地方譲与税から款8 地方特例交付金までの説明が終わりました。

一括をして質疑の発言を許します。

3 番、高木さん。

○3 番高木議員 16ページ、自動車取得税交付金については、消費税が10%になったときに廃止という、去年説明を受けていますが、これはそのまま継続されているということによろしいですか。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 済みません。確認しておりませんので、後ほど確認いたしたいと思います。

○議 長 これについては、後ほど回答させます。

ほか質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑を終了します。

これで款2 地方譲与税から款8 地方特例交付金までを終わらせていただきます。

次に、款9 地方交付税、款10交通安全対策特別交付金に入ります。

一括をして補足の説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 18ページをごらんいただきたいと思います。款9 地方交付税、項1 地方交付税は、予算額19億6,146万2,000円、前年度比較659万4,000円の減となっております。説明欄、普通交付税は18億4,146万2,000円で、前年度比較2,659万4,000円の減により計上しております。平成30年度地方財政計画では、地方交付税の総額は16兆85億円で、前年度比較で3,213億円、2.0%の減となっており、前年度2,000億円が確保されていた歳出特別枠の廃止が示されるといった状況にあることから、交付額は減少するものと想定しております。前年度の交付実績とこれら国の動向を勘案し、計上しております。特別交付税は、緊急の財政需要に対する財源不足額に見合いの額として算定、交付されるもので、地震や台風などの自然災害の発生に大きく影響を受けるため、過去の交付実績を勘案し、計上しております。

19ページをごらんいただきたいと思います。款10交通安全対策特別交付金、項1 交通安全対策特別交付金は、予算額80万8,000円、前年度比較で2万9,000円の減となっております。交通違反の反則金による収入額から郵便取り扱い手数料等の経費を控除し、その3分の1が市町村の過去2カ年の交通事故発生件数の平均値及び人口集中地区人口並びに改良済み道路の延長という3つの指標により一定の割合で配分されるものでございます。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 款9 地方交付税、款10交通安全対策特別交付金の説明が終わりました。

一括をして質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 それでは、これで款9地方交付税、款10交通安全対策特別交付金を終わらせていただきます。

次に、款11分担金及び負担金、款12使用料及び手数料に入ります。

一括して補足の説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 それでは、20ページをお開きいただきたいと思います。款11分担金及び負担金、項1分担金は、予算額3,776万2,000円、前年度比較1,116万4,000円の増となっております。

目1農林水産業費分担金、説明欄の道営畑総担い手育成型事業更別第2地区分担金で202万1,000円の増、同事業更別第3地区分担金で913万8,000円の増により計上しております。

項2負担金は、予算額2,630万9,000円、前年度比較257万2,000円の減となっております。

目1民生費負担金、節2児童福祉費負担金、説明欄、保育所入所者費用徴収金は、前年度比較40万7,000円の増で、認可保育所の入所実績を勘案し、計上してございます。

目2教育費負担金、節1教育総務費負担金は、中札内村と共同で設置しております指導主事の設置に要する費用の半額を負担金として中札内村から収入するもので、前年度比較23万6,000円の増により計上しております。なお、前年度において分担金及び負担金、農林水産業費負担金で営農用水事業負担金323万1,000円を計上しておりましたが、本年度より水道法及び地方財政法の規定に基づき、営農用水事業に関する予算を簡易水道事業特別会計に統合することに改めたことから、皆減となっております。

21ページをごらんいただきたいと思います。款12使用料及び手数料、項1使用料は、予算額1億1,590万円、前年度比較4,648万5,000円の減となっております。

目1総務使用料で定住化促進住宅使用料、各種施設使用料及び村有地使用料を過去の実績を勘案して計上しております。

22ページをごらんいただきたいと思います。目2民生使用料、節1社会福祉使用料の福祉の里総合センター給食部門利用料は、生活支援ハウス入居者、診療所入院患者等の給食利用料で、過去の実績を勘案し、15万1,000円の増により計上しております。

目3衛生使用料は、火葬場、墓地の使用料を計上しております。

23ページをごらんいただきたいと思います。目4農林水産使用料、節1畜産使用料は、入牧希望頭数調査の結果もとに400万3,000円の減により計上しております。なお、前年度において営農用水使用料4,809万円を計上しておりましたが、簡易水道事業特別会計との予算統合により皆減となっております。

項2手数料は、予算額865万8,000円、前年度比較で11万3,000円の減となっております。

目1総務手数料で戸籍住民票等手数料、自動車臨時運行許可手数料を計上しております。

24ページをごらんいただきたいと思います。目1衛生手数料は、畜犬登録手数料、一般廃棄物処理手数料等を計上しております。

目3農林水産手数料は、農業経営基盤強化促進事業嘱託登記手数料等を計上しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長 款11分担金及び負担金、款12使用料及び手数料の説明が終わりました。

一括をして質疑の発言を許します。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 これて款11分担金及び負担金、款12使用料及び手数料を終わらせていただきます。

次に、款13国庫支出金、款14道支出金に入ります。

一括をして補足の説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 25ページをお開きいただきたいと思います。款13国庫支出金、項1国庫負担金は、予算額1億1,677万5,000円、前年度比較449万9,000円の増となっております。

目1民生費国庫負担金、節1児童福祉費負担金の説明欄、子どものための教育・保育給付費負担金は、民設民営保育所入所者に係る国負担分で、公定価格の改正により202万8,000円の減により計上しております。節3障害者福祉費負担金の説明欄、障害者介護給付費等負担金は、生活介護で171万4,000円、施設入所者支援で166万3,000円、就労移行支援で191万6,000円、就労継続支援Aで189万6,000円、それぞれ増額となっております。その他の増額と合わせて693万9,000円の増により計上しております。

目2衛生費国庫負担金は、児童保健事業負担金を計上しております。

項2国庫補助金は、予算額1億6,826万5,000円、前年度比較5,027万4,000円の増となっております。

目1総務費国庫補助金、節1総務費補助金の説明欄、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、地方公共団体情報システム機構が運営する自治体中間サーバープラットフォームの検証環境構築及びソフトウェア開発に伴う費用の増額に伴い、137万2,000円の増により計上しております。また、地方創生推進交付金は、地域創造複合施設改修工事分で450万円の減、更別ブランディング事業の実施により440万円の増、更別版C C R C事業の実施により780万円の増、合わせて770万円の増により計上しております。

目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費補助金の説明欄、子ども・子育て支援交付金は、新たに放課後児童クラブ障害児受け入れ強化推進事業119万6,000円、利用者支援事業、開設準備経費分、運営費分91万5,000円等を計上し、276万1,000円の増となっております。なお、前年度民生費国庫補助金において臨時福祉給付金給付事業費補助金735万円、臨時福祉給付金給付事務費補助金78万7,000円を計上しておりましたが、事業の終了により皆減となっております。

26ページをごらんいただきたいと思います。目3衛生費国庫補助金は、がん検診の総合支援事業費補助金を計上しております。

目4 土木費国庫補助金、節1 住宅費補助金は、曙団地公営住宅の建設、改修の実施により4,000万円の増額で計上しております。節2 道路橋りょう費補助金は、大型ロータリ除雪車更新により雪寒建設機械購入事業補助金435万3,000円の増、橋梁点検に係る社会資本整備総合交付金368万8,000円の減により計上しております。

目5 教育費国庫補助金は、小中学校における特別支援教育就学奨励費補助金、私立幼稚園就園奨励費補助金等を計上しております。

目6 農林水産業費国庫補助金は、農業経営高度化支援事業更別第2地区補助金で農家負担軽減補助金63万4,000円の増、同事業更別第3地区補助金で農家負担軽減補助金541万9,000円の増により計上しております。

項3 委託金は、予算額139万1,000円、前年度比較3万4,000円の増となっております。

27ページをごらんいただきたいと思います。目1 総務費委託金は、自衛官募集事務委託金、中長期在留者住居地届出等事務委託金を計上しております。

目2 民生費委託金は、国民年金事務委託金、特別児童扶養手当事務委託金を計上しております。

28ページをごらんいただきたいと思います。款14道支出金、項1 道負担金は、予算額6,476万9,000円、前年度比較399万1,000円の増となっております。

目1 民生費道負担金、節2 児童福祉費負担金の説明欄、子どものための教育・保育給付費負担金は、民設民営保育所入所者に係る北海道負担分で、公定価格の改正により101万4,000円の減により計上しております。節3 障害者福祉費負担金の説明欄、障害者介護給付費等負担金は、生活介護で85万7,000円、施設入所者支援で83万2,000円、就労移行支援で95万8,000円、就労継続支援Aで94万8,000円、それぞれ増額となっており、その他の増額と合わせて347万円の増により計上しております。節6 保険基盤安定拠出金は、後期高齢者医療の保険料軽減を図るために要する村の負担について軽減を図るために北海道が負担するもので、後期高齢者医療費の増加により156万7,000円の増としております。

目2 衛生費道負担金は、児童保健事業費負担金を計上しております。

項2 道補助金は、予算額1億6,743万1,000円、前年度比較1,793万3,000円の減となっております。

目1 総務費道補助金、節1 総務費補助金の説明欄、森林環境保全整備事業補助金は、単層林保育間伐の実施面積増により168万6,000円の増額となっております。29ページをごらんいただきたいと思います。説明欄、地域づくり総合交付金は、エゾシカ対策、福祉灯油事業に係る補助金で、本年度精神障害者地域活動支援センター等通所交通費補助事業分7万8,000円、診療所医療機器整備事業、歯科診療所分230万円を新たに計上し、239万8,000円の増額となっております。

目2 民生費道補助金、節1 社会福祉費補助金の説明欄、権利擁護人材育成事業費補助金110万円は、成年後見制度利用促進事業経費の財源で、権利擁護人材養成研修分として30万円、権利擁護人材支援体制構築事業分として70万円、権利擁護人材フォローアップ研修

事業分として10万円を本年度新たに計上するものでございます。節2 児童福祉費補助金の説明欄、子ども・子育て支援交付金は、新たに放課後児童クラブ障害児受け入れ強化推進事業119万6,000円、利用者支援事業、開設準備経費分、運営費分91万5,000円を計上し、276万1,000円の増となっております。

目3 衛生費道補助金は、乳幼児医療費補助金、母子保健事業費補助金等を計上しております。

目4 農林水産業費道補助金、節1 農業費補助金、30ページをごらんいただきたいと思います。説明欄、環境保全型農業直接支払交付金は、前年度の実施面積を勘案し、141万2,000円の増により計上しております。経営所得安定対策直接支払推進事業補助金は、更別村地域農業再生協議会推進事務費補助金の財源で、前年度の実績を勘案し、37万1,000円の増により計上しております。農業競争力基盤強化特別対策事業補助金は、道営畑総担い手育成型事業に係る国庫補助残の2分の1が補助されるもので、事業量の増加に伴い、302万6,000円の増により計上しております。農地利用最適化交付金は、農地利用の最適化のための農業委員の積極的な活動の推進に要する経費に対する交付金で、本年度新たに計上しております。節2 林業費補助金の説明欄、未来につなぐ森づくり推進事業補助金は、伐採跡地等への造林に対する補助金で、54万4,000円の減により計上してございます。なお、前年度農林水産業費道補助金において認定こども園上更別幼稚園の園舎等改築事業の財源として計上しておりました林業・木材産業構造改革事業補助金3,065万5,000円は、今年度の計上はございません。

項3 委託金は、予算額1,253万3,000円、前年度比較167万1,000円の増となっております。

目1 総務費委託金、節1 総務管理費委託金は、公害防止事務委託金、土地利用規制等対策委託金等を計上しております。節2 戸籍・住民基本台帳費委託金は、人口動態調査事務委託金、旅券事務委託金を計上しております。31ページをごらんいただきたいと思います。節3 徴税費委託金は、道民税徴収委託金を計上しております。節4 統計調査費委託金は、本年度5年ごとに行われる住宅・土地統計調査に係る委託金14万8,000円を新たに計上しております。節5 選挙費委託金は、平成31年度に行われる北海道知事、北海道議会議員の選挙に係る委託金96万6,000円を新たに計上しております。

目2 衛生費委託金は、浄化槽設置届出等事務委託金を計上しております。

目3 農林水産業費委託金、節1 農業費委託金の説明欄、道営農業農村整備事業監督等補助業務委託金は、道営畑総担い手育成型事業の事業量増により36万2,000円の増額となっております。

32ページをごらんいただきたいと思います。目4 商工費委託金、節1 商工費委託金の説明欄、駐車公園管理委託金は、道の駅の駐車公園管理に伴う委託金で、北海道の積算単価の見直しを見込み、34万8,000円の増額となっております。

目5 土木費委託金は、建物調査委託金、樋門樋管操作業務委託金等を計上しております。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 款13国庫支出金、款14道支出金の説明が終わりました。

一括をして質疑の発言を許します。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款13国庫支出金、款14道支出金を終わります。

次に、款15財産収入、款16寄附金、款17繰入金、款18繰越金、款19諸収入、款20村債に入ります。

一括をして補足の説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 33ページをごらんいただきたいと思います。款15財産収入、項1財産運用収入は、予算額1,182万7,000円で、前年度比較75万2,000円の増となっております。

目1財産貸付収入、節2建物貸付収入の説明欄、教員住宅貸付収入は、教員住宅の貸し付けの実態により25万9,000円の増額としております。

目2利子及び配当金、節1利子及び配当金の説明欄、土地開発基金預金利子は、預け入れ期間3年の定期預金で運用してありましたものが本年度中に満期を迎えることから、32万5,000円の増額といたしております。財政調整基金積立金預金利子、減債基金積立金預金利子も同様の理由により、それぞれ53万8,000円、49万3,000円の増により計上しております。34ページをごらんいただきたいと思います。説明欄、福祉基金積立金預金利子は98万1,000円の減となっております。これは、前年度において預け入れ期間5年で運用してありました定期預金の満期利息を計上していたことによるものでございます。

項2財産売払収入は、予算額1,613万4,000円で、前年度比較86万1,000円の減となっております。

目1不動産売払収入、節1土地売払収入の説明欄、宅地分譲地売払収入は、コムニ団地1区画分と更別幼稚園前宅地2区画分で66万2,000円の増により計上しております。なお、前年度計上してありました旧上協和小学校跡地の売却に係る収入252万1,000円は、皆減となっております。節2その他不動産売払収入の説明欄、立木売払収入は、売り払い面積の減により76万3,000円の減により計上しております。

目2物品売払収入、節1物品売払収入は、間伐材等の売り払いに係る収入で、村有林整備事業における間伐事業の増加に伴い176万1,000円の増額としております。

35ページをごらんください。款16寄附金、項1寄附金は、予算額960万円で、前年度比較959万4,000円の増となっております。

目1寄付金は、前年度の寄附実績を勘案し計上しており、本年度より、ふるさと納税を含む寄附金を寄附の指定用途にかかわらず一括で計上しております。前年度計上してありました教育費寄付金5,000円は、皆減となっております。

36ページをごらんいただきたいと思います。款17繰入金、項1基金繰入金、予算額3億8,741万5,000円、前年度比較1億2,175万5,000円の増となっております。

目1財政調整基金繰入金は、財源不足を補うため1億903万6,000円の増により計上して

おります。

目2ふるさと創生事業繰入金は、ふるさと創生事業の財源として前年度同額により計上しております。

目3協働のまちづくり基金繰入金は、協働活動経費の財源として100万円の減により計上しております。

目4村有林野基金繰入金は、村有林整備事業の財源として8万8,000円の増により計上しております。

目5農業振興基金繰入金は、農業振興補助金、道営事業負担金、明渠排水改修工事費の財源として4,525万3,000円の増により計上しております。明渠排水改修工事費の財源として本年度新たに計上したことが増額の要因となっております。

目6福祉基金繰入金は、高齢者在宅福祉サービス事業の財源として6,384万8,000円の減により計上しております。前年度認定こども園園舎等改築事業の財源として6,286万7,000円を計上していたことが減額の要因でございます。

目7こども夢基金繰入金は、こども夢基金事業、トレーニングセンター改修事業の財源として150万円の増により計上しております。トレーニングセンター改修事業の財源として本年度新たに計上したことが増額の要因となっております。

目8公共施設等整備基金繰入金は、前年度庁舎改修事業、社会福祉センター改修事業、村営住宅等改修事業の財源として計上いたしましたが、本年度は福祉の里総合センター改修事業、歯科診療所改修事業、村営住宅等改修事業、村営住宅等整備事業、コミュニティプール改修事業の財源として3,072万6,000円の増により計上しております。

37ページをごらんいただきたいと思います。款18繰越金、項1繰越金、予算額は5,000万円で、前年度同額により計上しております。

38ページをごらんいただきたいと思います。款19諸収入、項1延滞金・加算金及び過料は、前年度と同額の2万円を計上しております。

目1延滞金で村税延滞金を計上しております。

項2預金利子は、前年度と同額の10万円を計上しております。

目1預金利子で歳計現金の預金利子収入を計上しております。

項3貸付金元利収入は、前年度と同額の6,620万5,000円を計上しております。

目1で中小企業近代化資金預託金元利収入、目2でふるさと融資貸付金元金収入を計上しております。

項4受託事業収入は、予算額120万2,000円で、前年度比較8万円の増となっております。

目1民生費受託事業収入で介護保険事務委託金、目2衛生費受託事業収入で後期高齢者医療広域連合受託事業収入を計上してございます。

項5雑入は、予算額986万円で、前年度比較468万円の減となっております。

目1滞納処分費は、滞納処分収入を計上しております。

39ページをごらんください。目2は弁償金。

目3 違約金及び延納利息は、契約上の違約金等、分譲地買戻しに係る違約金等を計上しております。

目4 納付金、節2 派遣職員共済等納付金は、十勝中部広域水道企業団に派遣している職員に係る北海道市町村職員共済組合負担金、北海道市町村職員福祉協会負担金等の相当額を十勝中部広域水道企業団が本村に納入するもので、本年度新たに計上しております。

目5 雑入は、前年度比較552万7,000円の減により計上しておりますが、前年度において平成28年の台風被害による農地等災害復旧費助成金の財源として北海道備荒資金組合納付金還付金432万5,000円を計上していたことが主な要因でございます。その他、シャクヤク栽培試験が終了したことに伴い、試験作物副産物収入を73万7,000円、過去の実績等を勘案し、各種健診料収入35万9,000円、それぞれ減額により計上しております。

41ページをごらんいただきたいと思います。目6 過年度収入は、前年度と同額の1,000円を計上しております。

42ページをごらんいただきたいと思います。款20村債、項1 村債は予算額4億5,539万9,000円、前年度比較2億4,043万6,000円の減となっております。建設事業、ソフト事業等の実施に当たり、財源確保として借入れを行うものを計上しております。

目1 緊急防災・減災事業債は、全国瞬時警報システム新型受信機導入事業の財源として本年度新たに計上しております。

目2 過疎対策事業債は、前年度比較2億2,790万円の減となっております。道営事業ソフト分620万円、カントリーパーク改修事業2,320万円、コミュニティプール改修事業3,760万円、歯科診療所改修事業700万円、緊急通報システム利用支援事業350万円を本年度新たに計上しております。なお、前年度計上しておりました汚水処理施設共同整備事業1,060万円、予防接種事業任意接種分300万円、認定こども園園舎等改築事業2億450万円、高規格救急自動車整備事業3,980万円、上更別運動広場改修事業2,700万円、各種健診事業200万円は、皆減となっております。

目3 臨時財政対策債は、市町村の財源不足に対処するため地方財政法第5条の特例として発行されるもので、前年度比較1,433万6,000円の減により計上しております。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 款15財産収入から款20村債までの説明が終わりました。

一括して質疑の発言を許します。

5番、上田さん。

○5番上田議員 35ページの寄附金のことでちょっとお聞きしたいと思います。

考え方なのでしょうけれども、960万ということでことし予算化されております。歳出のほうでは54ページに報償費というようなことで294万3,000円が計上されております。総務省からの30%以内というような、そういう指導のもとに予算化されたのかなと推測するわけなのですが、私は一般質問の中でもちょっと言わせていただいたのですが、各町村、村づくりにおいて寄附をどのように活用していくか、そしてまたどのように寄附

をいただくかというようなことでかなりそれぞれ努力しているのか、いろんな考え方の中でやっているかと思うのです。その中であって、更別については1,000万に満たないような数字が出ている。これは、多分昨年の実績からきている金額だと思うのですが、ふるさとチョイスだとか、今いろいろ苦勞されているのもわかるのですが、もう少しこれを改善して村づくりに生かしていけないのかどうなのか、もちろんふえれば補正予算という手もあるのでしょうけれども、当初予算からこのような金額で、本当にふるさと納税に対してどのように考えているのかという、そのあたりちょっと質問したいと思います。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 ふるさと納税に関しましては、ふるさとチョイスの活用ですとか、ホームページでのPRに努めているのですが、全国の皆さんの中から更別村を選んでいただいて寄附していただくということになります。返礼品の内容もそうですし、PRの方法も重要になってくるものと思いますので、これは工夫をしていかなければならないものと考えておりますし、できるだけ多くの方に更別村を選んでいただいて寄附金を納めていただくという、そういう工夫をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 今までも努力している跡は私も認める場所なのですが、金額の大小がどうのこうのと私は今言っているかもしれませんが、十勝管内でも多いところでは何十億となっているところもあれば、億単位、それから何千万単位、現実的にこうやってやっているわけなのです。そういった中で、以前に私も言わせていただきましたけれども、仕事が大変だったら職員配置してでもこういうことをやるべきだというふうに言ったはずなのですが、ほかの業務もありますから大変なのはわかります。ただ、村の姿勢として最低でもこのぐらいまでやるのだというような部分で、その努力の跡を見せていただきたいということで今質問しているわけなのです。これは、理事者の考え方をお聞きしたいと思っております。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 今総務課長のお話で、更別村を選んでもらって多くの方から寄附金をいただければ、それにこしたことはないというふうに思います。各町村いろんな工夫をしながら、返礼品等も組み合わせながら、その魅力等も伝えているところだというふうには思います。他町村がどのようなことをどういう寄附金、うちらでいえば1万円が一番寄附金としては多いというような内容になってございます。特産品も返礼品もやっぱり魅力あるものがないとなかなか更別村を選んでもくれないのかなということもございまして、この辺についてもそういう魅力あるものをこれから考えていく、ふやしていくという取り組みがまず必要になるのではないかなというふうに思っております。各町村との俗に言えば魅力ある返礼品比べということになるかと思うのですが、これからはいろんな、更高さんもございまして、それから、エア・ウォーターさんもございまして、民間の企業さんもございまして。

いろいろ知恵を出し合いながら、更別の魅力づくりに努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長 西山村長。

○村 長 今末田課長、そして森副村長から話をさせていただきました。私は、明確にこれは一般質問でもお答えさせてもらいましたし、今回寄付条例の一部改正ということもお願いしております。やっぱり明確な戦略を持たないとだめだと思いますし、それに見合った陣容とか、これをしっかり考えていく必要があるというふうには私自身は考えております。

最初返礼品が1つしかない。返礼品にこだわったらふるさと納税の趣旨そのものと違う方向にいつてしまうということで私は危惧していたのですが、実際に自主財源が少なくなる中で、ここの部分は大きいです。この部分で政策化して、例えば上土幌とか、ほかの先進地域のように明確にこれに使うのだと、こういうふうに使いましたよということをガラス張りにする。あるいは、こういう方策、方針に、村の課題に政策として財源としてここへ充てさせてもらいますというような形は今後しっかり考えていかなければいけないと思うのです。その部分では、やっとホームページに載り、そして決済もそういうふうになり、生産者の方、提出される方も非常に意欲的で、カタログではないですけども、チョイスに載る写真をかえたり、頻繁にいろいろと協議をして前へ進めているところでありまして、私はまだ第1段階だというふうに考えています。その点で明確な戦略を持ちつつ、そしてやっぱり事務も大変になってきますよね、事務とかいろんな部分について。その部分をしっかり考えて、どこが担うのかということも含めて考えなければいけないと思うのです。そういう点で戦略的にもきっちり立てなければいけないですし、寄附そのものについての考え方も整理しながら、しっかりこの部分は上田議員さんご指摘があったように、活用というのですか、村づくりの部分についてしっかり位置づけて考えていかなければいけないのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 関連になりますけれども、改めて検討の時期についてです。やれることはすぐやることでやってもらわないとならないと思うのです。それで、目的はこれから検討していくでしょうから、整理されると思う。ただ、僕は返礼品にこだわるわけではないですけども、やはり返礼品にもこだわります。というのは、魅力あるものをつくるということから始まって、今更別の例を言いますと、2万円でも3万円でも1万円がたしか2口ぐらいで終わっているかと思うのです。こういったみみっちい話ではなくて、そこは金額に相当するような返礼品が僕はあってもいいと思うのです。そして、それはすぐ変えられることだと思いますけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 返礼品の数は結構ふやさせていただいておりますし、ふるさとチョイスのほうでもそれは見れますし、業者の皆さんにご協力いただいて結構な数を返礼品として用意させていただいておりますし、そこら辺は寄附金を納めていただく方が選択ができるようなところまではきているのではないかなというふうに、そういうふうに考えております。

寄附金の額に応じて返礼品は用意させておりますので、それは1万円、2万円、5万円、そこら辺はいただく寄附金に応じて返礼品の規模も用意をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 43ページ、村債、過疎債の対象なのですがすけれども、事前説明の中では過疎債に上げれるものは全て上げていますという、たしかそういう説明だったかと思うのですが、各種健診事業、予防接種事業は平成29年度には200万円ここに充当していたかと思うのですが、これ今年度あるかと思うのですが、それが皆減になったということについてはちょっとそごがあるのではないかと思うのですが、改めて説明お願いいたします。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 ちょっと説明が不足していたのかなと思うのですが、基本的にはハード事業、建設事業とか、そういうものは財源を相当な金額を用意しなければならないものですから、そういったものは充てれるものは充てるということで予算は計上していますが、ソフト分というのは少しの金額で幅広くいろんなものがソフト分ということで対象になりますので、そこら辺は細かい事業をかき集めて過疎対策事業債の財源になり得るのですが、そこら辺は建設事業に対する借り入れとは別に、どっちかという金額の大きいもので借り入れれば事務が軽減されるものですから、過疎対策事業に充てれるものは全て充てるように予算計上しているというのは建設事業に係るものということで押さえていただければと思います。

以上でございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 建設事業は僕もそういうふうに理解していて、ソフト事業も当たるのだなと改めて認識をしたところでございました。それで、このたびこういうふうになっているものですから、ここについてはどのような、事務が繁忙というのですか、忙しいからということではないと思うのですが、もうちょっと詳しく説明してください。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 ソフト事業に関しましては幅広く事業、ソフト分ということで対象になるのですが、枠も配分がありますので、その中から多く対象になるものから選んで計上させていただいているということをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議 長 よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款15財産収入から款20村債までを終わります。

これで一般会計歳入予算を終わります。

第2条、継続費に入ります。

補足の説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 継続費でございますが、1ページ前の議案をごらんいただきたいのですが、第2条、継続費、これは提案理由でもご説明したとおり、継続費の第2表がございますので、総額2,946万3,000円、30年度から34年度までの各年度における年割額は記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 第2条、継続費の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで第2条、継続費を終わらせていただきます。

次に、第3条、地方債に入ります。

補足の説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 地方債につきましては、第3条の規定のとおりでございます。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債のとおりでございます。

6ページをお開きいただきまして、第3表、地方債でございます。緊急防災・減災事業債、限度額180万円、起債の方法は普通貸借又は証券発行、利率は年3.0%以内、償還の方法は記載のとおりでございます。過疎対策事業債、限度額3億4,630万、起債の方法は普通貸借又は証券発行、利率は年3.0%以内、償還の方法は記載のとおりでございます。臨時財政対策債、限度額1億729万9,000円、起債の方法は普通貸借又は証券発行、利率は年3.0%以内、ただし金利見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構及び金融機関等について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率と、償還の方法は記載のとおりでございます。限度額の総額が4億5,539万9,000円となるものでございます。

以上でございます。

○議 長 第3条、地方債の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで第3条、地方債を終わります。

一般会計予算について質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言漏れがあれば承りたいと思います。

発言に当たっては、ページ、項目、事業等を明らかにしていただきます。

質疑の発言を許します。

4番、織田さん。

○4番織田議員 まず、2点あります。

先に1点目ですけれども、ページは定まっておられません。内容は、更別村には行政委員及び法令委員という各委員が活躍されております。農業委員、教育委員、監査委員は月給制です。そして、選挙管理委員、公平委員は日当制ですか。また、法令条例委員については全て日当制となっておるわけなのですけれども、昨今なり手不足、そしてまた職員給与及び特別職などは国家公務員の取り扱いに準ずるということで多少なりの値上がりはしてきていると思うのですけれども、前段言いました行政委員、法令、条例委員につきましては長年据え置かれていると思うのです。この辺を今後改正していったらいいかという質問でございます。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 織田議員さんのおっしゃるとおり、長らく非常勤特別職の報酬は据え置かれているという状況にありますので、十勝管内の他の町村の状況もあろうかと思えますし、その水準がどこら辺が適当なのかということもあります。とりあえずは十勝管内のほかの非常勤特別職の状況を調査させていただいて、検討したいと思います。

以上でございます。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 もう一点は、114ページ、その中の農業振興補助金の中におきましてのコントラクター支援事業助成金です。この中の説明において、全員協議会でいろいろ説明されました。恐らく受けるのはアグリサポートさらべつだと思うのですけれども、その会社の経理内容、決算内容の説明というか、出ておりませんので、この会社の経営内容の説明を願います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 今回予定しておりますコントラクター支援事業は、おっしゃるとおりアグリサポートさらべつさんの機械更新事業に係るものでございます。アグリサポートさらべつさんの会社の経理状況というお話なのですけれども、村のほうでも今回財政支援を行うに当たって経営状況等は聞き取り調査も行っているところでございます。細かい、村が出資している会社ではございませんので、経理の状況等については必要なところを聞き取った中でということにはなりますが、具体的な経理状況というのはどこの数値をといるお話なのかということなのですけれども、収入額ですとか、費用額ですとかの詳細なものについては今手元にはございませんが、後ほど調べてお伝えしたいなと思っております。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 求めているのは決算報告の内容でございます。私どういうわけか手元に資料あるのですけれども、この数字を言っていていいかどうか、ちょっとわからないのですけ

れども、売り上げ額がおよそ1億6,800万、利益が6,800万云々で、法人所得額が643万1,000円となっているわけなのです。私なりに思いますに、これかなりもうかっている会社ですよ、正直言って。このような会社に支援するに当たっての基準といますか、運営助成ではないわけなのですから、作業機に支援するに当たっての基準等は恐らく設けられているか、考えがあると思うのですけれども、その辺をお伺いいたします。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 今回アグリサポートさらべつさんのほうに助成を行うに至った村のほうの考え方なのですけれども、基本的な営農支援組織への財政支援のあり方については先般ご説明したとおりですが、今回のアグリサポートさらべつさんへの財政支援に対する考え方の中で、今おっしゃられた経営状況にかかわる部分といたしましては今回事業に必要な機械にありましては本来であれば適切な利用料設定で更新費用を蓄えていく必要があるものというふうに解釈してございます。そこで、アグリサポートさらべつさんが今現有している機械資産のほう、こちらのほうも確認をさせていただいたところなのですが、総額で2億円以上の機械資産をお持ちでございます。これらを更新を行っていくためにはどの程度の経常利益といたしますか、準備金的な繰越剰余金が必要なのかというところは機械によって一概には言えないというところではございますが、今回村としてはおよそ総額の2分の1から3分の1程度の蓄えがなければ事業が安定的に継続ができないのではないという判断をしたところでございます。

アグリサポートさらべつさんの29年度決算、まだ正確な数値のほうは出ていないかと思われませんが、前年度末の繰越剰余金に今年度の聞き取った内容からいきますと、恐らく9,000万円程度の繰り越し剰余金になるのかなというふうに見込んでいらっしゃるところでございます。今回の事業費が6,000万を超える機械更新ということでございますので、自己資金で全てを賄った場合にはかなり繰り越し部分が減っていくということで、残りの1億円以上の機械を更新していくためにはまた経営上利用者の負担も過大になってくる可能性もあるというふうに判断しまして、今回は支援のほうをしてみたいと考えたところでございます。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 捉え方の問題だと思うのですけれども、機械更新ですから、以前にもありましたから。恐らく能力のある機械を更新するに当たっての助成金というか、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 今回は機械更新ということになりますが、先般ご説明をさせていただきました財政支援の考え方において、事業拡張ですとか、設備投資への支援につきましてはそれら拡張事業、更新設備の必要性等を勘案して支援内容を決定してまいりたいという整理をさせていただいたところでございますので、今回は更新事業ということではございますが、その機械がどの程度更別村の営農支援組織として必要な事業に使われているかというところ

ろを聞き取りをした中で、今回フォーレージハーベスターということで収穫機になりますが、こちらのほうについては酪農家の牧草、またコーン等の農繁期の収穫に相当使われている機械だということでございますので、こちらの更新については必要性も高く、また経過年数が17年度に購入したものであるということで相当年数たっておりまして、年間修繕費が29年度も四、五百万修繕にかかっていると、農繁期に故障した場合には作業に大きなおくれが出るというようなこともお聞きした上での判断ということでございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 予算化されていないというところでのお話の質問なのですが、地方創生総合戦略全体の話の中で幾つか項目がございまして、人口減の対策としてのメニューが2点、ここに掲げられているものについて質問させていただきます。

新たな産業の担い手確保ということで、商工業の担い手育成、確保に向けた取り組み検討の推進とございます。これはソフトの部分だということで予算化されていないのだと思いますが、現状としてどのような取り組みがされているのかということと、あと残りそんなにありませんので、手として今何を考えているのかということを含めてお願いしたい。

もう一点は、多様な就労環境の創出でICTを活用した就労の支援、テレワークの導入企業、これについても検討を進めるということで、これもまた残り少ない年度の中でどのようなアプローチをして、今どのぐらいの企業をピックアップ、その程度でもよろしいと思うのですが、アプローチ等も含めて今持っている検討課題について説明お願いいたします。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 ただいまの総合戦略の関係のお話ということで、1点目の商工業担い手育成確保に向けた取り組みの検討推進ということでございますが、こちらにつきましては平成29年度にご承知のように中小企業振興条例の制定の中でふるさと創生基金を活用しました助成事業の充実ということで進めているところでございます。その中で新たに開業された店舗等もございますので、そういったところと絡めて検討をまた、こちらには予算化しているところではないのですが、検討推進は進めていくといったようなことで捉えてございます。

また、もう一点、ICAを活用した就労の支援という部分でございますが、テレワーク導入企業の誘致につきましては、まだ具体的にどういったものというのではありませんが、地域創造複合施設の中でサテライトオフィス等を整備しているというところもあります。熱中小学校等で、さまざまな分野の企業の方であったり、お勤めの方であったりということで、起業を目指す方もそれなりにふえてきているといった中で、支援できる部分があれば進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 商工業の担い手育成については、みずから更別村における商工業の業種

の洗い出しを僕はしたほうがいいのではないかなという思いが実はありました。その中で担い手とする業種のことを行政としても押さえておいて、それに向けた支援をするという、特化するような、そういうほうが僕はいいのではないかなという思いで質問してきたわけなのですけれども、これは助成事業の中で捉えていると。

2点目のICT活用、これテレワークの導入、これは企業の誘致ですから、行政が動かなくて誰が動くのかなと実は思っております。ここに特化してもいいから予算をつけて、東京に出向くのかどうかは別にしても、アクションがないというのですか、行動がない。助成は待ちですね、何かやるから支援しますよと、これはこれでいいのですけれども、進むか進まないかというのは、それでは進まないと僕は思っています。ですから、情報時代ですから、それも含めて行政がどれだけアクションをしていくかということが求められると思うのですけれども、来年度に向けてぜひ検討したいと思っておりますけれども、その辺についてはいかが考えていますか。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 お話のとおり、こちらからの働きかけというのも必要かというふうには思っております。さまざまな情報収集等の中で、そういった機会があればぜひ動いて行って、誘致に結びつくような取り組みというふうに考えてまいりたいと思います。また、残り期間31年までということですので、少しでも、予算化が全てではないのですけれども、取り組んでいくというようなことをございますので、それぞれ事業が進んでいくように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 予算化が僕は全てだと思っております。というのは、やはりお金がないと人はなかなか動きません。それは、職員だって同じだと思うのです。ですから、皆さん予算を確保するには大変苦勞されていると僕は理解しています。ですから、やるということはお金がそこにつくということは当然のことで、お金をかけるときはかけるということはいろんな事業の中では皆さんおっしゃるわけですから、ここはつけないということは、やらないというふうに聞こえてくるわけです。ですから、あと残り少ない年数の中でここをきっちり方向性を見つけて、直接企業に当たるでもいいだろうし、人と人をつないでアクションしていくのもいいだろうと思うのです。そういう考え方はございませんか。

○議 長 西山村長。

○村 長 今村瀬議員さんおっしゃるお話ですけれども、何回か上京したり、あるいは熱中にこの間も20近い会社の社長たちが、とかち財団ですか、その中で研修にも来ております。その中には東京の企業、あるいは金融資本提携の会社とか、今回月末には東京のほうからも、キャンプ場を利用させていただいて社員研修ということで2班に分かれてそういう関係の会社が、金融関係のコーポレーションと思っておりますけれども、そういう方が来ます。そういう方と接触しながら、ぜひ村で起業していただきたいというような話と、そ

の部分についてはいろいろ財源のことがあります。おっしゃるとおりですから、その部分でいろいろなお話をしています。内閣府に行ったときも担当課から言われたのですけれども、既存の交付金のどれに当てはまるというのではなくて、島根県の邑南町とか、ほかの町村のように、こういう事業をやりたいから、こういう交付金をつくってくださいと、こういう財源の確保できるようなものを国として考えてくれというように村長持ってきたほうがいいですよというようなお話も伺っています。私は、積極的に政策化、いろんな課題はありますけれども、その部分では村瀬議員おっしゃるとおり財源がなければなかなかできないということは明らかですから、その部分も含めて積極的に職員にも働きかけていますけれども、提案型、あるいは財源いろんなものがありますけれども、その部分含めて自分としてはかかわりつつ、そしてその部分をできれば検討し、戦略も練り、予算化して実際に行動を起こすということをやりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 ページ数でいえば53、54ページなのですが、職員の人件費等についてちょっとお聞きしたいと思います。

先月の新聞だったかと思うのですが、ラスパイレスの件であります。そのときの報道によりますと、更別は管内トップだというようなことが報じられておりました。本村では人事院勧告だとか、国に準拠して今までできていたということで理解はしているのですが、この原因はなぜ更別が管内トップになってしまうのか、いろいろ考えられるとは思いますが、多分あると思うのです。その中で私ちょっと気にしているのは、行革の名のもとに他町村は結構、国に準じたやり方でなくてかなり下げていったという部分あるのです。これは、御多分に漏れず当村も行ってきた。ここにきてある程度復活してきたという、そういう経過があります。そういったことで、どこにその原因があるのか。私は、高いからどうのこうの言っているわけではないのです。100.何%です。わずかですけれども、100%を超えてしまったという部分もちょっとあるのですが、その点について超えたことがどうのこうののではなくて、今の職員体制の中にどこに原因があるのか、もしわかれば質問したいと思います。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 ご質問のラスパイレス指数でございますが、地方公共団体の一般行政職の給与水準をはかる目安ということで、国家公務員の俸給月額を100とした場合の地方公務員の一般行政職の給与の水準でございます。本村の俸給というのは過去からずっと国に準じてということで取り扱ってまいりましたので、基本的には100前後の数値を示すものでありますし、ただそのとき、そのときの国、それから村の職員の組織構成によってはこれが若干前後ということがあります。100を超えた100.1でしたので、村が100を超えたという理由は、国の組織構成に比べれば村の職員の年齢構成考えると若くして課長職になる職員が多いので、国の職員の組織構成詳細がわかるものではないものですから、断定的には申し上げら

れませんが、そういったことが100を超えた理由なのかなと思っておりますし、先ほどもお話ししたとおり、ラスパイレスは他の町村、地方自治体の給与水準をはかる数値なものですから、これも管内でトップということでございますので、これも先ほどお話ししたとおり、更別村の職員の年齢構成から若くして管理職になる、課長職になる職員が多いので、そういった職員が十勝管内の他の町村に比べれば多いという状況があったのだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 よろしいですね。

(なしの声あり)

○議 長 以上で一般会計予算の質疑を終了させていただきます。

ここで休憩をとります。2時35分まで休憩といたします。

午後 2時25分 休憩

午後 2時35分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの高木議員の質問に末田総務課長、答えてください。

○総務課長 大変失礼いたしました。

自動車取得税でございますが、平成26年度の与党の税制改革を踏まえまして、消費税の増税にあわせて廃止することが方針として決定しているようでございますので、これにあわせて交付金もなくなるものと思います。

以上でございます。

○議 長 高木議員、よろしいですね。

○3番高木議員 はい。

○議 長 次に、平成30年度更別村国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。

事業勘定の歳出についての補足の説明を求めます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、国民健康保険特別会計事業勘定予算の補足説明をさせていただきます。

予算の説明に入る前に、平成30年度からの国民健康保険の財政運営を都道府県単位とする広域化についてまずご説明申し上げます。平成25年12月13日に、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律、通称社会保障改革プログラム法とされていますが、それが施行され、この中で国保の運営等のあり方改革や介護保険制度での地域包括ケアの推進等の改革検討項目や改革法案の国会提出の時期のめどが決められております。医療制度改革は、平成27年度に改革法案を提出することとされ、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成27年5月27日に成

立し、その中で平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的役割を担い、制度を安定させることが示されております。

新しい財政運営の仕組みでは、都道府県内で保険料負担を公平に支え合うため、都道府県が市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じた国保事業納付金の額を決定し、保険給付に必要な費用全額が保険給付等交付金として市町村に支払われることにより、市町村の国民健康保険財政は従来と比べて大きく安定することになります。また、都道府県は、市町村ごとの標準保険税率を示すことで市町村間で比較できるようにしております。市町村は、これまで個別に給付費を推計し、保険税率を決定してきましたが、今後は北海道に納付金を納めるために、道の示す標準保険税率を参考に保険税率の算定方式や予定収納率に基づきそれぞれ保険税率を定めて、それぞれ保険税を賦課徴収することとなります。市町村は、今までどおり資格の管理、被保険者証の発行を行うこととなりますが、ことしから発行される保険証から北海道の名称が表記されることとなります。

以上が広域化についての説明ですが、現在示されている納付金額を納めるための保険税率は今後確定する前年の所得額を見つつ、過大な徴収とならないよう今後賦課までに決定することとしておりますので、ご理解願います。

それでは、歳出からご説明いたします。215ページをお開きください。款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、予算額は559万4,000円、前年度比較2,439万8,000円の減額です。説明欄(1)、総務一般事務経費、予算額559万4,000円、前年度比較287万7,000円の増額となっております。主なものは、節13委託料、国保ライン等サポート料で昨年度は54万円を計上しておりましたが、広域化により国保のシステムが都道府県で標準化されたため、不用となりました。次に、節19負担金補助及び交付金、国保連合会負担金、予算額355万7,000円ですが、前年度比較339万7,000円増額しております。これは、業務の効率化のため導入した北海道の北海道クラウドという国保標準システムなのですけれども、その運用負担金で343万9,000円増加したことが要因です。また、昨年計上しておりました国民健康保険制度関係準備事業で2,727万5,000円を計上しておりましたが、事業が終了したため皆減となっております。

次、216ページをお開きください。項3 運営協議会費69万6,000円で、前年度比37万2,000円の増額です。これは、隔年で実施しております国保運営委員の道内研修を平成30年は実施するため、増額となっております。

217ページをごらんください。款2 保険給付費、予算額2億7,657万9,000円、前年度比較676万4,000円の減額です。本年度は、医療費の給付実績などを勘案して北海道で推計したものを計上しております。

項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費、予算額2億4,262万2,000円、前年度比較412万6,000円の増額ですが、本年度の財源区分欄をちょっと見ていただきたいと思うのですけれども、特定財源で道、2億4,262万2,000円という形になっております。広域化で医

療費が北海道から全額交付されているのがこの欄でわかると思います。

目 2 退職被保険者等療養給付費、予算額29万5,000円、前年度比443万9,000円の減額です。制度の改正により退職者医療制度で新規の対象者がふえず、減少しているためです。15名から3名という形で推計しております。

目 3 一般被保険者療養費、予算額228万3,000円、前年度比較8万円の減額でございます。

目 4 退職被保険者等療養費、予算額2万4,000円、前年度比較1万5,000円の減額です。

次、218ページをお開きください。項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費、予算額2,348万9,000円、前年度比較537万4,000円の減額となっております。

目 2 退職被保険者等高額療養費、予算額18万8,000円、前年度比較125万2,000円の減額となっております。

219ページをごらんください。出産育児諸費、予算額630万4,000円、昨年度と同額計上しております。15名の出産を見込んでおります。

項 5 葬祭諸費、予算額30万、前年度比較20万円の増額です。さきに条例改正させていただきました支給額を1万円から北海道で統一した額の3万円に合わせたことが要因で、昨年度と同様10名の計上としております。

220ページをお開きください。款 3 国民健康保険事業費納付金は、新規の科目です。北海道が決定した納付金を納める科目で、2億1,485万5,000円を計上しております。

項 1 医療給付費、目 1 一般被保険者医療給付費で1億4,550万円、一般被保険者の医療費に係る納付金額でございます。

目 2 退職被保険者医療給付費は、予算額19万3,000円、退職者に係る納付金です。

項 2 後期高齢者支援金等、目 1 一般被保険者後期高齢者支援金等、予算額4,895万3,000円を計上しております。

目 2 退職被保険者後期高齢者支援金は4万6,000円の計上となっております。

221ページをごらんください。項 3 介護納付金、目 1 介護納付金2,016万3,000円は、40歳以上65歳未満の介護2号被保険者分として納付するものでございます。

222ページをお開きください。款 4 共同事業拠出金、項 1 共同事業拠出金、目 1 共同事業拠出金、予算額1,000円でございます。昨年度比較1億6,251万8,000円の減額です。過年度精算分を科目存置として計上しているものでございます。

その下、高額医療共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金、高額医療費共同事業事務費拠出金、保険財政共同安定化事業事務費拠出金、その他共同事業拠出金は、国民健康保険の広域化に伴い、今まで個別に行っていたのが今回の納付額に組み込み、計算されるようになったため廃目としております。

款 5 保健事業費、項 1 特定健康診査等事業費、目 1 特定健康診査等事業費、予算額363万4,000円です。前年度比較11万7,000円の減額です。健診の委託料や人間ドック時の特定保健指導の委託料が主なものです。実績に合わせて予算を計上しております。

項 2 保健事業費、予算額89万5,000円で、前年度比1万1,000円の減額です。年4回の医

療費通知、年3回のジェネリック医薬品差額通知、保健師の研修などの経費となっております。

224ページをお開きください。目2疾病予防費、予算額39万3,000円、昨年度と同額です。前期高齢者のインフルエンザ及び節目の年齢での肺炎球菌予防接種の負担金となっております。

款6基金積立金、基金の利子を積み立てるもので、予算額1万4,000円で、前年度比較1万3,000円増額しております。

226ページをお開きください。款7諸支出金、予算額2,969万1,000円、前年度比較55万2,000円の減額となっております。この要因は、227ページをごらんください。項2繰出金、目1直営診療施設勘定繰出金、予算額2,912万5,000円で、前年度比較55万2,000円の減額で、診療施設勘定にへき地診療分として繰り出すもので、年間入院見込み数が減少したため、減額しております。

228ページをごらんください。款8予備費につきましては、予算額828万2,000円、前年度比較3万2,000円の減額となっております。

なお、229ページの後期高齢者支援金等、230ページの前期高齢者納付金等、231ページの老人保健拠出金、232ページの介護納付金については、30年度からの国民健康保険の広域化に伴い、北海道全体で計算されることになったため、廃款としました。

以上で歳出の補足説明とさせていただきます。

○議 長 事業勘定歳出の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

5番、上田さん。

○5番上田議員 単純なことで質問して申しわけないのですが、歳出のほうで北海道で算出された額というのは、例えば療養給付費だったら2億4,200万何がしと、こうあるのですが、これは30年度においてはこの額はもう確定だというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 この額は、実はまだ100%確定というわけではございません。2月の予算に間に合わなかったのですが、予算書の数字を変更するには間に合わなかったのですが、額がもう少し減少して示されております。それは、診療報酬の改定、本体部分が上がり、薬剤費分が落ちたという部分の反映がまだ十分されていなかったということで通知が来て、10万単位で少々変わってくる予定でございます。この面につきましては、先ほどの保険税とあわせて、その際に補正をさせて確定数値をのせさせていただきます。

以上です。

○議 長 ほかありませんか。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議 長 これで事業勘定の歳出を終わります。

次に、事業勘定の歳入についての補足の説明を求めます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、歳入についての補足説明をさせていただきます。

202ページをお開きください。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、予算額1億9,212万円、前年度比較1,858万6,000円、10.7%の増額となっています。内訳は、目1一般被保険者国民健康保険税、予算額1億9,184万8,000円、前年度比較1,904万4,000円の増です。農業粗生産額が史上最高であったということから、所得の増加があると考えられるため、増額して計上いたしております。

目2退職被保険者等国民健康保険税におきましては、予算額27万2,000円、前年度比45万8,000円の減額となっております。歳出でも説明したとおり、制度改正があり、27年度以降に新たな被保険者が発生しないこと、65歳になると一般国保に移動するため、被保険者が減少しているためでございます。

204ページをごらんください。款2一部負担金、項1一部負担金、予算額2,000円で、新規の科目です。災害等により窓口で一部負担金を払うことができない被保険者から後日村が徴収するために設けた科目です。科目存置として計上しております。

205ページをお開きください。款3道支出金、項1道負担金、目1保険給付費等交付金、予算額3億1,371万3,000円です。全額新規に計上しております。国保の広域化に伴い、療養給付費の大部分が北海道より交付されることになったための増額でございます。節1普通交付金2億7,144万4,000円は、医療給付の分に係るものでございます。節2特別交付金、予算額4,230万9,000円が保険者努力支援分、特別調整交付金、特定健康診査等負担金、2号分交付金で構成されております。このうちの2号分交付金と保険者努力支援分が全額ではありませんけれども、激変緩和措置に対するものとなっております。

なお、高額医療費共同事業負担金は、広域化のため不用となり、廃目といたしております。

また、特定健康診査等負担金は、特別交付金の中に含まれているため、同じく廃目としております。

項2財政安定化基金交付金、目1財政安定化基金交付金、予算額1,000円は、新規科目です。保険料収入が激甚災害等で徴収が困難になった場合に北海道で造成しています財政安定化基金から不足分を貸し付け、交付を受けることになっているため、科目存置として計上しているものです。貸し付けを受けた場合は翌々年度以降に3年かけて償還、交付を受けた場合も交付額の一部を同様に償還しなければなりません。

なお、昨年度まで項で道補助金、目の道財政調整交付金は、項1道負担金、目1保険給付費等交付金に含まれたことにより廃項、廃目としております。

款4財産収入は、説明を省略させていただきます。

207ページをお開きください。款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、予算額2億6,024万2,000円、前年度比較2,225万7,000円の減額となっております。節1保険

基盤安定繰入金の説明欄、保険基盤安定繰入金保険税軽減分は、国保税の2割、5割、7割軽減分に対応するもので、一般会計で補助を受ける道負担金4分の3と村の4分の1とを合算した額819万2,000円を計上し、前年度比較で2万3,000円減少。保険基盤安定繰入金保険者支援分は、保険料の軽減被保険者への支援でありまして、一般会計で補助を受け、国が2分の1、道と村がそれぞれ4分の1負担することになっており、これを合算した額568万4,000円を計上しております。前年度比較で55万1,000円減額しています。出産育児一時金繰入金は、推計15件分の3分の2相当の420万円を計上しています。節4その他一般会計繰入金、予算額816万5,000円です。前年度比較2,165万円減額です。昨年まで計上していた福祉医療無料化波及分312万5,000円、財源補填分2,168万2,000円は、法定外繰り入れとなっており、その分を繰り入れると納付金を増額させることとなるため、繰り入れを取りやめたものです。

次、項2基金繰入金、目1基金繰入金、予算額828万2,000円、前年度比較2,420万8,000円の減額で、予備費分を繰り入れるよう計上しております。

208ページをごらんください。款6繰越金は、昨年同額の計上でございます。

209ページをごらんください。款7諸収入、項2雑入、目1雑入、節1雑入、説明欄、特定健康診査受診料50万4,000円、昨年と同額を計上しています。

211ページの国庫支出金、212ページ、療養給付費等交付金、213ページの前期高齢者交付金、214ページの共同事業交付金、これも広域化に伴い北海道へ収納されることとなったため、廃款となっております。

以上で国保会計事業勘定の歳入の補足説明を終わります。

○議 長 事業勘定歳入の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

5番、上田さん。

○5番上田議員 先ほど歳出のほうで課長のほうから説明を受けたわけなのですが、歳出も固まっていないというようなことで、202ページの国民健康保険税のことでちょっと質問したいと思います。

国民健康保険は、今加入している人方がそれぞれ相互扶助でもってやっていくというような、要するに単年収支の目的税だというふうに理解しているわけなのです。そこで、今1億9,200万、国民健康保険税徴収しますよということになれば、当然歳出のほうから来る金額によって税も変わってくるのだらうというふうに思います。そこで、従来の方法で私疑義があったものですから、ちょっと確認させていただきたいのですけれども、例えば所得割でしたら一般被保険者だったら3.2%というようなことが何年間、結構複数年でそのまま維持されてきたという嫌いがあると思うのです。今後北海道に移管されて、ある程度数字が固まれば、所得割だから応能割ですか、応能、応益割があると思うのですけれども、要するにその年々に合わせた算出にしていかなければならないというふうに私は思っているのです。意見みたいなこと言っていますけれども、極端に前後すると税額が給与所得者

だとか大きく変わってくると思うのですけれども、単年収支ということになれば、足りないときは基金から、それから余ったときは基金に積み立てするという考え方ではなくて、単年収支でいくべきだと思っているのですけれども、今後の考え方でいいですから、その辺どのように考えているかお聞きしたいと思います。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 国民健康保険税は、款3国民健康保険事業納付金の財源として今度納めていくことになります。そのため、その納付金、今激変緩和措置がかかっているのですけれども、その分についても事業納付金については上がっていくと、道のほうでも1人当たりの保険料は年間2%までの上昇でもって抑える激変緩和措置を行うということになっておりますので、上田議員の言うとおりに、前年所得を見つつ、毎年毎年見直していく必要があるとは考えております。

以上です。

○議 長 ほかがございませんか。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議 長 これで事業勘定歳入の質疑を終わらせます。

次に、診療施設勘定の歳出についての補足の説明を求めます。

酒井診療所事務長。

○診療所事務長 それでは、診療施設勘定の歳入歳出予算についての補足説明を申し上げます。

歳出からご説明申し上げます。予算書の245ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費は、予算額2億5,891万1,000円で、前年度比較1,671万1,000円の増です。

目1一般管理費は、予算額2億5,875万9,000円、前年度比較1,683万8,000円の増です。説明欄(1)、診療施設維持管理経費は1,583万7,000円で、前年度比較133万4,000円の増です。主なものとしましては、節11需用費、消耗品費において入院病棟において夏季に室温が上昇し過ぎることを抑えるため遮熱カーテンを購入することなどにより消耗品費が前年度比較41万7,000円の増、重油単価の上昇により燃料費が64万8,000円の増、喀たんなどの吸引装置の修繕により国保診療所修繕費が38万3,000円の増となっております。また、節13委託料において清掃業務委託料が日常清掃及び特別清掃合わせて19万2,000円の減となっております。246ページをお開きください。節18備品購入費18万1,000円は、施設管理用備品で、事務室用加湿器とリハビリ室における備品や資材の整理棚を購入するものです。説明欄(3)、総務管理経費は、職員11人分の人件費であり、9,667万5,000円、前年度比較157万4,000円の増です。詳細につきましては、255ページから260ページの給与費明細書のお目通しをお願いいたします。

247ページに移りまして、説明欄(4)、総務一般事務経費は1億2,785万6,000円で、前年度比較701万8,000円の増です。主なものとしまして、節7賃金、看護補助員賃金において定数外職員取り扱い要綱における看護補助員の賃金区分を1段階上げていることと看護

補助員の夜間の勤務体制を宿直体制から夜勤体制に移行していくため、定数を1名増としていることなどから375万円の増となっています。現在欠員の補充とあわせて人員確保に努めているところでございます。節13委託料は、その他業務委託料、医療業務委託料が9,069万5,000円で、前年度比較201万2,000円の増でございます。医療法人北海道家庭医療学センターからの医師4名、作業療法士1名の派遣を受ける経費と医師確保、医師及び研修医育成協力費を含むものでございます。平成30年度の医師の体制については、家庭医療学センターが医師の採用、確保に苦慮しており、予算積算段階では決定されていませんでした。その後医師は4名体制で、うち1名は平日の日勤のみ、1名は平日の午前または午後の半日勤務となることとなりました。予算積算段階では体制が確定していなかったため、医師の派遣委託料を4名が皆全日勤務する仮定で計上しました。うち1名が平日の半日勤務となることから、平成30年度の委託契約においてはその分が減額されることとなっています。しかし、宿当直をできる医師が2名となってしまふことから、月に1回程度週末に帯広協会病院より医師の派遣を受けて対応することとなります。この分の交通費、日当は別に必要となります。そのほか、作業療法士の時間外勤務手当支給額、平日半日勤務の医師が規定勤務時間以外に勤務をする必要が生じた場合は勤務時間数に応じた給与を負担することになっています。このことにより生じた残額については、補正予算により調整する予定です。また、常勤医師4名のうち、異動により専攻医が交代となります。節14使用料及び賃借料は、使用料で予算額395万8,000円、前年度比較60万2,000円の増です。248ページをお開きください。医療業務用システム使用料で電子カルテシステムが導入から平成29年10月で5年間が経過し、11月より金額が改定となっていることから、68万5,000円の増となっています。節19負担金補助及び交付金は、研修会等負担金で予算額35万円で、前年度比較13万円の減です。これは、管理医師が5年に1度、産業医資格更新に係る研修会を受講しますが、平成29年度に受講し、次回は平成34年度となることから、受講料分を減額したものです。説明欄(5)、準職員賃金等は、医療事務職員2名分の賃金等に係る経費であり、前年度比較23万1,000円の増です。説明欄(6)、診療施設改修事業は671万8,000円で、病棟におけるナースコールの更新費用です。老朽化しており、故障したときには部品がないことから、修繕ができないこととなるため、更新を図るものです。

目2車両管理費は、予算額15万2,000円で、前年度比較12万7,000円の減です。公用車の車検を平成29年度に行っており、この分が減額となっています。

250ページをお開きください。款2医業費、項1医業費につきましては、予算額3,173万2,000円で、前年度比較461万2,000円の増です。

目1医療用消耗器材費は、予算額537万円で前年度と同額です。内訳は、注射器、グローブ、マスクなどの消耗資材経費と主に入院患者に使用する酸素の購入費でございます。

目2医薬品衛生材料費は、予算額960万円で、前年度比較192万2,000円の減です。内訳は、休日及び時間外診療の患者処方用及び入院患者用の内服、外用薬、注射薬で720万円、予防接種ワクチンで240万円を見込んでいます。

目3 医療管理費は、予算額980万1,000円で、前年度比較48万9,000円の増です。説明欄(1)、医療管理事業経費は、予算額692万円、前年度比較17万8,000円の増です。主なものとしましては、節12 役務費の手数料、クリーニング料で平成29年度に行った病棟カーテンのクリーニング分で16万2,000円の減額、節13 委託料の検査・診断等委託料、検査委託料において患者の疾病に伴う血液や尿、便、喀たんなどの検査、解析に係る委託料が近年の実績によりまして21万4,000円の増額としております。251ページをごらんください。説明欄(2)、医療機器借上経費は288万1,000円で、前年度比較31万1,000円の増でございます。主なものは、在宅酸素供給装置や睡眠時無呼吸症候群の治療器を必要とする方に対応するためのもので、使用される患者の増加によるものでございます。

目4 寝具費は、入院患者の寝具、病衣の借り上げに係る経費であり、予算額55万2,000円で前年度と同額です。

目5 医療用機械器具費、予算額640万9,000円で、前年度比較604万5,000円の増額でございます。内訳としましては、血中酸素濃度ををはかる機械の更新で3万7,000円、超音波画像診断装置の更新で637万2,000円計上しています。

項2 給食費、目1 給食費は、予算額390万6,000円で前年度と同額です。入院患者の給食に係る経費でございます。

253ページをお開きください。款3 公債費、項1 公債費、予算額は2,802万9,000円で、前年度比較33万4,000円の減です。

目1 元金、説明欄(1)、長期債償還元金は2,751万6,000円で、前年度比較21万1,000円の減です。平成19年度に医療用備品、エックス線骨密度測定装置更新に要した経費に係る過疎対策事業債の償還が平成29年度で終了したことによるものです。現在は、平成21年度以降に購入した医療機器備品並びにソフト分として医療業務委託料に係る起債元金の返済でございます。

目2 利子、説明欄(1)、長期債償還利子は、予算額51万3,000円で、前年度比較12万3,000円の減です。

なお、詳細につきましては、261ページに地方債の現在高の見込みに関する調書がございますので、お目通しをお願いいたします。

254ページをお開きください。款4 予備費につきましては、予算額10万円で前年度と同額です。

以上で歳出の説明を終わります。

○議 長 診療施設勘定歳出の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

1 番、安村さん。

○1 番安村議員 いま一度ちょっと確認をさせてください。

ページ数が247ページになります。前段でも私気になっていてご質問させていただいた経過があると思うのですけれども、入院患者に伴う看護補助員の関係で、なかなかその分の

手法も含めて難しい部分もあるかもしれませんが、昨年の計画が7名体制ということで、今欠員が2名出るということも含めて、今1名の増員も含めて、未確定ではあるけれども、雇用に向けて頑張るといふ言い方されたのですけれども、つらつら見てみますと入院関係の入院室に関するものの補修も入っている。これは全体的な部分で入れているのでしようけれども、改修も、カーテンの洗濯と言ったらおかしいですけれども、そういうものも含めて入院患者用の整備を図りたいということでございますけれども、確かに医師もこのようにきちっと確保されている中で、事務長としてはつらい面あるのでしようけれども、その分の課題といたしますか、人がいないとかなんとかでなくて、看護補助員ですから、ある程度は確保できると思うのですけれども、それらの課題というのは何か内部でどうすべきかという検討も含めてなされたのかどうか、ちょっと附帯説明をお願いしたいと思っておりますけれども。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 看護補助員、今議員ご質問のとおり、昨年の11月末で1名がやめ、ことしの3月末でもう一名が退職されるということで、募集をしてきております。その中で、なかなか応募がなく、診療所のスタッフの中でどうしたものかという検討を重ねておまして、募集方法、最初は村内の新聞折り込み、またチラシの全戸配布などしておりましたが、ちょっと広げて中札内の新聞折り込み、幕別町の忠類地区の新聞折り込みなど、またチラシの内容も工夫した中で、より目につけていただけるような工夫をということで、それも考慮してきてございます。明確な応募がない理由についてはちょっとつかみ切れていないところなのですけれども、賃金であるのか、夜間の勤務体制であるのかというところもございまして、今回は賃金のほうも1区分、定数外職員要綱の中で上げさせていただいて、その中で何とか確保したいということで今進んでいるところでございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今の事務長がご説明していただいたように、チラシは入っていて、私も目を通させていただきました。ただ、私の今質問させていただいているところは、賃金体制も少し見直させていただいたという部分もあるのでしょうかけれども、早出、遅出、当直、宿直も含めてというコメントがついていて、月額あの給与というか、給与体系はあの給与体系だと。ただ、その点の附帯の説明の中に、早出、遅出、宿直当番も含めてという形で、その部分が月額給与に内包されているのかどうかというのもちょっと見えにくい部分が正直あると思うのです。だから、基本的には、第一義的にはあれだけの稼働数をしてもらうという形になれば、もう少し真摯に賃金体系も含めてきちっと精査して、もう少しわかりやすいというか、賃金体系。夜勤やれば1日何ぼ、例えばの話ですよ。1日幾らつくだとかという、そういうものも明記していればよかったですけれども、ただぼんと月額給与が十何万何千円と出ていて、下の中で当直がありますよ、宿直というか、そういうものもありますよ、早出もありますよというのだったら、今の給与水準というか、そういう部分から見ればなかなか来づらいというか、それも含めて後ほどまた一般質問させていただき

ますけれども、住居の確保問題もあるでしょうし、いろんな部分あるでしょうから、そういう面について心配というよりも、基本的にその給与体系に至ったという部分あるのですけれども、本当に給与体系なのか、やめていった方のことをいろいろ聞くというのは難しいのでしょけれども、分析したときに、聞くまでもなく、何の要因かというのはなかなかつかみづらいところはあるのでしょけれども、傾向としてはつかめているのでないかなという気がしていますので、所見も含めて、どういう傾向でやめられた。自己都合でやめられたから、自己都合だと言われてしまえばそれまでなのでしょけれども、そこに何か要因があるのでないかなという気もしていますので、その点何かあれば説明いただければありがたいのですけれども。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 診療所の募集については、チラシの中で月額を明示して、また年2回を限度とした割り増し賃金の額も一応目立つように記載した下に、1回の宿直手当は6,480円です、夜勤手当、夜間看護手当については1回4,542円ですということでも明記させていただいて、それは月額の賃金とは別ですというように一応わかるようには記載したつもりでございました。

これまでやめられた方の理由なのですけれども、はっきり聞きにくいところも申し上げにくいところもあるのですけれども、ほかの新たに勤務する予定の場所のほうが年収的に高いということで移られたということがございます。そういったことがございますが、勤務の体系についても宿直から、宿直というと8時30分から翌日の9時までなのですけれども、それを夜勤16時から翌日9時ということに体制も変えて、賃金も確保しながら何とか募集、確保に努めていきたいと思っております。

○議 長 ほかございますか。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議 長 これで診療施設勘定歳出を終わらせていただきます。

次に、診療施設勘定歳入についての補足の説明を求めます。

酒井診療所事務長。

○診療所事務長 続いて歳入の補足説明に移らせていただきます。

236ページをお開きください。款1診療収入は1億6,110万5,000円で、前年度比較85万8,000円の減としています。

項1入院収入は、予算額3,241万7,000円で、前年度比較71万9,000円の減です。近年の実績を考慮して計上しています。平成29年度の入院の状況は、現在のところ平成28年度と比較して入院患者数が減少している状況でございます。

次に、項2外来収入、予算額1億1,138万2,000円で、前年度比較65万6,000円の増です。患者数、受診日数、1日当たりの医療費、それぞれの近年の実績を参考に予算を計上しています。平成29年度の外来患者数の様子は、平成28年度と比較し、小児件数、成人件数、高齢者件数ともに大きな変動はありませんが、訪問診療患者数が減少しております。

237ページをお開きください。目6 その他の診療報酬収入、説明欄、自費患者診療報酬収入ですが、近年の実績から、労災、自賠責による診療収入、その他の自費診療患者の診療収入を見込み、28万1,000円の減額としています。

項3 その他の診療収入、目1 諸検査等収入は、予算額1,730万6,000円で、前年度比較79万2,000円の減です。説明欄の各種診断料につきましては、主に産業医診断料の受託箇所が3事業所から6事業所にふえる見込みであることから、前年度比較14万円の増額としています。各種予防接種診断料は960万5,000円で、前年度比較118万2,000円の減としています。村受託事業である定期及び任意の予防接種並びにインフルエンザ予防接種に係る接種料などになりますが、主には65歳未満のインフルエンザ接種料で、近年の実績を参考に135万円の減としています。同じく説明欄、住民検診料につきましては、75歳以上の方を対象とする高齢者健診の実施に係る診断料で141万2,000円、前年度比較25万円の増でございます。高齢者健診受診枠の枠をふやしたことによる増です。

238ページをごらんください。款2 使用料及び手数料、予算額174万4,000円で、前年度比較21万8,000円の増です。

項1 使用料、目1 使用料、内訳は入院患者の電気器具使用料、往診や訪問診療に係る自動車使用料、診療所内の自動販売機の設置に係る建物使用料でございます。

項2 手数料、目1 手数料は、重度、ひとり親医療、乳幼児及び児童医療等の医療給付事務に係る取扱手数料を、目2 文書料は、各種診断書、証明書料と介護保険の認定に係る主治医意見書料等を計上しております。

239ページをお開きください。款3 財産収入、項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入は、医師住宅2棟の建物貸付収入であり、前年度と同額でございます。

240ページをごらんください。款4 繰入金は1億4,527万1,000円で、前年度比較875万8,000円の増です。

項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金は1億1,614万6,000円で、前年度比較931万円の増です。説明欄についてですが、繰入金に関しましては診療所運営に対して国からの特別交付税の交付を受けるに当たって、一般病床分、救急病床分、その他運営補てん分に対する額を示すよう指導されてございます。繰入金の必要額について夜間、土曜、日曜日の診療に係る人件費、外来患者数、入院患者数、時間外診療患者数などをもとにおおむねの案分割合を定め、それぞれ振り分けしているものです。

項2 事業勘定繰入金、目1 事業勘定繰入金は2,912万5,000円で、前年度比較55万2,000円の減です。診療所に対する運営費補助として国から交付される特別調整交付金の繰入金ですが、算定については基本額と加算額で構成されており、近年の入院日数の状況を踏まえ、加算額の減少を見込んだことによる計上としています。

241ページをお開きください。款5 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金は、前年度と同額の10万円を見込んでございます。

242ページをごらんください。款6 諸収入、項1 雑入、目1 雑入は、予算額102万7,000

円で、前年度比較7万6,000円の減です。主に自費衛生材料等収入の減でございます。

243ページをお開きください。款7村債、項1村債、目1過疎対策事業債につきましては、診療施設改修事業でナースコールの更新、医療機器等整備事業で超音波診断装置の更新を予定しており、国庫補助金を充当した残額の財源として640万円を計上しています。

244ページをお開きください。款8国庫支出金、項1国庫補助金、目1施設整備費補助金は654万4,000円です。診療施設改修事業でのナースコールの更新費用、医療機器等整備事業による超音波診断装置の更新費用の2分の1を国庫補助金として計上しています。

以上、診療施設勘定歳入の補足説明とさせていただきます。

○議 長 診療施設勘定歳入の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 先ほど歳出のほうで大変人員確保に苦労されているということでございますけれども、改めまして診療所運営方針ということでちょっとお伺いしたいと思います。

30年度予算から見ましたら、入院収入、外来収入、その他収入合わせて昨年度と比べ85万6,000円の減額計上されてございます。平成14年のカレスアライアンスの業務提携の一、二年との比較を僕はさせてもらいましたところ、この診療収入と総務費、医業費、給食費、この差額が5,500万程度で推移していたと。ところが、22年度ぐらいからこの差が1億円を超えてきているという状況でございます。そしてまた、今年度に限っては1億3,273万8,000円というようにどんどん膨らんでいる状況でございます。

そこで、補正時も今も質問ありましたけれども、診療所の運営検討会議などを重ねてきているということもございますので、幾つか質問したいと思います。入院の受け入れや外来患者の対応等、住民の診療所としてそのニーズに込えているのかということと、医師数が4名いた中で外来患者数をもっとふえるのではないかという、実はそんな思いもございます。

また、診療報酬の中で、当然診療所ですから、初期診療、プライマリーケア、あとは病診連携の中でやっていく。これを基本として、今言われています地域包括医療、在宅医療の推進、見守り等々、こんなことを考えていっているのではないかということの再確認。経営と運営とのミスマッチは起きていないかなという懸念がございます。

3つ目になりますけれども、最終的に赤字化というようなところの対策について、もし何かありましたらあわせて質問しますので、お答え願います。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 入院の受け入れ、外来対応等、また住民ニーズということでございますけれども、診療所におきましては以前は療養病床が17床ありましたが、平成20年10月1日から一般病床に転換しています。療養病床から一般病床に転換した後、入院患者数は減少してきております。10年前の平成19年度は1日平均16.8人でありましたが、平成28年度は6.9人となっています。以前の療養病床では寝たきりであるなど個々に対する頻繁な看護が

必要とされない患者が多かったのですが、一般病床では患者の容体はさまざまでありまして、夜間、環境の変化などから不穏な動きをされる方がいらっしやったり、痛みを頻繁に訴える場合もございます。対応に要する労力は、入院患者数に比例しないのが現状でございます。そんな状況ではありますが、少ないままでよいと考えているということではなく、医師も経営上の課題として捉えており、帯広市内の大きな病院を退院される方が自宅や施設に戻られる前に生活の不安や負担を軽減することを目的とした一時的な入院などの受け入れを行うために、帯広の医療機関と連携、協議をしています。また、おおむねの入院収入額の目安に対し、どういう病状の患者がどのくらいの数までであれば安全に看護ができるのかなどといったことを今後検討してまいりたいと考えています。

外来患者につきましては、人口が減少傾向にある中で患者数は微増となっております。平成19年度で1日平均70.2人、平成28年度で73.7人となっております。医師4名の勤務状況については、主にとということにはなりませんけれども、午前中は外来の担当が2名、1名は外来サポートなどを担当し、1名は病棟対応、午後は外来の担当が1名、1名ないし2名が外来サポート、1名ないし2名が訪問診療や乳児健診などを担当しています。現在の体制の中で外来患者を何名まで診ることができるのかという部分については、患者の病状などによるところも大きく、明確に数をお示しすることはできませんが、今後の経営上の課題として増収を検討したときには可能性として前期高齢者の患者数を増加させるためにはどうしたらよいかということが、結論は出ていないのですが、課題として挙がっているところです。

診療所では、赤ん坊から高齢者まで日常的なかかりつけ医としてあらゆる健康問題のご相談に乗っていますし、専門医の診療が必要なおときには適切にご紹介しています。まずはお気軽に診療所へどうぞという姿勢で、住民ニーズにも合っているものと考えております。

病診連携、診療方針についてですが、先日の一般質問で村長の答弁と重複いたしますけれども、診療所の医師が家庭医として扱う健康問題は日常的な病気、けがなど多岐にわたり、包括的に対応することが求められます。患者と向き合うとき、診療所の中だけで完結できるわけではありません。福祉や介護サービスなど、医療以外の幅広い領域と連携する必要があります。村は、地域包括ケアシステムの構築を目指しており、診療所の医師は積極的にかかわり、中心的な役割を担っています。医療、介護関係者間の情報共有を図りながら、地域に根差した継続的な医療を提供する。そうして醸成される住民との信頼関係のもとで一人一人に合わせた医療を提供することができるよう努めております。また、訪問診療患者、紹介患者の増加に向けて医師が帯広市内の病院から紹介された在宅患者や転院患者についてその後の経過を詳細に報告する手紙を書くようにしております。この丁寧な取り組みは、紹介してくれる病院からの信頼が得られ、次につながるものと考えております。

赤字化対策なのですが、対策としては医薬品の期限切れに注意し、必要最小限の在庫管理に努めることや不断に経費の確認を行うなどのほか、繰り返しになりますが、安全に看

護できる入院患者の病状と患者数の検討、外来患者の安定的な確保などを念頭に診療収入の確保に努め、運営に当たるよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長 ほかに質疑。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議 長 これで診療施設勘定の歳入を終わらせていただきます。

以上で国民健康保険特別会計予算の質疑を終了いたします。

次に、平成30年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算の質疑を行います。

歳入歳出一括をして補足の説明を求めます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、平成30年度更別村後期高齢者医療事業特別会計について補足説明いたします。

最初に、歳出のご説明をいたします。271ページをお開きください。款1総務費、予算額91万7,000円、前年度比較24万3,000円の増額です。

項1総務管理費、目1一般管理費、予算額65万7,000円、前年度比較22万3,000円の増額であります。これは、説明欄(2)、円滑運営事業費補助金を新規に20万6,000円計上したことによるものです。これは、後期高齢者医療システムの改修によるもので、保険料軽減特例の見直しに伴うものです。

項2徴収費、目1賦課徴収費、予算額24万6,000円、前年度比較2万円の増額です。

272ページをお開きください。目2滞納処分費は、前年度と同額を計上しております。

続きまして、273ページをごらんください。款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金は、予算額5,850万3,000円、前年度比較532万6,000円の増額です。これは、保険料収入額4,406万5,000円、保険基金安定繰入金等の1,145万8,000円及び共通常事務費297万6,000円等を加え、連合会に納付するものであります。

274ページをお開きください。款3諸支出金につきましては、保険料過誤納還付金、同じく還付加算金を前年度と同額計上しております。

275ページをごらんください。款4予備費につきましては、予算額50万円で前年度と同額を計上しております。

次に、歳入をご説明いたします。266ページをお開きください。款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、予算額4,406万5,000円で、前年度比較224万2,000円、5.4%の増となっております。後期高齢者医療保険料につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合より保険料が提示され、これに基づき予算計上されることから、同連合からの想定金額での予算額となっております。なお、最近被保険者の年金から引き落とされる特別徴収から自分で納める普通徴収に切りかえる希望者が増加してきています。実情に合わせて目1特別徴収保険料と目2普通徴収保険料の徴収割合を変更し、予算計上を行っております。

す。保険料は、2年ごとに見直されており、平成30年度は見直しの年であり、均等割が5万205円、所得割が10.59%、前回より0.08%の増加となっております。

267ページをお開きください。款2国庫支出金、項1国庫補助金、目1総務費国庫補助金、新規に科目を設けたものです。予算額は20万6,000円、説明欄、円滑運営事業費補助金は後期高齢者保険料軽減特例の見直しに伴う後期高齢者医療システムの改修費の補助金でございます。

268ページをごらんください。款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、予算額1,564万5,000円、前年度比較312万1,000円の増額です。節1保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減分を補填するもので、道から対象額の4分の3、859万3,000円、村から残り4分の1の286万5,000円、合計で1,145万8,000円を計上しております。節2その他一般会計繰入金は、本会計の事務費711万円と後期高齢者医療広域連合の共通事務費297万6,000円、それと予備費分を含めた418万7,000円を計上しております。

269ページの款4繰越金、270ページの款5諸収入につきましては、昨年度と同額でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で後期高齢者医療事業特別会計の補足説明を終わります。

○議 長 後期高齢者医療事業特別会計予算の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんね。

(なしの声あり)

○議 長 これで後期高齢者医療事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

この際、3時55分まで休憩といたします。

午後 3時42分 休憩

午後 3時55分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平成30年度更別村介護保険事業特別会計予算の質疑を行います。

事業勘定の歳入歳出及びサービス事業勘定の歳入歳出を一括して補足の説明を求めます。
安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、平成30年度更別村介護保険事業特別会計の補足説明をいたします。

介護保険の仕組みですけれども、介護サービスの利用料、原則1割ですけれども、を除いた費用を公費50%、保険料50%で賄うこととされております。公費の負担分は、国が25%、村と道が12.5%ずつを負担すると。保険料については、65歳以上の1号被保険者と40歳以上65歳未満の2号被保険者で負担していく仕組みとなっております。2号被保険者と1号被保険者の保険料の負担割合は、平成30年度から平成32年度までは1号被保険者が23%、2号被保険者は27%というふうになっております。この1号被保険者の3年間の保険料に

つきましては、今回の第1回定例会で先日議決をいただいているところでございます。

それでは、介護保険事業会計の補足説明をいたします。事業勘定の歳出から説明いたします。291ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、予算額53万3,000円、前年度比較8万円の減額となっております。主なものは、説明欄(1)、総務一般事務経費において節11需用費、消耗品費で予算額17万9,000円は前年度と比較して13万4,000円の増額です。介護保険計画開始年度にその制度の周知を行うため送付するパンフレットの購入費が増額しております。節12役務費、郵便料で昨年は第7期介護保険計画策定に必要な介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の郵便料19万1,000円を計上していましたが、今回はありませんので、皆減しております。

項2徴収費、目1賦課徴収費、予算額12万7,000円で、前年度比較2,000円の減額となっております。

292ページをお開きください。項3介護認定審査会費、目2認定審査会共同設置負担金、予算額357万2,000円、前年度比較20万5,000円の増額です。職員の異動等に伴う負担金総額の増加によるものでございます。

293ページをごらんください。款2保険給付費、予算額2億8,298万8,000円、前年度比較837万円の減額となっております。給付の実績、要支援及び要介護認定者数の状況などを勘案し、予算計上しております。

項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等諸費は、要介護1以上の方のサービス給付費です。予算額2億3,970万6,000円、前年度比較1,012万8,000円の減額となっております。増減の主なものは、説明欄(1)、介護サービス等諸費、節19負担金補助及び交付金で法定居宅サービス給付費で前年度比較121万2,000円の増額、法定施設サービス給付費、前年度比較180万円の減額、地域密着型居宅介護サービス給付費、前年度比較1,406万4,000円の減額、地域密着型施設介護サービス給付費、前年度比較452万4,000円の増額で、いずれも給付実績に合わせて予算計上しているものです。

項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス等諸費は、要支援1及び要支援2の方のサービス給付費で、予算額1,470万4,000円、前年度比較162万6,000円の増額となっております。主なものは、説明欄(1)、介護予防サービス等事業、節19負担金補助及び交付金、居宅介護予防サービス給付費で前年度比較71万4,000円の減額で、この中の訪問介護給付費と通所介護給付費が制度改正により款3地域支援事業費に移ったことによるものです。地域密着型介護予防サービス給付費は、前年度比較234万円の増額となっております。利用者が4名から10名に増加したことによるものでございます。

項3高額介護サービス費、294ページをお開きください。目1高額介護サービス費、予算額593万8,000円、前年度比較13万2,000円の増額です。介護認定者数の増加により、給付人数の増加を見込んでおります。

項4高額医療合算介護サービス費、目1高額医療合算介護サービス費は、予算額80万円です。昨年度と同額計上です。

項5 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者介護サービス費は、低所得者の居室料と食事代に係る負担を低減する補足給付で、昨年度と同額2,184万円を計上しております。

295ページをごらんください。款3 地域支援事業費、項1 介護予防・日常生活支援総合事業費、目1 介護予防・生活支援サービス事業費は、予算額963万1,000円で、前年度比較35万2,000円の増額となっております。この主な要因は、節19負担金補助及び交付金、介護予防・生活支援サービス事業費、前年度比較17万1,000円の増額で、昨年度は制度改正により利用期間の関係上11カ月分を計上しておりましたが、本年度は12カ月分の予算計上したこと及び介護予防訪問型サービスの受給者が増員したことによるものでございます。また、介護予防ケアマネジメント事業費、予算額81万1,000円は前年度比較134万3,000円の減額です。介護予防訪問型サービス、介護予防通所型サービスのケアプランを作成する介護予防ケアマネジメント事業費で昨年度は制度改正の初年度のため推計人数で計上しておりましたが、本年度は実績により計上の結果、昨年度より大幅に減少しております。86万4,000円減額しております。一般介護予防事業を利用する者に対し、初回ケアプランを作成するケアマネジメント費も昨年度は初年度であり、130名と推計しましたが、本年度は実績をもとに20名と推計したため、48万4,000円減額しております。

目2 一般介護予防事業費、予算額518万4,000円、前年度比較169万4,000円の増額となっております。この主な要因は、節13委託料で介護予防事業委託料、予算額372万5,000円、前年度比較148万8,000円の増額です。この主な要因としては、先ほども申しましたが、昨年度は初年度ということもあり、準備の関係上、半年分またはワンクール分で事業の予算計上しておりましたが、今年度は通年またはツークール分で予算計上したため、増額となっております。

296ページをお開きください。項2 包括的支援事業・任意事業費、予算額3,793万円、前年度比較829万2,000円の増額です。

目1 総合相談事業費、予算額7万5,000円で、相談支援事業の事務費で、昨年度と同額です。

目2 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、予算額2,582万6,000円で、前年度比較767万7,000円の増額です。包括支援センターの職員の人件費を計上しているもので、説明欄(1)、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業は、社会福祉協議会から派遣を受けている社会福祉士の人件費相当分を負担金として支出するものです。説明欄(2)、準職員賃金等は、地域包括支援センターに介護福祉士を配置するための準職員賃金でございます。297ページをごらんください。説明欄(3)、職員人件費は、地域包括支援センターの保健師及び新規に採用する医療と介護を結ぶコーディネーターの職員人件費です。詳細は、303ページから306ページの給与費明細書をごらんください。

目3 任意事業費、予算額は471万3,000円で、前年度比較1,000円の増額です。

298ページをお開きください。目4 在宅医療・介護連携推進事業費、予算額67万4,000円、前年度比2万1,000円の減額です。医療・介護連携推進のための研修費や情報共有ツールの

使用料、それとタブレットの購入費を計上しております。

目5生活支援体制整備事業費、予算額563万9,000円、前年度比較75万5,000円の増額です。この事業は、支えられる側も支える側になり得る住民の支え合いの仕組みづくりを進めるための地域ニーズの把握、担い手の育成等をコーディネートする生活支援コーディネーターの人件費及び協議体が行う事業の経費として計上しております。

目6認知症総合支援事業費、予算額100万3,000円、前年度比較12万円の減額です。認知症について気軽に話し合う場である介護カフェ開設に係る経費、認知症講演会開催経費を計上しております。減額の主な要因は、昨年度節11需用費、印刷製本費で認知症ガイドブック及び更別版認知症ケアパスを作成するため37万8,000円を計上していましたが、本年度は皆減しております。

300ページをごらんください。款4基金積立金、項1基金積立金、予算額2万1,000円、前年度比較9,000円の増額です。

301ページ、款5諸支出金、款6予備費については、ほぼ前年と同様の予算計上でございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。282ページをお開きください。款1介護保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、予算額6,456万8,000円で、前年度比較1,323万円の増額となっております。節1現年度分は、平成30年度に向けた介護保険条例の改正により、基準保険料月額を1,000円増額した5,500円で算定した額を予算額としております。

283ページをお開きください。款2使用料及び手数料、予算額10万4,000円は、前年度比1万4,000円の減額です。これは、シルバーハウジング生活援助員の派遣手数料です。

284ページをごらんください。款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、予算額5,445万7,000円、前年度と比較して166万5,000円の減額です。

同じく項2国庫補助金、目1調整交付金、予算額1,414万8,000円、前年度と比較して41万9,000円の減額です。両科目とも歳出の保険給付費の減少により減少しております。

目2地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)は、予算額298万1,000円、前年度比較8万2,000円の減額です。歳出の款3地域支援事業費、項1介護予防・日常生活支援総合事業費に交付されるものです。

目3地域支援事業交付金(その他事業)は、予算額1,378万8,000円、前年度比260万4,000円の増額です。歳出の款3地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費に交付されるものです。

地域支援事業交付金(介護予防事業)、地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)は、事業の仕組みが変わり、過年度の精算交付も終了したため、廃目としております。

285ページをお開きください。款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金は、予算額7,640万9,000円、前年度比較517万3,000円の減額です。保険給付費が減少したため、交付額も減少したものです。

目2地域支援事業交付金は、予算額321万9,000円、前年度比較21万2,000円の減額です。歳出の款3地域支援事業費に交付されるものでございます。

286ページをごらんください。款5道支出金、項1道負担金、目1介護給付費負担金は、予算額3,751万8,000円、前年度比較105万5,000円の減額で、保険給付費の減少によるものでございます。

項2道補助金、目1地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)、予算額149万1,000円、前年度比4万円の減額です。これも歳出の款3地域支援事業費、項1介護予防・日常生活支援総合事業費に交付されるものでございます。

目2地域支援事業交付金(その他事業)、予算額689万5,000円、前年度比較130万5,000円の増額です。歳出の款3地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費に交付されるものです。

地域支援事業交付金(介護予防事業)、地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)は、事業の仕組みが変わり、過年度の精算交付が終了したため、国庫支出金と同様廃目しております。

287ページをお開きください。款6財産収入は、介護保険事業基金の積立金の利子でございます。

288ページをごらんください。款7繰入金、項1一般会計繰入金は、予算額5,358万4,000円、前年度比較363万円の増額です。

目1介護給付費繰入金は、予算額3,537万5,000円、前年度比較104万5,000円の減額です。歳出で介護給付費が減少したことにより減少するものです。

目2地域支援事業費繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)は、予算額149万、前年度比較4万1,000円の減額です。

目3地域支援事業繰入金(その他事業)、予算額は688万2,000円、前年度比129万2,000円の増額。

目5その他一般会計繰入金、予算額は935万8,000円、前年度比較333万2,000円の増額で、1クールのみであったものを本年度は年間を通して2クール実施することによるものでございます。

項2基金繰入金、目1基金繰入金、予算額1,201万6,000円、前年度比1,036万2,000円の減額となっております。これは、保険料の見直しによる激変緩和として327万円分、予備費分として100万円、保険給付費の不足分と事業費の不足分774万6,000円を合計したものを繰り入れるものでございます。

289ページ、款8繰越金につきましては、前年度と同額でありますので、説明を省略させていただきます。

290ページ、款9諸収入、項2雑入、目1雑入、予算額61万5,000円、前年度と比較して9万6,000円の増額です。介護予防教室の参加人数の増加を見込んで増額の予算計上となっております。

続きまして、サービス事業勘定の補足説明をいたします。

最初に、歳出についてご説明いたします。312ページをお開きください。款1 サービス事業費、項1 居宅支援サービス事業費、目1 居宅支援サービス事業費、予算額18万3,000円、前年度比較1万円の減額です。高齢者の心身の健康保持、介護予防の推進のため、地域包括支援センターの事務費分を計上しております。

目2 介護予防サービス等事業費、予算額141万2,000円、前年度比較10万3,000円の減です。地域包括支援センターの業務の一つであります要支援1及び要支援2の介護予防サービス計画策定業務の一部を社会福祉協議会に委託する経費となっております。

続きまして、歳入の説明をいたします。309ページをお開きください。款1 サービス収入、項1 予防給付費収入、目1 介護予防サービス計画費収入、159万3,000円の予算額で、前年度比較11万3,000円の減額であります。要支援1、2の方の介護予防サービス計画の策定に伴う収入で、国保連合会から交付されるものでございます。

310ページ、款2 繰越金、311ページ、款3 諸収入につきましては、昨年度と同額を計上しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で介護保険の事業勘定及びサービス事業勘定予算の補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 介護保険事業特別会計予算の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで介護保険事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

◎議案の訂正

○議 長 ここで、審議の途中ですが、村長より議案第36号 平成30年度更別村簡易水道事業特別会計予算の件の訂正について発言を求められましたので、これを許します。

西山村長。

○村 長 議案第36号 平成30年度更別村簡易水道事業特別会計予算につきまして訂正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第36号 平成30年度更別村簡易水道事業特別会計予算書の2ページをお開きいただきたいと思っております。第5条にあります企業債でございますけれども、平成30年度につきましては起債借入れの予定がありませんことから、第5条の全文を削除し、以降、第6条を第5条に、第7条を第6条に、第8条を第7条としてそれぞれ繰り上げる訂正をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願い申し上げます。

以上であります

○議 長 お諮りをいたします。

ただいま村長から申し出のありました議案第36号 平成30年度更別村簡易水道事業特別会計予算の件の訂正について、これを承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 平成30年度更別村簡易水道事業特別会計予算の件の訂正について承認することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 4時17分 休憩

午後 4時18分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第2 議案第32号ないし日程第7 議案第37号(続行)

○議 長 次に、平成30年度更別村簡易水道事業特別会計予算の質疑を行います。

歳入歳出一括をして補足の説明を求めます。

佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 ただいまは大変失礼いたしました。

これから平成30年度更別村簡易水道事業特別会計予算の補足説明をさせていただきます。今年度から一般会計の営農用水分も加えた予算となっております。また、様式は地方公営企業法施行規則第45条に定める予算様式により作成しております。

初めに、平成30年度更別村簡易水道事業特別会計予算実施計画の収益的収入及び支出から説明させていただきます。この予算は、水道事業の経営活動に伴い発生する収益とそれに対応する費用を計上しております。

3ページをお開き願います。収入になります。平成30年度は企業会計移行元年となることから、前年度と比較の欄は記載することができないことから空欄となっておりますので、差がわからないので、参考で差についてはお知らせしたいと思いますので、ご了承願います。

簡易水道事業収益、款1簡易水道事業収益の予算額1億2,865万1,000円は、項1営業収益と項2営業外収益を足したものとなっております、それぞれ1ページに記載されております。

項1営業収益は、水道料金と給水工事手数料の収益です。予算額8,374万円は、目1水道使用料と目2その他営業収益を足したものとなっております。目1、節、説明欄、水道使用料の予算額8,360万円で、一般会計からの移行分5,030万円を足したものとなっております、参考、前年度比較340万円の増額となっております。

目2、節、その他営業収益、説明欄、給水工事手数料の予算額14万円で、一般会計からの移行分7万5,000円を足したものとなっております、参考比較で前年度同額となっております。

項2営業外収益の予算額4,491万1,000円は、一般会計からの経営戦略策定業務に係る総務省基準内繰入金と幕別町からの共同施設維持負担金、また企業会計移行に伴い、過去に整備した水道施設に係る国庫補助金を毎年度収益化するもので、長期前受金戻入を計上し

ております。この長期前受金は、現金を伴わない収益です。

目1、節、一般会計補助金、説明欄、一般会計繰入金基準繰出分（経営戦略策定業務繰入分）の予算額232万2,000円で、一般会計からの経営戦略策定業務に係る総務省基準内繰入金で、今年度新たに計上しております。

目2負担金、節、受益者負担金、説明欄、共同施設維持管理負担金の予算額294万9,000円で、幕別町からの共同施設に係る維持負担金で、一般会計から移行しております。参考、前年度比較15万円の減であります。

目3、節、説明欄、長期前受金戻入の予算額は3,962万3,000円で、過去に整備した水道施設に係る国庫補助金を毎年度収益化するものを計上しております。この長期前受金は、現金を伴わない収益で、今年度新たに計上しております。

目4、節、雑収益の予算額は1万7,000円で、説明欄、雑収益、無線施設電気料等の1万6,000円は第1配水池に無線を設置しているワイコム分の電気料1万5,000円で、一般会計から移行しております。雑入1,000円を簡水分として計上しております。参考比較で前年度同額となっております。延滞金の1,000円は、使用料、手数料等の延滞金で、参考比較で前年度と同額となっております。

4ページをお開きください。支出になります。簡易水道事業費用、款1簡易水道事業費用の予算額1億4,094万5,000円は、項1営業費用、項2営業外費用、項3特別損失、項4予備費を足したものとなっております、それぞれ1ページに記載されております。

項1営業費用は、収益を得るための費用として賃金、光熱水費、中札内共同施設管理負担金、十勝中部広域水道企業団受水負担金、維持管理業務として配水池清掃や漏水調査、メーター点検業務を計上しております。また、企業会計移行に伴い、過去に整備した水道施設が平成30年度の1年間で水道料金収入を得るためにどれだけ役立ったかを評価して示すものとして減価償却費を計上しております。この減価償却費についても現金を伴わない費用です。予算額1億3,332万7,000円は、目1原水及び浄水費、目2配水及び給水費、目3総係費、目4減価償却費を足したものとなっております。

目1原水及び浄水費の予算額は、3,880万8,000円を計上しております。節、賃金、説明欄水道補修業務員賃金の予算額8万1,000円は、一般会計から移行しており、参考比較で前年度と同額となっております。節、旅費、説明欄、普通旅費の予算額16万5,000円は、水道施設維持管理に係る旅費で、一般会計からの移行分2万4,000円を足したもので、参考比較で前年度比7万円の増となっております。節、備用品費、説明欄、消耗品費の予算額11万2,000円は、同様の消耗品費で、参考比較で前年度比2万4,000円の増となっております。節、光熱水費、説明欄、水道施設電気料の予算額98万4,000円は、一般会計からの移行分76万4,000円を足したもので、参考比較、前年度比2万7,000円の増となっております。節、修繕費、説明欄、修繕費の予算額は175万円で、一般会計からの移行分90万円を足したもので、参考比較、前年度と同額となっております。節、負担金の予算額1,397万2,000円、説明欄、中札内施設維持管理負担金1,395万7,000円は、一般会計からの案分移行分も含め、

参考比較で前年度比1,271万4,000円の減となっております。昨年度は南札内浄水場基本計画や浄水場ろ過シーツの設置を行ってまいりました。説明欄、研修会負担金の予算額1万5,000円は、参考比較で前年度比1万5,000円の増となっております。節、受水費、説明欄、十勝中部広域水道企業団の予算額2,174万4,000円で、一般会計からの移行分の負担金2万5,000円と、同じく移行した案分受水費負担金2,171万9,000円を足したもので、参考比較で前年度比2万9,000円の減となっております。

目1計の参考比較で前年度比1,260万7,000円の減となっております。

目2配水及び給水費の予算額は1,104万1,000円で計上しております。節、備用品費、説明欄、消耗品費の予算額1万円で、参考比較で前年度比同額となっております。節、通信運搬費の予算額83万5,000円、説明欄、電話料6万6,000円は、一般会計からの移行分6万円を足したもので、参考比較で前年度同額となっております。説明欄、計装装置電話専用回線料76万9,000円、一般会計からの移行分52万7,000円を足したもので、参考比較で前年度同額となっております。節、委託料の予算額は880万8,000円で、説明欄、配水池清掃業務委託料292万2,000円は、新たに計上しております。5年前に実施してまいりましたが、近年の台風などによる水害の影響で汚れが目立ってきたことから実施するものです。説明欄、水道台帳作成委託料9万6,000円は、一般会計から移行しており、参考比較で前年度3,000円増額となっております。説明欄、残塩検査委託料42万5,000円は、参考比較で前年度同額となっております。説明欄、水道施設漏水調査委託料300万円は、新たに計上しております。農村部の水道管からの漏水が夜間でも1時間当たり5トンと近年増加してきたことから実施するものでございます。説明欄、草刈業務委託料48万8,000円は、一般会計からの移行分で、参考比較で前年度比8万3,000円の減となっております。説明欄、協和ポンプ室点検委託料7万3,000円は、一般会計からの移行分で、参考比較で前年度同額となっております。説明欄、水道施設保守点検委託料180万4,000円は、一般会計からの移行分122万円を足したもので、参考比較で前年度比4万3,000円の減となっております。節、手数料、説明欄、水質検査手数料89万6,000円は、3年に1回の全項目検査がふえたことにより、参考比較で前年度比28万3,000円の増となっております。節、賃借料の予算額16万4,000円、説明欄、積算システム使用料13万2,000円は、参考比較で前年度比5,000円の減、説明欄、資材単価データ使用料3万2,000円は、参考比較で前年度比1,000円の増となっております。節、材料費、説明欄、異種管継手等材料費31万5,000円は、一般会計からの移行分で、参考比較で前年度同額となっております。節、補償金、説明欄、漏水事故賠償金1,000円は、一般会計からの移行分で、参考比較で前年度同額となっております。節、保険料、説明欄、計装装置災害保険料1万2,000円は、一般会計からの移行分を足したもので、参考比較で前年度比4,000円の減となっております。

目2の計での参考比較は、前年度比607万4,000円の増となっております。

5ページになります。目3総係費の予算額は、2,375万1,000円で計上しております。給料等については、2名分を計上しております。節、給料で参考比較で前年度比22万円の増

となっております。節、手当で参考比較、前年度比157万8,000円の減となっております。節、賞与引当金繰入額、説明欄、賞与引当金179万9,000円は、企業会計移行に伴い今回新たに発生する項目で、翌年度に支払う賞与を発生主義会計のため発生した年度に計上しなければならないため、計上しております。節、法定福利費で参考比較、前年度比較16万9,000円の増となっております。節、旅費、説明欄、普通旅費9万円は、水道管理一般事務に係る旅費で、前年度比3,000円の増となっております。節、備用品費、説明欄、消耗品費の予算額5万2,000円は、同様の消耗品で、参考比較、前年度と同額となっております。節、印刷製本費、説明欄、納付書他30万円は、一般会計からの移行分を足したもので、参考比較で前年度比9万8,000円の増となっております。節、通信運搬費、説明欄、郵便料42万円は、実績により参考比較、前年度比11万7,000円の増となっております。節、委託料744万3,000円、説明欄、水道メーター点検業務委託料279万9,000円は、一般会計からの移行分を足したもので、労務費の増により参考比較、前年度比28万1,000円の増となっております。説明欄、水道経営戦略策定業務委託料464万4,000円は、企業会計移行に伴い今回新たに発生する項目で、中長期的な財政収支計画を策定することにより、収支のバランスをいかに良好なものにして今後の維持管理、更新費用を捻出していくかを検討していくものでございます。節、手数料、説明欄、検便手数料6,000円は、参考比較で前年度同額となっております。節、負担金62万4,000円、説明欄、北海道自治体情報システム協議会負担金50万300円は、企業会計システム導入に伴う負担金です。参考比較で前年度比395万2,000円の減となっております。説明欄、簡易水道等環境整備協会負担金4,000円、日本水道協会負担金8万2,000円、研修会等負担金3万5,000円は、参考比較で前年度同額となっております。

目4減価償却費、節、有形固定資産減価償却費5,972万7,000円は、企業会計移行に伴い今回新たに発生する項目で、過去に建設された施設がその年度1年間でどれだけ水道料金を得るために役立ったかをあらわすものが減価償却費です。施設は、地方公営企業法に定められた区分ごとに耐用年数が決められていて、その耐用年数で割ったものが1年間当りに役立った費用として収益的収支の支出に経理されるものとなります。この減価償却費は、現金を伴わないものであります。説明欄、建物減価償却費183万5,000円は、配水池、量水器室などが対象で、説明欄、構造物減価償却費5,789万2,000円は主に配水管路が対象となっております。

6ページをお開きください。項2営業外費用は、起債利息償還と消費税を計上しております。予算額327万4,000円は、目1支払利息及び企業債取扱諸費、目2消費税及び地方消費税を足したものとなっております、それぞれ1ページに記載されています。

目1支払利息及び企業債取扱諸費、節、企業債利息、説明欄、起債長期償還利子138万8,000円は、参考比較で前年度比21万4,000円の減となっております。

目2、節、説明欄、消費税及び地方消費税188万6,000円は、会計手法が企業会計の発生主義となることから平成30年度に発生するものを計上しますが、平成31年度に支払う額となります。参考比較で前年度比111万5,000円の増となっております。

項3特別損失は、企業会計移行に伴い発生主義による費用計上となることから、本年6月支給予定の賞与のうち対象期間となる平成29年12月から平成30年3月分は平成29年度に発生しており、その分が今年度損失しているとみなし、計上しております。こちらも現金を伴わないものです。

目1、節、その他特別損失、説明欄、賞与引当金の予算額は179万9,000円です。

項4予備費は、平成30年度は企業会計移行初年度であることから、平成29年度までの特別会計の取り扱いに合わせ、収支均等で現金予算の計上を行っていることから、料金収益の一部余剰分を充てたものです。年度内運用資金として留保し、執行状況により補正対応することで対応する項目です。

目1、節、説明欄、予備費の予算額254万5,000円です。参考比較で前年度比244万5,000円の増となっております。

款1計の参考比較で前年度比6,014万円の増となっております。

続きまして、資本的収入及び支出を説明させていただきます。この予算は第4条で資本的収支を定めており、主に水道事業を継続して維持するための建設改良費を計上するものであります。

7ページをお開きください。収入になります。平成30年度は企業会計移行元年となることから、こちらも前年度との比較の欄は記載することができないことから空欄となっております。簡易水道事業資本的収入、款1簡易水道事業資本的収入の予算額662万2,000円は、項1一般会計補助金と項2負担金を足したものとなっております、それぞれ1ページに記載されております。

項1目1、節、一般会計補助金、説明欄、一般会計繰入金基準繰出分（公債費分）605万円は、総務省基準内の一般会計からの繰入金となります。参考比較で前年度比148万8,000円の増となっております。

項2目2負担金、節、受益者負担金、説明欄、給水工事負担金57万2,000円は、一般会計からの移行分を足したもので、参考比較で前年度比同額となっております。

款1計の参考比較で前年度比148万8,000円増となっております。

8ページをお開きください。支出になります。簡易水道事業資本的支出、款1簡易水道事業資本的支出の予算額1,812万6,000円は、項1建設改良費、項2企業債償還金、項3投資を足したものとなっております、それぞれ1ページに記載されております。

項1建設改良費の予算額676万8,000円、目1水道施設費、節、工事請負費、説明欄、水道メーター取替工事費253万8,000円は、一般会計からの移行分を足したもので、参考比較、前年度比7万5,000円の増となっております。

目2量水器費、節、量水器購入費、説明欄、水道メーター購入費423万円は、一般会計からの移行分を足したもので、参考比較で前年度比2万7,000円の増となっております。

目1計の参考比較で前年度比10万2,000円の増となっております。

項2目1、節、企業債償還金、説明欄、起債長期償還元金1,065万3,000円は、319万円の

増となっております。

項3投資、目1、節、出資金、説明欄、十勝中部広域水道企業団出資金70万5,000円は、一般会計から移行分を足したもので、参考比較で前年度比34万円の減となっております。

款1計の参考比較で前年度比295万2,000円の増となっております。

なお、次からのページ、給与費明細書については9ページから11ページ、公債費の状況については12ページ、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、ご参照願います。

続きまして、12ページの次のページになります。企業会計移行に伴い作成する財務諸表を添付しております。

1枚目は、平成30年度更別村簡易水道事業予定キャッシュ・フロー計算書を添付しております。こちらについては、平成30年度内の資金収支活動予定を3つの活動区分であらわし、現金の動きを把握するものです。業務、投資、財務にそれぞれ区分し、年度初めの期首から年度末の期末まで現金残高が幾らになるか予定をあらわしております。1、業務活動によるキャッシュ・フローは、通常の業務活動の実施による資金の収支や投資活動、財務活動の収支を表示しております。当年度純損失は、予定損益計算書、当年度純損失を計上するもので、損失の表示からマイナス1,089万5,000円としております。減価償却費は5,972万7,000円を計上しております。現金を伴わない科目を計上するものです。固定資産除却損と退職給付引当金の増減額は該当がありません。賞与等引当金の増減額は179万9,000円を計上しております。これも現金を伴わない科目を計上しております。長期前受金戻入額は、固定資産台帳によりこれも現金を伴わない科目を計上するもので、マイナス3,962万3,000円を計上しております。受取利息は該当がありません。支払利息は138万9,000円を計上しております。未収金の増減額はマイナス340万円を計上しております。未払金の増減額は389万7,000円を計上しております。小計で1,289万4,000円となります。利息の受取額は該当がありません。利息の支払額はマイナス138万9,000円を計上しております。1の計は1,150万5,000円となります。

2、投資活動によるキャッシュ・フローは、通常の業務活動の用途となる固定資産の取得及び売却の収支を表示しております。有形固定資産の取得による支出はマイナス676万8,000円を計上しております。出資による支出はマイナス70万5,000円を計上しております。国庫補助金等による収入は57万2,000円を計上しております。2の計はマイナス690万1,000円となります。

3、財務活動によるキャッシュ・フローは、投資、原資による収支や資産調達、返済に関する収支を表示しております。建設改良企業債の償還による支出はマイナス1,065万3,000円を計上しております。一般会計繰入金による収入は605万円を計上しております。3の計はマイナス460万3,000円となります。

4、資金増減額は1,000円を計上しております。

5、資金期首残高は、平成29年度簡易水道会計から引き継いだ現金で10万円を計上して

おります。

6、資金期末残高は、平成30年度末に口座に残る現金で10万1,000円を計上しております。

次のページをお開きください。平成30年度更別村簡易水道事業予定貸借対照表を添付しております。こちらについては、平成30年度末時点で更別村簡易水道事業が保有する全ての財産を総括的に確認するものです。1ページから2ページの資産の部では、土地や建物などの固定資産台帳にて整理した資産額をあらわし、出資金や未収金額等を合計して水道が保有する全ての資産額を記載しております。

1、固定資産、(1)、有形固定資産、土地は15万4,000円を計上しております。建物は8,311万8,000円を計上しております。建物減価償却累計額はマイナス183万5,000円を計上しており、建物計で8,128万3,000円となります。構築物は23億7,547万円を計上しております。構築物減価償却累計額はマイナス5,789万2,000円を計上しており、構築物計で23億1,757万8,000円となります。機械及び装置は626万7,000円を計上しております。機械及び装置減価償却累計額はありますが、機械及び装置計で627万6,000円となります。以下の項目は該当がありません。有形固定資産合計で24億528万2,000円となります。(2)、無形固定資産の該当はありません。(3)、投資その他の資産、出資金は1億7,768万4,000円を計上しております。計も同額です。固定資産合計で25億8,296万6,000円となります。

2、流動資産、(1)、現金預金は10万1,000円を計上しております。(2)、未収金は、営業未収金のみ661万6,000円を計上しております。以下の項目は該当がありません。2ページをお開きください。流動資産合計で671万7,000円となり、資産合計で25億8,968万3,000円となります。

3ページの負債の部では、資産の部で示された平成30年度末の起債残高や平成31年度に支払う予定の未払金などを記載しております。

3、固定負債、(1)、企業債、建設改良に伴う企業債5,903万7,000円を計上しており、合計も同額です。(2)、引当金は該当がありません。固定負債合計で5,903万7,000円となります。

4、流動負債、(1)、一時借入金は該当がありません。(2)、企業債は、建設改良に伴う企業債は1,082万4,000円を計上しております。その他の企業債については該当がありません。企業債の合計で1,082万4,000円となります。(3)、未払金、営業未払金は374万5,000円を計上しております。その他未払金は該当がありません。未払消費税は188万7,000円を計上しております。未払金合計で563万2,000円となります。(4)、その他流動負債、(5)、前受金は該当がありません。(6)、引当金、賞与引当金は179万9,000円を計上しております。修繕引当金は該当がありません。引当金合計で179万9,000円となります。流動負債合計で1,825万5,000円となります。

5、繰延収益、(1)、長期前受金は9億7,925万7,000円を計上しております。長期前受金合計も同額です。(2)、長期前受金収益化累計額はマイナス3,962万3,000円を計上しており、合計も同額です。繰延収益合計は9億3,963万4,000円となります。

負債合計は10億1,692万6,000円となります。

資本の部では、資産で示された固定資本金や資本に係る一般会計繰入金等をそれぞれ計上しております。

6、資本金、(1)、自己資本金、固有資本金は15億7,760万2,000円を計上しております。出資金は該当ありません。組入資本金は605万円を計上しております。自己資本金合計で15億8,365万2,000円となります。4ページをお開きください。資本金合計で15億8,365万2,000円となります。

7、剰余金、(1)、資本剰余金は該当がありません。(2)、利益剰余金で、減債積立金と建設改良積立金は該当がありません。当年度未処分利益剰余金はマイナス1,089万5,000円を計上しております。利益剰余金合計も同額です。

資本合計で15億7,275万7,000円となります。

負債合計と資本合計を合わせて25億8,968万3,000円となります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議 長 簡易水道事業特別会計予算の説明が終わりましたので、質疑の発言を許しません。

1番、安村さん。

○1番安村議員 今30年度の計画についての説明ありましたけれども、収入、支出の関係で公然とマイナスになってしまう、1,000万強が赤字になってしまうという計画なのですが、これは計画ですので、努力をしていただかなければならないということなのですが、1点ちょっと確認させてください。

最後の貸借対照表、いわゆるバランスシートの中で、多分単年度の部分の赤字経営、赤字経営と決めつけたらおかしいのですけれども、ある程度収支が伴わない分についての対応なのですけれども、これについては基本的に一番最後のページにあります負債の部と資本の部とあるのですけれども、この対応については最終的には固定負債の中の5,903万7,000円という企業債を用いて補填するのか、最終的にです。それとも、一番下にあります資本金、固有資本金については、これは開始時の部分で保有している資本金を持ってきたということでございますので、一番下にございます繰入資本金605万円、これが俗に言う一般会計の出資金、これは常時変動するものという形になるのですけれども、その点もし仮に収支の最終的な決算になったときに補填しなければならない分が出た場合に実質的には企業債で補うのか、それとも資本金の繰入資本金で埋めなければならないのか、その点の説明をいただければありがたいのですけれども。

○議 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 最終的には、資本金の繰入資本金という形によって現金に伴いましては合わせるという形になろうかと思えます。

○議 長 ほか質疑ございませんか。ありませんね。

(なしの声あり)

○議 長 これで簡易水道事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

◎会議時間の延長

○議 長 ここでお諮りをいたします。

この際、議事の都合により本日の会議を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間は延長することに決定をいたしました。

◎議案の訂正

○議 長 審議の途中ですが、村長より議案第37号 平成30年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件の訂正について発言を求められましたので、これを許します。

西山村長。

○村 長 議案第37号 平成30年度更別村公共下水道事業特別会計予算について訂正をお願いしたいと思います。

議案第37号 平成30年度更別村公共下水道事業特別会計予算書の2ページ目をお開きください。第5条の企業債についてであります。下水道事業債で限度額1,620万円を予算と同額の1,490万円とし、下段の公営企業会計適用債を過疎対策事業債として、限度額470万円を予算同額の870万円、起債の限度額計を2,090万円から予算同額の2,360万円に訂正をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議 長 お諮りをいたします。

ただいま村長から申し出のありました議案第37号 平成30年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件の訂正について、これを承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 平成30年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件の訂正について承認することに決定をいたしました。

暫時休憩をします。

午後 4時55分 休憩

午後 4時56分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第2 議案第32号ないし日程第7 議案第37号(続行)

○議長 次に、平成30年度更別村公共下水道事業特別会計予算の質疑を行います。

歳入歳出一括をして補足の説明を求めます。

佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 たびたび申しわけございません。

平成30年度更別村公共下水道事業特別会計の補足説明をさせていただきます。この様式も同じ地方公営企業法施行規則第45条の様式ということで作っております。

初めに、平成30年度更別村公共下水道事業特別会計予算実施計画の収益的収入及び支出から説明させていただきます。3ページをお開き願います。収入となります。平成30年度は企業会計元年となることから、前年度と比較の欄は記載することができないことから空欄となっておりますので、参考でお知らせしたいと思います。

下水道等事業収益、款1下水道等事業収益の予算額は1億453万8,000円となり、項1営業収益と項2営業外収益を足したものとなっております、それぞれ1ページに記載されております。

項1営業収益は、下水道等料金の収益でございます。予算額4,821万9,000円は、目1下水道等使用料となっております。参考比較で前年度比77万2,000円の増となっております。

目1、節、説明欄、下水道使用料は、参考、前年度比で10万円増の3,280万円、農業集落排水施設使用料は参考、前年度同額の140万円、個別排水処理施設使用料は、参考、前年度比67万2,000円増の1,401万9,000円となっております。

項2営業外収益は、一般会計からの経営戦略策定業務に係る総務省基準内繰入金と企業会計移行に伴い、簡易水道と同じく長期前受金戻入を計上しております。この長期前受金は、現金を伴わない収益でございます。また、30年度に発生する消費税還付金を計上しております。参考比較で前年度比5,631万7,000円増の5,631万9,000円となっております。

目1、節、一般会計補助金、説明欄、一般会計繰入金基準繰出分（経営戦略策定業務繰入分）の予算額232万2,000円で、一般会計からの経営戦略策定業務に係る総務省基準内繰入金で、今年度新たに計上しております。

目2、節、説明欄、長期前受金戻入の予算額は4,866万5,000円です。

目3、節、消費税及び地方消費税還付金、説明欄、消費税還付金の予算額533万円を計上しております。消費税につきましては、企業会計移行に伴い、一般会計繰入金を一部出資金として計上することにより、消費税申告時に特定収入外となることから還付が発生する試算となりましたので、収入で計上するものであります。この消費税は、会計手法が企業会計の発生主義となることから平成30年度に発生するものを計上いたしますが、平成31年度に収入となるものでございます。

目4、節、雑収益の予算額は2,000円で、説明欄、雑入1,000円は、参考比較で前年と同額となっております。説明欄、延滞金は1,000円で、参考比較で前年度と同額となっております。

4ページをお開きください。支出になります。下水道等事業費用、款1下水道等事業費

用の予算額 1 億8,507万7,000円は、項 1 営業費用、項 2 営業外費用、項 3 特別損失、項 4 予備費を足したものとなっており、それぞれ 1 ページに記載されております。参考比較で前年度比 1 億198万2,000円の増となっております。

項 1 営業費用は、収益を得るための費用として賃金、光熱水費、維持管理業務として下水道施設管理委託料等を計上しております。また、企業会計移行に伴い、過去に整備した下水道施設が平成30年度の 1 年間で下水道料金収入を得るためにどれだけ役立ったかを評価して示すものとして減価償却費を計上しております。この減価償却費についても現金を伴わない費用でございます。予算額 1 億7,538万5,000円は、目 1 管渠費、目 2 処理場費、目 3 総係費、目 4 減価償却費を足したものとなっております。参考比較で前年度比 1 億158万6,000円の増となっております。

目 1 管渠費の予算額 114 万9,000 円を計上しております。参考比較で前年度比 44 万3,000 円の減となっております。節、通信運搬費、説明欄、(下水) マンホールポンプ電話料 6 万2,000 円は、参考比較で前年度同額となっております。節、修繕費、説明欄、(下水) 管渠修繕費 108 万7,000 円は、前年度比較で実績により前年度比 44 万3,000 円の減となっております。

目 2 処理場費の予算額は 6,368 万8,000 円で計上しております。参考比較で前年度比 563 万7,000 円の増となっております。節、備用品費、説明欄、(下水) 消耗品費 77 万2,000 円は、参考比較で脱臭装置吸着材の減により前年度比 68 万5,000 円の減となっております。説明欄、(農集) 消耗品費 3 万8,000 円は、参考比較で前年度比同額となっております。説明欄、(個排) 消耗品費 1 万円は、参考比較で前年度と同額となっております。節、燃料費の予算額 28 万5,000 円で、説明欄、(下水) 浄化センター燃料費 27 万6,000 円は、参考比較で前年度比 2 万6,000 円の増となっております。説明欄、(農集) 浄化センター燃料費 9,000 円は、参考比較で前年度比 1,000 円の増となっております。節、光熱水費の予算額は 556 万2,000 円で、説明欄、(下水) 浄化センター光熱水費 478 万2,000 円で、電気料と水道料で、参考比較で実績により前年度比 27 万2,000 円の増となっております。説明欄、(農集) 浄化センター光熱水費 78 万円は、電気料と水道料で、参考比較で実績により前年度比 2 万3,000 円の減となっております。節、通信運搬費の予算額 614 万9,000 円で、説明欄、(下水) 汚泥運搬料 82 万円は、参考比較で前年度同額となっております。説明欄、(農集) 電話料 3 万1,000 円は、参考比較で前年度同額となっております。説明欄、(農集) 汚泥運搬料 9 万2,000 円は参考比較で前年度同額となっております。説明欄、(個排) 汚泥運搬料 520 万6,000 円は、参考比較で基数の増により前年度比 25 万4,000 円の増となっております。節、委託料の予算額 4,223 万6,000 円で、説明欄、(下水) 消防施設点検委託料 7 万7,000 円は、参考比較で前年度同額となっております。説明欄、(下水) 浄化センター維持管理委託料 2,583 万円は、参考比較で労務単価の 3 年間経過分の増により前年度比 443 万円の増となっております。説明欄、(下水) 電気保安業務委託料 11 万5,000 円は、参考比較で前年度と同額となっております。説明欄、(農集) 浄化センター維持管理委託料 124

万1,000円は、参考比較で労務単価3年間の経過分の増により前年度比21万7,000円の増となっております。説明欄、(個排)処理施設維持管理委託料1,497万3,000円は、参考比較で基数の増と労務単価3年間経過分の増により前年度比229万1,000円の増となっております。節、保険料の予算額11万4,000円で、説明欄、(下水)浄化センター災害保険料10万8,000円は、参考比較で前年度比2万2,000円の減となっております。説明欄、(農集)上更別浄化センター建物災害共済保険料6,000円は、参考比較で前年度比1,000円の減となっております。節、手数料の予算額は621万9,000円で、説明欄、(下水)水質検査手数料121万8,000円は、参考比較で前年度比1万5,000円の増となっております。説明欄、(下水)汚泥処理手数料272万2,000円は、参考比較で前年度同額となっております。説明欄、(下水)非常用発電機負荷試験料14万1,000円は、隔年で行うものであり、今回新たに計上しております。説明欄、(農集)浄化槽法定点検手数料2万円は、参考比較で前年度と同額となっております。説明欄、(個排)浄化槽法定点検手数料211万8,000円は、基数の増により参考比較で前年度比10万4,000円の増となっております。5ページになります。節、賃借料、説明欄、(下水)テレビ受信料1万6,000円は、参考比較で前年度同額となっております。節、修繕費の予算額208万7,000円で、説明欄、(下水)浄化センター修繕費50万円は、参考比較で実績により前年度比50万円の減となっております。説明欄、(農集)管渠修繕費42万5,000円は、参考比較で実績により前年度比14万円の減となっております。説明欄、(農集)浄化センター修繕費8万7,000円は、参考比較で実績により前年度比11万3,000円の減となっております。説明欄、(個排)施設修繕費107万5,000円は、参考比較で実績により前年度比20万円の減となっております。節、材料費、説明欄、(下水)浄化センター補修用資材費20万円は、参考比較で前年度同額となっております。

目3総係費の予算額は1,484万5,000円で計上しております。参考比較で前年度比68万9,000円の増となっております。給料等については、1名分を計上しております。節、給料は、参考比較で前年度比9万1,000円の増となっております。節、手当は、参考比較で前年度比99万1,000円の減となっております。節、賞与引当金繰入額、説明欄、賞与引当金101万2,000円は、企業会計移行に伴い今回新たに発生する項目でありまして、翌年度に支払う賞与を発生主義会計のため発生した年度に計上しなければならないため、計上しているものでございます。節、法定福利費は、参考比較で前年度比5万8,000円の増となっております。節、旅費の予算額22万8,000円で、説明欄、(下水)普通旅費16万9,000円は、一般事務と施設管理に係る旅費で、前年度同額となっております。説明欄、(農集)普通旅費3万5,000円は、施設管理に係る旅費で、前年度と同額となっております。説明欄、(個排)普通旅費2万4,000円は、施設管理に関する旅費で、参考比較、前年度比1万2,000円の増となっております。計で1万2,000円の増となります。節、備用品費、説明欄(下水)消耗品費の予算額は5万5,000円で、一般事務に係る消耗品で、参考比較、前年度同額となっております。節、印刷製本費の予算額14万2,000円で、説明欄、(下水)納付書他11万3,000円は、参考比較で前年度比1,000円の増となっております。説明欄、

(農集)納付書他2万9,000円は、参考比較で前年度比1,000円の増となっております。6ページをお開きください。節、通信運搬費の予算額42万円で、説明欄、(下水)郵便料33万6,000円は、実績により参考比較で前年度比9万3,000円の増となっております。説明欄、(農集)郵便料8万4,000円は、実績により参考比較で前年度比2万3,000円の増となっております。計で11万6,000円の増となっております。節、委託料478万8,000円、説明欄、(下水)下水道台帳作成委託料6万円は、参考比較で前年度比1万2,000円の減となっております。説明欄、(個排)個別排水処理施設台帳作成業務委託料8万4,000円は、参考比較で前年度比7,000円の増となっております。説明欄、経営戦略策定業務委託料464万4,000円は、企業会計移行に伴い今回新たに発生する項目で、中長期的な財政収支計画を作成することにより、収支のバランスをいかに良好なものにして今後の維持管理、更新費用を捻出していかか検討していくものでございます。節、手数料、説明欄、(下水)融資斡旋事務手数料2万6,000円は、参考比較で前年度同額となっております。節、負担金の予算額62万3,000円で、説明欄、北海道自治体情報システム協議会負担金50万3,000円は、企業会計システム導入に伴う負担金でございます。参考比較で前年度比424万9,000円の減となっております。説明欄、(下水)下水道協会負担金7万7,000円、(下水)全国市町村下水道推進協議会北海道支部負担金8,000円、(下水)研修会負担金3万5,000円は、参考比較で前年度同額となっております。

目4減価償却費、節、有形固定資産減価償却費9,570万3,000円を計上しております。この減価償却費は、簡易水道と同じく現金を伴わないものでございます。説明欄、建物減価償却費411万円は、主に浄化センターが対象で、構造物減価償却費9,159万3,000円は、主に管路等が対象となっております。

項2営業外費用は、起債利息償還を計上しております。1ページに記載されております。

目1支払利息及び企業債取扱諸費、節、企業債利息、説明欄、起債長期償還利子858万円は、参考比較で前年度比61万6,000円の減となっております。

項3特別損失は、企業会計移行に伴い発生主義による費用計上となることから、本年6月支給予定の賞与のうち対象期間となる平成29年12月から平成30年3月分は平成29年度に発生しており、この分が今年度損失しているとみなし、計上しております。こちらも現金を伴わないものでございます。

目1その他特別損失、説明欄、賞与引当金の予算額は101万2,000円です。

項1目1、節、説明欄、予備費の予算額は10万円です。参考比較で前年度同額となっております。

続きまして、資本的収入及び支出を説明させていただきます。この予算は第4条で資本的収支を定めており、主に下水道等事業を継続して維持するための建設改良費を計上するものであります。

7ページをお開きください。収入になります。平成30年度は企業会計移行元年となることから、今までと同じく前年度比較の欄は記載することができないことから空欄となって

おります。参考でお知らせします。下水道等事業資本的収入、款1下水道等事業資本的収入の予算額1億3,428万円は、1ページに記載されております。

項1目1、節、企業債の予算額2,360万円で、参考比較で前年度比150万円の増となっております。説明欄、(下水)下水道事業債140万円は、曙団地公共枿ほか設置工事に伴うもので、今回新たに発生しております。説明欄、(個排)下水道事業債1,350万円は、個別排水処理施設工事に伴うもので、参考比較で前年度比90万円の減額となっております。説明欄、(下水)過疎対策事業債140万円は、これも曙団地に関するものであります。今回新たに発生しております。説明欄、(個排)過疎対策事業債730万円は、これも個排工事に関するものです。参考で前年度比40万円の減でございます。

項2出資金、目1他会計出資金、節、一般会計出資金、説明欄、一般会計繰入金財源補填分の予算額は6,131万円となっております。

項3負担金、目1、節、受益者負担金の予算額は120万7,000円で、説明欄、(下水)受益者分担金38万5,000円は、件数の減により参考比較で前年度比21万円の減となっております。説明欄、(個排)受益者分担金82万2,000円は、件数の減により参考比較で前年度比70万8,000円の減となっております。

項4補助金の予算額4,776万3,000円は、目1国庫補助金、目2他会計補助金を足したもので、参考比較で前年度比408万4,000円の増となっております。

目1国庫補助金、節、国庫交付金の予算額は750万円で、説明欄、(下水)国庫補助金ストックマネジメント計画250万円は、修繕改築計画策定によるものとなっております。参考比較で前年度比80万円の減となっております。説明欄、(農集)国庫補助金最適整備構想500万円は、修繕改築計画策定に伴うもので、今回新たに計上しております。

目2他会計補助金、節、一般会計補助金、説明欄、一般会計繰入金基準繰出分(公債、高資本対策、分流式下水道等経費)で予算額4,026万3,000円を計上しております。参考比較で前年度比11万6,000円の減となっております。

項5目1、節、長期貸付金返済収入、説明欄、(個排)水洗便所改造等資金預託金元利収入の予算額40万円は、参考比較で前年度同額となっております。

8ページをお開きください。支出になります。下水道等事業資本的支出、款1下水道等事業資本的支出の予算額は9,570万2,000円で、項1建設改良費、項2企業債償還金、項3投資を足したものとなっております。それぞれ1ページに記載されております。参考比較は、前年度比1,159万3,000円の増となっております。項1建設改良費、目1建設改良費の予算額5,235万2,000円で、参考比較で前年度比1,176万2,000円の増となっております。節、旅費の予算額26万5,000円で、説明欄、(下水)普通旅費19万5,000円は、施設整備に係る旅費で、参考比較で前年度比7万円の減となっております。説明欄、(農集)普通旅費3万5,000円は、施設整備に係る旅費で、今回新たに計上しております。説明欄、(個排)普通旅費3万5,000円は、施設整備に係る旅費で、参考比較で前年度同額となっております。節、備用品費の予算額5万9,000円で、説明欄、(下水)消耗品費の予算額2万1,000円は、参考比較

で前年度同額となっております。説明欄、(農集) 消耗品費の予算額1万6,000円は、参考比較で前年度同額となっております。説明欄、(個排) 消耗品費の予算額2万2,000円は、参考比較で前年度同額となっております。節、印刷製本費、説明欄、管理用図面印刷費の予算額1万円は、参考比較で前年度と同額となっております。節、委託料の予算額は1,508万円で、説明欄、(下水) ストックマネジメント計画策定委託料500万円は、修繕改築計画策定によるもので、参考比較、前年度比160万円の減となっております。説明欄、(農集) 最適整備構想策定委託料700万円は、これも修繕改築計画の策定業務に係るもので、今回新たに計上しております。説明欄、(個排) 実施設計委託料308万円は、参考比較で前年度比63万円の増となっております。節、賃借料の予算額16万4,000円で、説明欄、(下水) 積算システム使用料6万6,000円は参考比較で前年度比3,000円の減、説明欄、(下水) 資材単価データ使用料1万6,000円は参考比較で前年度同額となっております。説明欄、(個排) 積算システム使用料6万6,000円は、参考比較で前年度比3,000円の減です。説明欄、(個排) 資材単価データ使用料1万6,000円は、参考比較で前年同額となっております。節、工事請負費、予算額3,677万円で、説明欄、(下水) 公共柵設置曙町公共柵設置工事費450万4,000円は、今回新たに計上しております。説明欄、(農集) 公共柵設置工事費51万4,000円は、参考比較で前年度比10万9,000円の増となっております。説明欄、(個排) 設置工事費3,175万2,000円は、参考比較で前年度比118万5,000円の増となっております。労務単価の増が要因でございます。節、負担金、説明欄、研修会負担金の予算額4,000円は、参考比較で前年度同額となっております。

項2目1、節、企業債償還金、説明欄、起債長期償還元金4,295万円は、参考比較で前年度比16万9,000円の減となっております。

項3投資、目1長期貸付金、節、水洗便所改造等特別助成金、説明欄、(個排) 水洗便所改造等特別助成金40万円は、参考比較で前年度同額となっております。

なお、給与費明細書については9ページから11ページ、債務負担行為に関する調書については12ページに、公債費の状況については13ページの地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、ご参照願います。

続きまして、13ページの次のページからにございますものですが、これも簡水と同じでございます。財務諸表を添付してございます。

1枚目は、平成30年度更別村公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書を添付しております。こちらについても簡水と同じ3つの現金の動きを把握し、業務、投資、財務それぞれの区分ということで、年度初めの期首から年度末の期末まで現金残高が幾らになるかの予定をあらわしているものでございます。1、業務活動によるキャッシュ・フローの当年度純損失は、予定損益計算書、当年度純損失を計上するもので、損失の表示からマイナス8,312万7,000円を計上しております。減価償却費は9,572万7,000円を計上しております。現金を伴わない科目を計上しております。固定資産除却損と退職給付引当金の増減額

は該当がありません。賞与等引当金の増減額は101万2,000円を計上しております。これも現金を伴わない科目を計上しております。長期前受金戻入額は、固定資産台帳によりこれも現金を伴わない科目を計上するもので、マイナス4,866万5,000円を計上しております。受取利息はマイナス40万円を計上しております。支払利息は858万円を計上しております。未収金の増減額はマイナス533万円を計上しております。未払金の増減額は180万6,000円を計上しております。小計でマイナス3,039万7,000円となります。利息の受取額は40万円を計上しております。利息の支払額はマイナス858万円を計上しております。1の計はマイナス3,857万7,000円となります。

2、投資活動によるキャッシュ・フローの有形固定資産の取得による支出はマイナス5,235万2,000円を計上しております。他会計への出資による支出はマイナス40万円を計上しております。国庫補助金等による収入は870万7,000円を計上しております。国庫補助金等返還による支出は該当がありません。2の計はマイナス4,404万5,000円となります。

3、財務活動によるキャッシュ・フローの建設改良企業債による収入は2,360万円を計上しております。建設改良企業債の償還による支出はマイナス4,295万円を計上しております。他会計からの繰入金による収入は4,026万3,000円を計上しております。他会計からの出資による収入6,171万円を計上しております。3の計は8,262万3,000円となります。

4、資金増減額は1,000円を計上しております。

5、資金期首残高は、平成29年度公共下水道会計から引き継いだ現金で10万円を計上しております。

6、資金期末残高は、平成30年度末に口座に残る現金で10万1,000円を計上しております。

次のページをお開きください。平成30年度更別村公共下水道事業予定貸借対照表を添付しております。こちらについては、1、2ページが資産の部ということになっております。土地や建物など固定資産台帳整理した資産額をあらわし、出資金や未収金を合計して下水道が所有する全ての資産を記載しております。

1、固定資産、(1)、有形固定資産、土地は1,150万4,000円を計上しております。建物は1億4,990万4,000円を計上しております。建物減価償却累計額はマイナス411万円を計上しており、建物計で1億4,579万4,000円となります。構築物は24億5,299万3,000円を計上しております。構築物減価償却累計額はマイナス9,159万3,000円を計上しており、構築物計で23億6,140万円となります。機械及び装置以下の項目は該当がありません。有形固定資産合計で25億1,869万8,000円となります。(2)、無形固定資産以下は該当がありません。固定資産合計で25億1,869万8,000円となります。

2、流動資産、(1)、現金預金は10万1,000円を計上しております。(2)、未収金、営業未収金は292万7,000円を計上しております。附帯事業未収金は該当がありません。営業外未収金は533万円を計上しております。その他未収金は該当がありません。合計で825万7,000円となります。(3)、貸倒引当金以下は該当がありません。2ページをお開きください。流動資産合計で835万8,000円となり、資産合計で25億2,705万6,000円となります。

3 ページの負債の部では、資産の部で示された平成30年度末の起債残高や平成31年度に支払う予定の未払金などを記載しております。

3、固定負債、(1)、企業債、建設改良に伴う企業債 5 億1,238万9,000円を計上しており、合計も同額です。引当金は該当がありません。固定負債合計で 5 億1,238万9,000円となります。

4、流動負債、(1)、一時借入金は該当がありません。(2)、企業債、建設改良に伴う企業債は4,274万8,000円を計上しております。合計も同額でございます。(3)、未払金、営業未払金343万1,000円を計上しております。附帯事業未払金以下は該当がございません。未払金合計で343万1,000円となります。(4)、その他流動負債、(5)、前受金は該当がございません。(6)、引当金、賞与引当金は101万2,000円を計上しております。修繕引当金は該当がありません。引当金合計で101万2,000円となります。流動負債合計で4,719万1,000円となります。

5、繰延収益、(1)、長期前受金は12億8,473万1,000円を計上しております。長期前受金合計も同額です。(2)、長期前受金収益化累計額はマイナス4,866万5,000円を計上しており、合計も同額でございます。繰延収益合計は12億3,606万6,000円となります。

負債合計は17億9,564万6,000円となります。

資本の部では、資産の部で示された固定資本金や資本に係る一般会計繰入金等をそれぞれ計上してございます。

6、資本金、(1)、自己資本金、固有資本金 7 億1,296万4,000円を計上してございます。出資金は6,131万円を計上しております。組入資本金は4,026万3,000円を計上しております。4 ページをお開きください。自己資本金合計で 8 億1,453万7,000円となります。資本金合計も同額となります。

7、剰余金、(1)、資本剰余金は該当がございません。(2)、利益剰余金は、減債積立金と建設改良積立金は該当がございません。当年度末処分利益剰余金はマイナス8,312万7,000円を計上しております。利益剰余金合計も同額でございます。

資本合計で 7 億3,141万円となります。

負債合計と資本合計を合わせて25億2,705万6,000円となります。

また、平成30年度の公共下水道事業特別会計予算資料も別途でつけておりますので、ご参照願います。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議 長 公共下水道事業特別会計予算の説明が終わりましたので、質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで公共下水道事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

各特別会計予算について質疑を進めてまいりましたが、質疑の中に発言漏れがあれば承りたいと思います。

発言に当たっては、ページ、会計、項目、事業等を明らかにしていただきます。
質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 それでは、以上で各特別会計予算の質疑を終了させていただきます。
次に、議案第32号 平成30年度更別村一般会計予算の件について討論を行います。
討論の発言を許します。

2番、太田さん。

○2番太田議員 今回の議題にあります32号なのですが、予算案に対して修正を出したいのですが、

○議 長 休憩します。

午後 5時30分 休憩

午後 7時23分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論の途中ですが、2番、太田議員より、休憩中に議案第32号 平成30年度更別村一般会計予算の件に対してお手元に配りました修正の動議が提出されています。

したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

2番、太田さん。

○2番太田議員 議案第32号 平成30年度更別村一般会計予算に対する修正動議をいたしたいと思っております。

上記動議を地方自治法第115条の3及び更別村議会会議規則第17条の規定により、別紙提案書を添えて提出いたします。

次ページをごらんください。平成30年度更別村一般会計予算の一部を次のように修正いたします。

第1条中、45億1,030万8,000円を45億750万7,000円に改めるものです。

歳入から説明いたします。歳入、款17繰入金、項1基金繰入金、金額3億8,741万5,000円を3億8,461万4,000円とするものです。

歳出にまいります。款10教育費、項4幼稚園費、予算額7,132万9,000円を6,852万8,000円にするものです。

修正理由といたしまして、本案はこども園園長賃金に伴う全部の経費を削減するため、一部を修正しようとするものです。

次ページをごらんください。補足に関する説明になりますが、お目通しいただけたらと思っております。

以上で説明を終わります。

○議 長 説明が終わりましたので、これから修正案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

7番、本多さん。

○7番本多議員 太田議員に質問します。

この修正案についてですけれども、修正に対する理由というのが明確でないというふうに思いますので、その辺について詳しく語っていただきたいと思います。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 失礼いたしました。

反対の理由ですが、更別幼稚園と次にできる上更別認定こども園は、もともと幼稚園のときは、今現在ですけれども、兼務で園長を務めています。それで、こども園になるのに新しく園長を置くということですが、園をつかさどる立場というものが行政側からも発言がありましたが、園をつかさどる立場であるならば、園長は人数の問題ではなく質の問題だと私は考えます。そのほかにも、経営としての責任ということもありますけれども、今の園長1人で兼任していても責任は全うできると。そのほかにも、私は逆に責任を分担させることにちょっと疑問を感じる。人数はそこまで変わっていないのに、幼稚園の園長という立場だけをふやす。ほかにも問題は職員の処遇の問題や賃金、環境問題、そういったこともあるのですが、そういったことにまず手をつけるべきだと思いますし、そういったことに手をつけてから園長の処遇、そういったものを変えていってほしいという思いがあります。園長を置くことで業務の分担、経費削減、そういったことには全くならないと思い、反対させていただきました。

以上です。

○議 長 ほかに質疑を求めます。ありませんか。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

最初に、原案に対する賛成者の発言を許します。

3番、高木さん。

○3番高木議員 本原案につきましては、質疑応答でさまざまな議員皆さんからいろいろなご意見、質問等が出た中で行政側のほうから答弁をいただいております。その中で、今回の提案の予算については妥当だというふうに判断をしているので、賛成のほうに回りたいと思います。

以上です。

○議 長 次に、原案及び修正案に対する反対者の発言を許します。ありませんね。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議 長 次に、修正案に対する賛成者の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

4番、織田さん。

○4番織田議員 原案に対してですけれども、私も地方創生推進交付事業などいろいろ疑問に感ずる点などは随分質問しましたが、その辺を受けとめてことしの予算の執行に当たっていただくことを期待して、一応原案に賛成いたします。

○議 長 次に、修正案に対する賛成者の発言を許します。ありませんね。

(なしの声あり)

○議 長 次に、原案に対する賛成者の発言を許します

7番、本多さん。

○7番本多議員 原案に対して賛成の立場で討論を行いたいと思います。

本予算につきましては、現在の更別の課題、問題について即応した予算だというふうに思っております。また、将来的に住民一人一人が輝く更別村をつくるための大事な予算というふうに思っておりますので、本案については賛成をしたいというふうに思います。

以上です。

○議 長 続いて、修正案に対する賛成者の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

1番、安村さん。

○1番安村議員 原案に対する賛成の立場で発言したいと思います。

既に諸条件等を含めた中で十分討議をさせていただきました。ただ、今回の分については更別幼稚園と上更別認定こども園の運営の仕方が異なるという部分を勘案すると、決して原案に対して否定する何物もないという考え方を持っています。十分その点の配意をいただき、円滑な運営が図ればなということで、原案に賛成させていただきます。

○議 長 次に、修正案に対する賛成者の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

5番、上田さん。

○5番上田議員 私は、原案に賛成する立場で言わせていただきますけれども、認定こども園がことしの4月から開園されるというようなことで、ゼロ歳から預かる。子どもさんの親、いろいろ考えていくなれば、管理者を当然そこにおくべきだというふうに判断いたしまして、原案には賛成したいと思います。

○議 長 修正案に対する賛成者の発言を許します。ありませんね。

(なしの声あり)

○議 長 原案に対する賛成者の発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 原案に賛成いたします。

理由としましては、いろいろな質問の中で検討も含めてやっていただきたいということもありますけれども、今般の修正動議に関しては、特に今年度から上更別のこども園がスタートします。この1年の振り出しですので、十分なスタート等々の配慮が必要かということも考えます。ただ、園長という職責は、本来は職員ということでございます。ここにつきましては、臨時職員で運営することが果たしてどうかという疑問もございます。恐らく1年の契約かと思いますので、十分そこら辺は考慮されて執行に当たっていただきたいと思えます。

以上です。

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第32号 平成30年度更別村一般会計予算の件を採決をいたします。

まず、本案に対する太田さんから提出をされた修正案について起立によって採決をいたします。

本修正案に賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議 長 起立少数です。

したがって、修正案は否決をされました。

次に、原案について起立によって採決をします。

原案に賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議 長 起立多数です。

したがって、議案第32号 平成30年度更別村一般会計予算の件は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第33号 平成30年度更別村国民健康保険特別会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第34号 平成30年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第35号 平成30年度更別村介護保険事業特別会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第36号 平成30年度更別村簡易水道事業特別会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

次、議案第37号 平成30年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程の変更

○議 長 お諮りをいたします。

日程の順序を変更し、日程第13、村政に関する一般質問を先に行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、日程第13、村政に関する一般質問を先に行うことに決定をしました。

これより日程第8、議案第2号 更別村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定の件から日程第12、議案第10号 更別村寄付条例の一部を改正する条例制定の件につきましては順次日程が繰り下がりますので、報告するとともに、新たな議事日程の配付は行いませんので、あわせて報告をいたします。

◎日程第8 村政に関する一般質問

○議 長 次に、日程第8、村政に関する一般質問を行います。

1番、安村さん。

○1番安村議員 議長の許可をいただき、通告に基づきご質問させていただきたいというふうに思います。

今般村長の村政執行方針について、ふるさと更別村の基幹産業である農業の維持、継続に対し、環太平洋経済連携協定、TPPイレブンの参加国署名がなされたことにより、本格的な議論が進められると同時に、日本が主導した中で早期批准が想定されます。また、日欧EPA、経済連携協定妥結に向けた議論も同時進行される懸念があります。加えて、まだ不透明ではありますが、日米FTE、FTA、2国間自由貿易協定もいつになるか懸念されるところでございます。

このような状況下にあって、更別村は旧政府管掌作物、小麦、でん粉用バレイショ、てん菜と雑豆。雑豆輸入につきましては、ミニマムアクセスということで12万トンルールが既に実施されております。それらの主要品目、生乳、和牛生産を主要生産物として生産活動し、今日に至っているところでございます。TPPイレブン批准、日欧EPA妥結による農畜産物への影響額は、昨年12月に政府が示した試算額、TPPイレブンによる農林水産物33品目で1,500億円、日欧EPAによる農林水産物28品目で1,100億円の生産減少額が見込まれると試算されました。更別村の農業生産物はまさに直撃を受け、農業の存亡の危機にあると思われれます。村としてそれら対応についての重要性の認識と対応について村長の所見を求めたいというふうに思っております。

まず、1番目でございますけれども、今般3月8日にチリの首都、サンディエゴでTPPイレブン参加国による新協定の署名が行われ、批准に向けた対応が加速されると予想されます。その影響と更別の基幹産業である農業についての対応について村長の所見を求め

たいというふうに思っています。

2点目でございますけれども、村の機関産業の衰退は村経済全体の多大なダメージにとどまらず、行政推進へ及ぼす影響は多く、行政存亡の危機的状況も想定されることから、村としての対応を講ずる考えがないのかお伺いしたいと思います。

3点目でございますけれども、想定されるTPPイレブン合意批准並びに日欧EPA妥結、さらには日米FTAの協議に対し、村として批准、合意への対応、あるいは農業所得補償に対する恒久的対策など、要請も必要と思われませんが、その対応についての見解を求めたいと思います。

以上3点についてご説明いただければというふうに思います。

○議長 長 西山村長。

○村長 安村議員さんの質問にお答えをいたします。

TPP、環太平洋経済連携協定につきましては、日本とアメリカを含む12カ国で交渉が進められておりましたが、昨年アメリカが離脱を宣言した後もTPPイレブンとして11カ国での協議が重ねられ、去る3月8日、参加国の署名に至っております。この間国は、TPPイレブン交渉における主導的な役割を担いつつ、昨年11月に総合的なTPP等関連政策大綱を策定するなど、協定の早期発効に向けた準備が進められてきたものと感じております。国の試算におきましては、農林水産物の生産減少額は約900億円から1,500億円とされ、本年2月に公表されました北海道の試算ではTPPイレブンで約312億円から495億円、日欧EPAで約214億円から329億円の影響があるとされており、減少額の半分以上が北海道になるものと見込まれております。いずれも関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少が生じるものの、体質強化対策による生産コストの低減、品質の向上や経営安定対策などの国内対策により、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量は維持されるものと見込んでいると公表されているところでありますが、今後の国内対策が十分に推進した場合を想定されているものでありまして、先行き不透明なことについては変わりはないという見解であるというふうには言わざるを得ないと考えております。

このような状況の中で、ご質問の第1点目ですが、北海道の試算をもとに平成28年に、平成27年度の生産額ベースですが、試算した本村におけるTPP影響額は3億6,000万円から4億3,000万円でありました。TPPイレブンでの国の試算に大きな変更がないことから、ほぼ同額の影響になるものと想定をしております。日欧EPAでの影響額につきましては、北海道の試算を参考にいたしますとTPPイレブンの6割強と見込まれていることから、本村では2億4,000万円から2億8,000万円となり、合わせますと6億円から7億1,000万円と推測されます。試算に用いる数値は全国ベースですので、概算での見込みにとどまるものであります。

2点目のご質問にある村の対応といたしましては、執行方針でも述べさせていただきましたけれども、本村の基幹産業である農業を安定的に持続させるため、農業者はもとより関係機関との連携をこれまで以上に強化し、次代を担う後継者の方々が希望を持って継承

できる更別農業となるよう、農地基盤整備や土づくり支援、畜産クラスター事業など各種の対策を推進してまいりたいと考えております。

3点目のご質問についてですけれども、国では生産額の減少を国内対策の強化によりカバーし、生産者の所得を維持していくとの見解を示しており、総合的なTPP等関連政策大綱に基づく予算措置が検討されているところですが、全国画一的な対策では本村を初めとする北海道農業の実情にそぐわないものとなることが懸念をされます。このことから、十分に今後の動向を注視してまいりたいというふうに考えています。また、日本の食料生産基地である北海道、十勝の農業を守るため、農業関係団体とも協力しながら、オール北海道、オール十勝の取り組みとして必要な要請活動等にも積極的に参画してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長 1番、安村さん。

○1番安村議員 まず、1点目の回答について、所見と申しますか、少し提案をさせていただきたいというふうに思っています。基本的には、TPPイレブン及び日欧EPAにおける減額というか、そういう部分についての影響についての説明をいただきましたけれども、当更別は戸当たり50ヘクタールを超えている大型農業を展開しているわけです。酪農については、十勝管内では多少規模的には平均より少し下回るような感じがしますがけれども、もう既に生産コストの低減、品質向上等についてはあらゆる手を打って、生産者努力でこれは行っているわけでございます。

今説明のありました27年度をベースにした試算ということで、TPPの本村の影響を加えますと2億4,000万から2億8,000万となり、合計で6億から7億の減収と申しますか、減額が見込まれるという形の説明がございましたけれども、基本的には麦一つとってもWTOの前の小麦の価格というのは1俵当たり、通常の生産である程度品質も確保されてという一定の条件はありますけれども、1万2,000円から3,000円していたという経過がございます。それが現実的であったにもかかわらず、WTOの交渉が入ってから軒並み小麦の価格というのは下がりました、1万円を切るような形になってございます。今般のTPPイレブン、アメリカが離脱したといえども、イレブンでの影響を考えると、今大体輸入物の小麦のトン当たりの価格が5万から5万5,000円ぐらい、ちょっと上がっているという、3.何%値段は上がっているのですけれども、1俵に勘案すると3,000円から3,500円にしかないということになります。ただ、その中でこのような努力をしている中でも生産額が下がってしまう。また、先ほどの話に戻りますけれども、農家にとって6億、7億の減収額ということは基本的には農家の純利益が全くなくなるということだと思っております。今110億ぐらいの29年度の部分があるのですけれども、それを考えると農家の大事な次年度の経営をするための資金力が全くなくなってしまう。これで希望を持って、夢を持って邁進できるか、農業を続けていけるかという不安が1点ございます。

その面を踏まえてまとめますと、基本的に更別の基幹産業は農業だという位置づけがま

ず第一義的にあります。さらに、そのことが林業も含めて、商工業も含めという話になってしまうと、これは単純に更別村行政がどの方向にいけるのかという、非常に厳しい状況にされるという現実味があるということです。行政の推進ができない。行政がややもするとなくなる可能性があるという危機的状況があるという、やっぱりその認識をしていかなければだめだと思うのです。その点の押さえ方をまず村長、どのような形で捉えているのか。

私が言いたいのは、更別村という、農業という一つの物差しで見るとはなくて、ここは更別村内挙げて全村民が同じように、農業も商業も工業も全て関連する部分が更別村にありますので、1つがこけたらみんな停滞するわけですから、その部分の共通認識と更別村独自として危機的な部分を含めたまとめをきちっとここでして、提案材料としてまとめて上げて、来たるべきときに道に対してでも国に対してでも十分な要請を図ることをしませんかというご提案をさせていただきたいと思うのですけれども、ちょっと2点絡む部分があるのですけれども、その点の見解についてのご回答をいただければというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今安村議員さんのお話でご指摘ありましたけれども、私も全くそのとおりの認識をしております。まさに基幹産業農業、これを持続可能といいますか、本当に振興していくために今の豊かな基盤をより充実していくためには、このTPPイレブンとかEPA含めまして、これは非常に大きな問題であるというふうに考えています。これは、このこと自身が村の存続にもかかわる大きな問題として捉えなければいけないというふうに思っています。冒頭の招集の挨拶にも申しましたけれども、これは農業関係はもちろん多大な被害を受けますけれども、それ以上にそれを取り巻く村の中のさまざまな経済環境とか、いろんな状況、生活環境にも、非常に経済的にも大きな打撃、ダメージがくるのは、これははっきりしております。そうなれば、今ご指摘のようにそのものが村としての自治体としての存亡もかかってきますよということです。そのとおりだと思います。

だから、政府は今日本が最先端で批准にというか、中で動いておりますし、そういう動きが加速化していますよね。だから、そういう部分で動向を注目すると言ったのはそういった意味でありまして、町村会もそうですし、JAさんもそうですし、農協関係の団体も含めまして、あるいは経済界も含めまして、しっかりと要請をしていかなければいけませんし、これについては村を挙げて反対をしていくといいますか、それに大綱も出ていますけれども、しっかり生産者のそういうような所得の補償とか十分な、対症療法ではなくて恒久的な対策をしっかりと要請していかなければならないというふうに感じております。そういうことで、村としてもしっかりと、動きは今確認をしていますけれども、多分早急に動き出すと思いますので、その部分私が果たすべき役割、行政が果たすべき役割にしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今村長からの説明がございましたけれども、お聞きしていると確かに直接的な被害を受けるのは農業者という部分は、これは否めない事実なのですけれども、以前もそうであったのですけれども、WTOも含めて、TPPの12カ国の参加のときもそうでしたけれども、全道、十勝段階では主導が農業団体であってということで、それにまつわる部分の減額も含めて、経済的影響も含めてということで、関係団体の賛同を得ながらアピール活動をしたという、反対活動もしたという現実があるわけですけれども、ここはアメリカの2国間協議の動向もまだ不明で何とも言えない部分はありますけれども、これは基本的に村の存続にかかわる重大事項だというふうに認識してもらわなければならないし、村挙げて、誰が主導するだとかということではなくて、ここは今本当に日本が主導しているわけですから、TPPイレブンの早期批准については日本が完全に誘導しているわけですから、その分については更別村の現状がどうなるのかというきちとした部分を数字出すなり、前後して申しわけないけれども、ただ農業者の減額が基本的には6億なり7億になるよという話のそのまとめではなくて、更別村全体として基幹産業農業を中心とした経済がどのような形になるかという部分がきちと村民全体の共有としてなければ、また以前と同じように林業者は林業者、商業者は商業者、農業者は農業者。だけれども、経済的にひどいよね、影響あるよね、そういう次元の話ではないと思うのです。

まして、アジア系統が日本より経済的に劣っているとは言いませんけれども、日本が誘導していけるような参加国のあと10カ国ですから、当然日本が有利にというよりも、批准的には進めると思うのです。ただ、その内容はまだきちとした明確なもの出ていないというもどかしさもありますけれども、最後なのですけれども、そこはやっぱり村長がリーダーシップをとって、更別全体の影響額をなるべくきちと、現実を把握したものをきちと数字に出して、対策必要だと、農業者のためにただ政策支援をうたって、何とかしてくださいという文言でなくて、村としてどうなのかという危機感を持った対策ができないのかということ、最後ですけれども、その点の所見をもう一回いただければというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 私は、本当に村の存亡にかかわる重大事項であるというふうにこのTPPの問題、一連の農産物等をめぐる国際協定のあり方については危機感を持っております。その部分では、以前も町村会とかで農業関係の試算だけではなくていろんな部分についてもそれをして、町村会独自で国に要請に行ったり、あるいはJAさん、あるいは関係機関と手をつないでそういう動きを起こそうということでやっておりますけれども、今回は私自身は村を挙げてという点ではリーダーシップを発揮して、具体的な数字をお示しできればいいのかな。この辺はちょっと調査研究をさせていただいて、具体的に農業関係者の方はもちろん、食の部分もちろんですけれども、商業あるいは産業にもたらす影響の大きさをできるだけ具体的に村民の皆さんに明らかにしながら、これはゆゆしき事態なのだとい

うことを認識していただきながら、あらゆる方法で、あらゆる段階でこれについての働きかけ、あるいは恒久的な対策等についてしっかりと保障等を強く要請していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 村長のそのお言葉を聞いて少し安心したというよりも、進むべき方針に向かってきちっとした部分で、農業を守るでなくて、更別村をどうするかということの信念で村長走っていただきたいというふうに思っております。

次の質問にまいります。公営住宅等の建てかえに伴う高齢者、定住化、雇用促進住宅の一体的取り組みの必要性についてご質問させていただきたいと思っております。この質問につきましては、既に各議員がそれぞれの立場でいろいろな提案をされている部分が多くありますが、今回公営住宅の曙団地の更新という部分、そして年次計画の中で建てかえしていくというご提案がございましたけれども、加えて持ち家助成、民間主導型である単身者も含めた建設助成、あるいは高齢者住宅、シルバーハウスになるのですけれども、など村が抱える課題解決にはいとまがなく、恒常的に対策が求められるというふうに感じております。

これまでの対策は、あくまでも公営住宅は公営住宅の更新、高齢者住宅はシルバーハウス、今30戸という形でございますけれども、その後なかなか続かないという現状もあります。賃貸型、単身型も含めた中では民間活用による確保とかじを切ってきたわけでございますけれども、公営住宅では逆に言えば、若葉住宅もそうなのですけれども、建てかえによる総体戸数の減少というのがちょっと気になっているところでございますし、民間賃貸住宅の関係の建設につきましても一時はすごく活発でという部分あったのですけれども、申しわけないけれども、今ちょっと停滞ぎみになっているなという感じもします。それはそれだけの要因ではなくて、民間の活用型というものを提案しながら、申しわけないですけれども、賃貸料の部分、村内で働く人の給与体系から見てやっぱり賃貸料のある程度の問題も課題もあるのかなというふうに感じているところでございます。

また、高齢者住宅については、先ほども申し上げたとおり、シルバーハウス30戸ということで、先般の質疑の中で村長が答えていただきましたけれども、待機者が8名ほどいらっしゃる。8名なのか、8家族なのかという部分ありますけれども、待機高齢者がいらっしゃるという実態。住宅分譲地も、失礼ですけれども、更別の分譲地は緑町、あとはコミニの団地数戸しかない。上更別の分譲地については分譲実態が芳しくないというのが、これが実態だというふうに捉えているわけでございます。市街地の分譲地、これからどうするかという課題もありますけれども、現況的には少ないというような現状にもあるのかなというふうに感じています。

これらを含めまして踏まえまして、村は第6期総合計画で「住みたい 住み続けたいまち ともにつくりよう みんなの夢大地」をテーマに掲げていますが、問題なのは、提案さ

せていただきたいのは、ひとり高齢者、高齢者夫婦の増加に伴う住居対策、これは改善せざるを得ないのかなというふうなご提案をしたいと思うのです。更別はそんなに豪雪地帯ではないのですけれども、やはり降雪というビハインド負っています。自然環境の部分の闘いも高齢者についてはつきまとうという形でございます。本年のように降雪が非常に多い年には、高齢者にとって除雪も含めて排雪も含めて極めて厳しい状況にあったというふうに私も認識しております。また、新規雇用に伴う住居の確保も私は課題だというふうに捉えているところでございます。そういうものを含めて、近未来の高齢者増加に伴う対応等も含めて、あるいは新規就労者の住居確保、定住促進のための分譲地確保などについての解決、それらもろもろの解決、対応策につきご質問させていただきたいと思います。

1点目は、年次計画として村が進めている公営住宅の建てかえ計画について、私は冒頭で言いましたけれども、さらなる創意工夫による住宅確保の必要性もあるというふうに感じています。先ほど申し上げたそれぞれの部分でどう仕組んでいくかという工夫が必要であるというふうに感じていますけれども、村長はどのような考えでいらっしゃるのかお聞きさせていただきたいと思います。

2点目は、今低所得者といいますか、余り低所得者という表現は正しくないのかもしれませんが、住宅の確保とともに、高齢者、若年層、単身者あるいは若い夫婦世帯向けの住居が、住宅が不足しているというふうに感じます。まだ分譲宅地を買って家を建てれないという家族も非常に多くあるというふうに感じられます。それら高齢者や若年層向け、あるいは若い夫婦世帯も含めた中の改善対策といいますか、それらについての今後の対応についての考え方があればご説明いただきたいと思います。

3点目でございますけれども、就労、定住対策は基本的には住居の確保が安定しているということが僕は第一条件だというふうに感じています。かつ、先ほども申し上げましたけれども、高齢者社会では、申しわけないですけれども、今の若葉団地に高齢者のひとり住まいなりなんなりの方が入っていて、玄関出たらすぐ道路だという状況の中では、これだけの降雪降られてしまうと70歳、80歳の方にあの重い雪をスコップをもってはねれというのは、極めて重い仕事になるし、できることではないというふうに私は思っています。それらも含めて、よりよい住居づくり、よりよい住まいづくりという形も含めて、それら若年層、高齢者を含めた中の共生社会の樹立という部分から、ある意味では公営住宅も含めた建設に対する何か対策は講じられないのかなというふうに思っていますので、それらの所見も含めて村長のご意見をお伺いしたいというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんご質問の公営住宅等建てかえに伴う高齢者、定住化、雇用促進住宅の一体的な取り組みの必要性についてお答えをしたいと思います。

現在村では、平成30年度から第6期の総合計画による便利に生活できるまちづくりの住宅、宅地の項目と平成23年度から更別村住生活基本計画を策定し、住民の多様化するニーズに対応するため、多様な住宅の供給と質の向上に取り組んでいるところであります。

まず、ご質問の1点目でありますけれども、これまでに行っている公営住宅建てかえ事業の基本方針といたしましては、高齢化が進む現状、将来の住環境の変化にも柔軟で効果的な対応を図るため、ユニバーサルデザインを取り入れることにより年齢を問わず入居できる住居を整備し、これまでのような高齢者住宅、若年者住宅という区別をせず、多様な世帯が混在することで世代間交流と相互扶助を生み出すことを目標として整備を進めているところであります。日々変化する社会情勢により、より効果的、効率的に対応できる住環境の整備が必要であり、さらなる創意工夫は常に求められ、実行していかななくてはならないものであると考えております。また、平成32年度で計画満了となります更別村住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画の次期計画の策定に向け、全体的な住宅施策の検討を進めていくものであります。

2点目の質問であります。現在村で管理しているシルバーハウジング、単身者住宅に入居待ちがある状況であります。また、曙団地の建てかえ対象となる16戸を取り壊しの関係から現在空き家としており、その分の不足も重なっていると思われ。高齢者住宅につきましては、先ほど申し上げましたとおり高齢者専用住居としてではなく、一般公営住宅としての整備を進めているところでありますけれども、今後進む高齢化を見据えても全ての高齢者を村が整備する公的な住宅で受け入れることは困難であるため、シルバーハウジングにおける見守りや生活支援などのサービスをその他の住宅で展開が可能かどうかなど、ハード面での整備のみならず、ソフト面での新たな施策の検討もこれは進めていかなければならないというふうに考えております。また、単身者住宅につきましては、今月から3月、4月は1年間で最も住宅が不足する時期であります。今後の空き状況などを観察し、必要であれば民間の賃貸住宅による整備などについて検討を行ってまいりたいと考えております。

3点目の質問であります。新規就労者の住居確保としては、若者や単身の方が想定されることから、村単身者住宅、民間賃貸住宅あるいは公営住宅への入居が考えられるところですが、先ほども申し上げましたとおり、現在曙団地公営住宅の建てかえに伴い、解体予定の16戸については入居ができない状況となっております。民間住宅につきましても、空き室には余裕がない状況というふうに認識をしております。このような状況から、曙団地の建てかえが終了する平成34年度までは総体的に住宅が不足ぎみとなることが推察されております。この状況が一時的な課題であり、将来的には解消が見込まれるものなのかを見きわめる必要があるとこれは考えております。また、今年度から取り組みを予定しております更別版CCRCプロジェクト事業により基本構想の検討を進める中で、最終的には移住を希望される方の受け入れ場所と移住者の受け入れの推進方策の検討も必要となってまいります。主に都市から高齢者の移住を見込む場合には、除雪に対する負担の軽減を考えると今のシルバーハウジングのような形態の住宅の整備ということも選択肢として考えられますけれども、移住者のニーズにより整備方法を考えるなど必要があるため、今後ニーズの把握に努め、体制等を検討してまいりたいと考えております。

除雪の対応については、現在のところ低所得者の高齢者や障害者世帯に対しましては村の助成事業により社会福祉協議会が実施する除雪サービスがありますけれども、一般住宅や公営住宅の除雪は個人対応が基本となっております。今回のような大雪の場合は対応が別途必要になるというふうに考えておりますので、関係部署と協議の上、必要な対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今ご説明いただいた中で、もう少しかみ砕いてもう少し話をさせていただきたいというふうに思います。

更別村の現状を踏まえたとき、住宅確保対策のあり方では今の説明の中では、申しわけないけれども、それぞれの立場の中でそれぞれの中で限界もあるからやっていただきたいと、その建前論は理解できないわけではないのですけれども、そこは現実をきちっと踏まえたとき、あくまでも高齢者は高齢者、十分対応できないから在宅も含めた中で見回りも含めて何とか頑張ってくれといっても、正直言いますと私の周りもあと5年、10年したらその家に住んで生活できなくなる人がすごくいらっしゃる。今公営住宅に入っている方の高齢化もあるかもしれませんが、今持ち家でひとり世帯、ひとり高齢者、自宅を持っている夫婦並びに高齢者というのは物すごくいらっしゃる現実があるわけです。

その中で、それらの対応も含めた中で今後どうするかというのは本当に重い課題なのです。それが基本的には、この政策、あの政策というのではなくて、そこは村としてきちっとした対応策を僕は示すべきだというふうに思っておりますし、そのためには、単純に公営住宅が今の更新の中で僕の一つの案として、1階建てのそれぞれのものでなくて、健全高齢者を1階に置いて、2階建てに公営住宅をしてしまって、上に低所得者、若い夫婦も含めてということで、僕はそういう発想もあってしかりだと思っているのです。そして、そういう形にすることによって、村長がいつも提案している共生、相互扶助という部分を重んずるといふ提案に僕は結びついてくるような気がしてならないのですけれども、その点のご意見あればというか、その点の見解を求めたいというふうに思っています。

先日の説明の中で、更別村も核家族化が進んで世帯数が減っていない。今後もふえるだろう。ふえるということは逆に言えば、拡大解釈するわけではなくて高齢者夫婦のみの生活、あるいはひとり高齢者の部分、今は健全者であってもどんどん増加してくるというふうに思われます。また、単身者の関係言いましたけれども、ことし更別農業高等学校を卒業する新卒者の雇用、更別農業高校だよりに出ていましたけれども、5名ですよ、村長。5名が更別村の企業さんの協力により地元で雇用されるわけです。ということは、今の中で十分その分の住居確保できているというような状況では僕はないと思っておりますし、現実にそうだと思います。これからの雇用拡大も含めて村が提唱している部分があれば、単身者向けの住宅も民間の誘導も必要でしょうけれども、村が主導してきちっとした方向性を示して、来てもらう、働いてもらえるという部分をきちっと村の責任で僕は

提案するべきだというふうに思っています。公営住宅の更新については、私の提案したとおり高齢者の部分、これから公営住宅に入りたい、シルバーハウスに入りたいという人どんどんふえてくると思います。それらを総括した中で対策を今から打つ、あるいは計画していかないと僕は間に合わないと思っているし、村長言っているのではないですか、今やらなければ誰がやるのだと、今でしょうと言っているのですから、そういう分も含めて村長の見解を求めたいというふうに思っています。

○議 長 西山村長。

○村 長 まさに今やらなければだめなのです。私はそう思っています。一番最初の本当に高齢化が進んできているという状況がありますし、老老介護とか、私は前にも何回もお話をさせてもらっていますけれども、村長になったときに、家の中で連れ添いをずっと見ているのだと、そのことは村長知っているのかと、いろんなところでお会いしてお話を聞いたときに、そういうところに実際目を向けて、一人で暮らしている高齢者の方々もどれだけいるかわかっているかと、もし何かあったときに、災害とか、あるいは助けてもらいたいときに本当にそういう体制ができていいのかと、それは村としてしっかりやらなければいけないのだというようなことをお話しされました。私は、村長になったときからそれはずっとそう思いまして、やっぱり何とか手を打たなければならない。今手を打たなければ、少子高齢化、子どもたちの現状もそうですけれども、20年後、30年後を見据えて今しっかり対策を立てるといいますか、将来的な展望を持って施策を一つ一つやっていかなければならない。

ただ、高齢者は高齢者、若年層は若年層、子育て支援は子育て支援とばらばらにやっていたのでは一向にこれは前へ進まないというような状況であるというふうに思うのです。そこで、施策は行っていますけれども、医療、福祉、あるいはいろんな関係も含めて横展開といいますか、全てを、前にも何回も言っているのですけれども、一歩進めていくというのですか、1つずつ。ごちゃ混ぜということもありましたけれども、その部分ではいろんな方が住むシェアハウスとか、いろんな部分が先進的に全国で展開されていますし、そういうところも村で取り入れていかなければいけないなというようなことも思っていますので、高齢者の部分はその部分も含めて、ささえ愛さらべつもありますし、いろんな意味で今どんどん、どんどん本当に住民の皆さんの力で進んできています。そこを村としても側面から、あるいは正面からバックアップをしていくというか、あるいは先頭を切ってその部分で政策として掲げて進めていかなければいけないなというふうなことを思っています。

あと、雇用の関係です。今熱中小学校もそうですけれども、いろんな形で起業したいとか、いろんな部分の人が出てきています。それは、更別で商店街の活性化とか村の活性化につながるような動きにならないと、これはお話にならないというようなことを思っていますし、その部分でどうしても住居あるいは事業所、そういったものが必要になってきます。そういったときに、先ほどお話あって、更別農業高校の振興会へ行ったときに、こと

し本当にたくさん村に就職をしていただいています。去年もそうでしたけれども、これは非常に素晴らしいことでありまして、その部分で独身者住宅は足りていないというような話もありますし、分譲地もこれでいいのかという指摘を何回も受けております。ただ、その部分はしっかり検討するというのではなくて、本当に具体的な絵を描いて提示をしなければいけない段階に来ているのではないかというふうに思います。雇用の促進、あるいはさまざまな部分を含めまして将来見据えた施策を具体的に提案して提示をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 おおむね村長の思いも含めてある程度の回答いただきました。ただ、更別版CCRCのプロジェクトといううたい文句ですけれども、村長がどこまでの範疇の想定しているかわかりませんが、基本的には都会から田舎へ高齢者が移住してきてという部分が、これがもともとのCCRCですので、それを含めて、私はそれだけを取り上げて言っているわけではなくて、やっぱり共生社会をつくらなければ。こんな小さなまちだから共生社会つくりやすいでしょう、そのモデルつくりましょう。そのためにはとりあえず就職も含めて更別で地について働いてもらう、生活してもらうというための基本原則は、やっぱりそれは住ではないかと、次は職ではないかと、そう思っているわけです。だから、村長も熱い思いで今言っていただきましたので、僕はある程度期待感を持って、ここは質問を終わらせていただくとは思っていますけれども、そこは共生して混住化で、年寄りに孫なんか見せてみなさいよ、他人の孫、大体離しませんでしたよね、前も。本当に現実なのです。年寄り元気になるのですよ。そういう分も含め、総体的にどう仕組んでいくかという部分、ばらばらでなくて、やっぱりそういう混住化社会も必要なのだという考え方の中で対策していただければと思っております。これが最後の質問になるかもしれませんが、村長、何か所見があればまたいただきたいと思っておりますけれども。

○議 長 西山村長。

○村 長 まさにおっしゃるとおりであります。私は今しか、今やらなければ本当に20年、30年後、50年後の村は豊かな村、持続可能な村になっていかない、継続していかないというふうに考えております。それは、今の課題はたくさんあるわけですけれども、それを総合的に、その基盤はやっぱり共生社会でありますし、相互扶助、あるいはいろんな部分で今大きな機運が巻き起こっておりますけれども、その部分をしっかり意識改革といいますか、我々自身もそうですし、住民の皆さんもそうですし、変革をして改革をしながら、その同じベクトルを見てそこに向かっていきたいというふうに考えておりますし、住居の問題というのはその部分でいえば雇用、いろんな部分含めて大変重要な部分を占めますので、今後具体的な提案ができるよう努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○1番安村議員 それでは、村長のこれからの村づくりのリーダーシップを期待して質問

を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議 長 これをもって一般質問を終了いたします。

◎日程第9 議案第2号

○議 長 次に、日程第9、議案第2号 更別村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定の件を議題といたします。

議案第2号について委員長に審査の報告を求めます。

太田総務厚生常任委員長。

○太田総務厚生常任委員長 第1回定例会において総務厚生常任委員会に付託されました議案について、3月14日、担当課長の出席を求め、委員会を開催し、審査を行いました。その結果について報告いたします。

議案第2号 更別村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定の件は、村の機関等に係る申請、届け出その他の手続等に関し電子申請を利用する方法により行うことを可能とするに当たり、その取り扱い事務を条例で定めるものです。

慎重に審査した結果、当委員会は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で審査の報告といたします。

○議 長 これで総務厚生常任委員長からの報告を終わります。

委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第2号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

委員長報告は可決であります。

これから議案第2号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

お諮りをいたします。議案第2号に対する委員長報告は可決であります。

議案第2号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は可決をされました。

◎日程第10 議案第3号

○議 長 日程第10、議案第3号 更別村寄付金管理基金条例制定の件を議題といたし

ます。

議案第3号について委員長に審査の報告を求めます。

太田総務厚生常任委員長。

○太田総務厚生常任委員長 第1回定例会において総務厚生常任委員会に付託されました議案について、3月14日、担当課長の出席を求め、委員会を開催し、審査を行いました。その結果について報告いたします。

議案第3号 更別村寄付金管理基金条例制定の件は、更別村寄付金条例において寄付者から収受した寄付金は、寄付者の意思を具体化するための事業の区分ごとに対応する各基金において管理運用するよう規定しているが、新たに更別村寄付金管理基金を設置し、寄付金を一括管理運用することにより事務の省力化を図り、効率的な管理運用を行おうとするものです。

慎重に審査した結果、当委員会は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で審査の報告といたします。

○議 長 これで総務厚生常任委員長からの報告を終わります。

委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第3号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

委員長報告は可決であります。

これから議案第3号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。ありませんね。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

お諮りをいたします。議案第3号に対する委員長報告は可決であります。

議案第3号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は可決をされました。

◎日程第11 議案第4号

○議 長 日程第11、議案第4号 更別村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定の件を議題といたします。

議案第4号について委員長に審査の報告を求めます。

太田総務厚生常任委員長。

○太田総務厚生常任委員長 第1回定例会において総務厚生常任委員会に付託されました

議案について、3月14日、担当課長の出席を求め、委員会を開催し、審査を行いました。その結果について報告いたします。

議案第4号 更別村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定の件は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の制定により介護保険法の一部が改正され、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を村の条例として定めるものです。

慎重に審査した結果、当委員会は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で審査の報告といたします。

○議 長 これで総務厚生常任委員長からの報告を終わります。

委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第4号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

委員長報告は可決であります。

これから議案第4号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

お諮りをいたします。議案第4号に対する委員長報告は可決であります。

議案第4号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は可決をされました。

◎日程第12 議案第8号

○議 長 日程第12、議案第8号 更別村行政手続条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

議案第8号について委員長に審査の報告を求めます。

太田総務厚生常任委員長。

○太田総務厚生常任委員長 第1回定例会において総務厚生常任委員会に付託されました議案について、3月14日、担当課長の出席を求め、委員会を開催し、審査を行いました。その結果について報告いたします。

議案第8号 更別村行政手続条例の一部を改正する条例制定の件は、更別村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定に伴い、関連する条文を改めるものです。

慎重に審査した結果、当委員会は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
以上で審査の報告といたします。

- 議 長 これで総務厚生常任委員長からの報告を終わります。
委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
議案第8号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。
(なしの声あり)

- 議 長 これで質疑を終わります。
これから討論に入ります。
委員長報告は可決であります。
これから議案第8号に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

- 議 長 これで討論を終わります。
お諮りをいたします。議案第8号に対する委員長報告は可決であります。
議案第8号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第8号は可決をされました。

◎日程第13 議案第10号

- 議 長 日程第13、議案第10号 更別村寄付条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

議案第10号について委員長に審査の報告を求めます。

太田総務厚生常任委員長。

- 太田総務厚生常任委員長 第1回定例会において総務厚生常任委員会に付託されました議案について、3月14日、担当課長の出席を求め、委員会を開催し、審査を行いました。その結果について報告いたします。

議案第10号 更別村寄付条例の一部を改正する条例制定の件は、寄付者の意思を具体化するための事業をより幅広いものから選定できるようにするため、事業の区分を第6期更別村総合計画における基本目標と同様とするとともに、寄付金の管理運用を効率的に行うため、更別村寄付金管理基金により管理運用するよう改めるものです。

慎重に審査した結果、当委員会は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
以上で審査の報告といたします。

- 議 長 これで総務厚生常任委員長からの報告を終わります。
委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
議案第10号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

- 議長 長 これで質疑を終わります。
これから討論に入ります。
委員長報告は可決であります。
これから議案第10号に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

- 議長 長 これで討論を終わります。
お諮りをいたします。議案第10号に対する委員長報告は可決であります。
議案第10号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第10号は可決をされました。

◎日程第14 閉会中の所管事務調査の件

- 議長 長 日程第14、閉会中の所管事務調査について、総務厚生常任委員会は障害者福祉について、議会運営委員会は議会の運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について、それぞれ閉会中の所管事務調査として調査したい旨、各委員長より申し出があります。

お諮りをいたします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長 長 異議なしと認めます。
したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の調査に付することに決定をいたしました。

◎閉会の議決

- 議長 長 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。
したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長 長 異議なしと認めます。
したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

- 議長 長 これにて平成30年第1回更別村議会定例会を閉会といたします。

(午後 8時42分閉会)